

Ⅱ アンケート調査結果

1. 調査方法

日本全国の市区町村立図書館の現況を把握するためにアンケート調査を実施した。アンケート項目については、I 部で挙げた四つの調査意図に従って設計した。実際の文面については報告書末尾に付録とした。

アンケートの回答はインターネットを通じて、平成 28 年 1 月 8 日から 31 日までの期間に収集した。実施の手順は以下のようなものである。

平成 27 年 12 月 25 日に、図書館を設置する各市区町村教育委員会宛てに、アンケート調査依頼状を郵送した。依頼状として二種の文書を含めた。第一のものは教育委員会図書館担当者宛ての文書で、文部科学省名義で調査協力を求める内容である。第二のものは地方公共団体が設置する各図書館宛ての文書であり、文科省および調査を委託された業者の名義で回答を依頼する内容である。同文書には、アンケート回答用ウェブサイトの URL、ログインのためのアカウント、回答可能期間、サポート案内についても記してある。上述の期間内にその図書館の担当者がウェブサイトを通じて回答した。

有効回答数は 2,456 件であった。アンケートを送付した地方公共団体は 1,315 あり、調査対象とした図書館は 3,173 館である。対象図書館数を分母とすると、回収率はおよそ 77%となった。

なお、アンケートでは中央館と分館の区別は行っていない。調査を設計した段階では、上述の調査意図に関係した企画やサービスを行う図書館の単位が明らかではなかったからである。多くの場合では、中央館と分館を含めた地方公共団体単位での取組が通常であると予想される。だが、分館単位で独自の取組を実施する図書館も存在するかもしれない。調査にはそうした図書館の存在を明らかにする意図もあり、区分を設けずに回答を求めている。

この章の最後に、後の章について使用される用語について解説する。本章以降の図表において「回答対象館数」という語が使用される。これは、アンケートに回答した図書館の総数ではなく、それぞれの設問における回答対象となる館の数を示す。例えば、直営館を対象とした設問の場合「回答対象館数」の総数は 1,667 となる。ただし、全図書館を対象とする設問もあり、その場合は当然ながら 2,456 館となる。

加えて、図表番号についても注意がある。掲載された表の番号は、すべてその表が含まれる章節番号の下の通し番号となっている。しかし図の番号は、対応する表の番号と同一にしてある(二つの図を同一の表から取り出した場合はさらに a,b と記号を加えた)。すなわち、図は通し番号となっておらず、対応する表番号を示すよう付与されているということである。

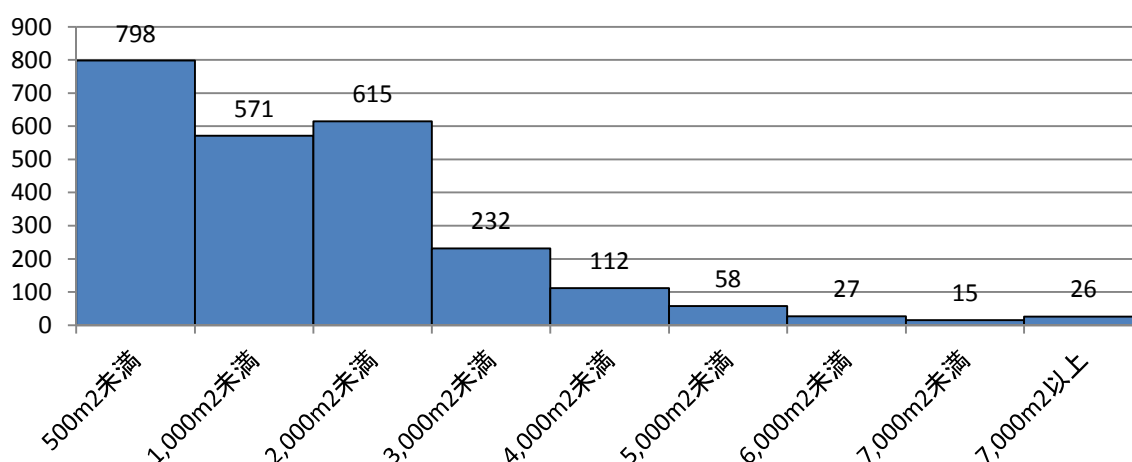
2. 調査対象図書館の属性と構成比

調査に回答した図書館の属性はどのようなものだろうか。登録者数などの 5 つの重要な指標について、平均値・中央値・標準偏差を表 2-1 に示す。元となるデータについては日本図書館協会による『日本の図書館：統計と名簿 2014』¹⁾に準拠した。なお、それぞれの指標からはデータが欠損している館を省いてある(データの個数を示す N の行を参照)。すべての指標で中央値より平均値の方が高いが、これは少数の中規模～大規模な図書館が広い値をとって分布し、中央値周辺に小規模な図書館(分館が含まれる)が多数集まっていることを示している。それぞれの値の大きい標準偏差からも、その広く散らばった分布は明らかだろう。図 2-1 で示した延床面積別図書館数のヒストグラムからも、その分布を確認できる。

表 2-1 5 つの図書館指標からみる調査回答図書館の傾向

	登録者数	蔵書冊数	図書館費(予算額)	延床面積(m ²)	貸出数
平均値	24,387	126,120	74,214	1,309	231,819
中央値	12,161	83,575	26,418	848	127,338
標準偏差	38,200	151,928	159,817	1,583	319,166
N	1,690	2,377	1,331	2,454	2,349

図 2-1 延床面積別の調査回答図書館の分布(N=2,454)



続いて、3つの属性とその全体に占める構成比を示す。図書館の属性といっても複数あるが、この報告書では次の3つに注目した。第一に直営館か指定管理館か否かといった図書館の運営形態、第二に設置した地方公共団体が指定都市か町村かといった団体種類、第三に文部科学省が実施する図書館地区別研修の区割りである地域区分である。なお、運営形態についてはアンケートの設問番号 Q2 を情報源とし、団体種類および地域区分については各図書館に振られている図書館コード番号から割り出した。

第一の運営形態に関しては、図書館関係者の間で指定管理者による運営が適切かどうかについてここ数年議論が交わされている。このため、直営館か指定管理館かによって各調査項目の間に違いがあるかどうかは関心を引くテーマだろう。その内訳は表 2-2 および図 2-2 に示すようになった。調査回答館のうち 68%が直営館であり、16%が指定管理館である。「その他」が

37館あるが、うち6館がPFI事業であった。「その他」のその他には「施設が指定管理である」、「NPO 法人との共同運営」といった回答や、あるいは「自由記述を読む限りでは直営・一部委託・指定管理館のいずれかに分類可能ながら、なんらかの事情でカテゴライズできないと回答者が判断した」回答がみられた。

表 2-2 運営形態別図書館数(Q2)

運営形態	館数	割合(%)
①直営	1,667	67.9%
②一部委託	349	14.2%
③指定管理	403	16.4%
④その他	37	1.5%
計	2,456	100.0%

図 2-2 運営形態別図書館構成比(Q2)

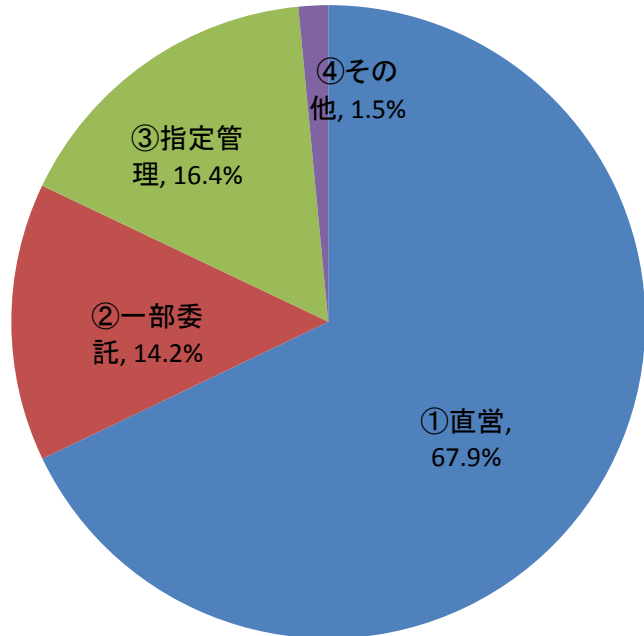
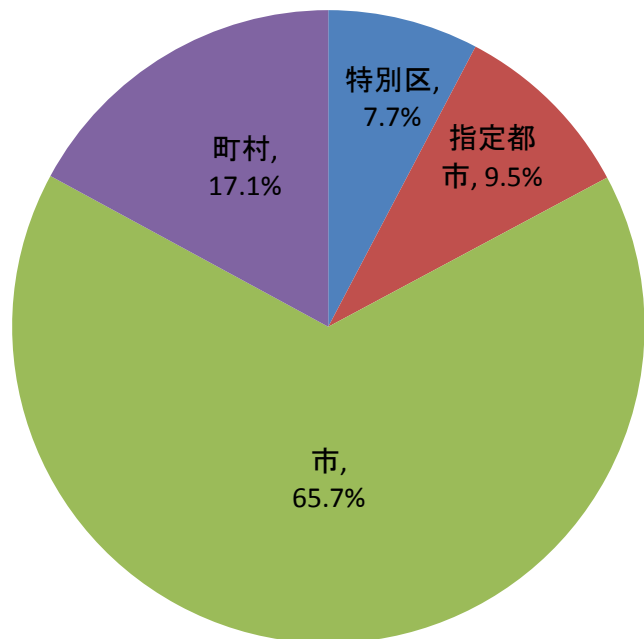


表 2-3 団体種類別図書館数

団体種類	館数	割合(%)
特別区	189	7.7%
指定都市	233	9.5%
市	1,614	65.7%
町村	420	17.1%
計	2,456	100.0%

図 2-3 団体種類別図書館構成比



第二の団体種類は図書館の規模を示唆する指標となる。その内訳を表 2-3 および図 2-3 に示す。特別区および指定都市に属する図書館は 422 館あり、全体の 17%を占める。一方、小

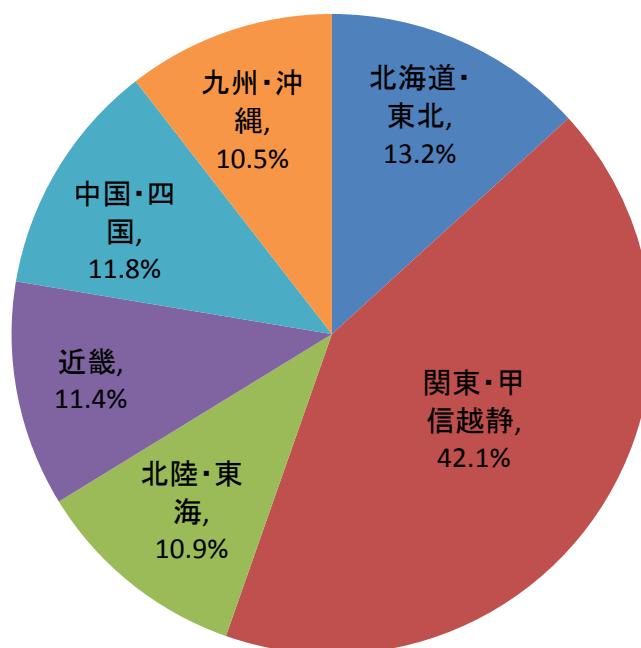
規模であると推定される町村設置の図書館はほぼ同数の 420 館あり、同様に 17%を占める。残りの 66%は指定都市以外の市による設置となっている。

第三の地域区分は、回答図書館が所在する地方を示すものである。これは地方間にあるサービス上の図書館格差を検討する際の区分として使用できる²⁾。その内訳を表 2-4 および図 2-4 に示す。全体の 42%を占める 1,035 館が、関東地方と甲信越地方および静岡県を含む関東・甲信越静地区に位置する。残りの 5 区分の地区は、それぞれ 10%強の割合を占めていることがわかる。

表 2-4 地域区分別図書館数

地域区分	館数	割合(%)
北海道・東北	325	13.2%
関東・甲信越静	1,035	42.1%
北陸・東海	267	10.9%
近畿	280	11.4%
中国・四国	291	11.8%
九州・沖縄	258	10.5%
計	2,456	100.0%

図 2-4 地域区分別図書館構成比



運営形態と団体種類、または運営形態と地域区分、および団体種類と地域区分の内訳はどのようなのだろうか。表 2-5、表 2-6、表 2-7 にそれぞれのクロス集計表を示した。

表 2-5 からは、特別区において一部委託館または指定管理館がおよそ 8 割を占め、指定都市においてそれらが 6 割近くとなることがわかる。一方、市町村においてはまだ直営館の比重が高く、市町村全体の 76%がそうである。

また、表 2-6 からは、関東・甲信越静地区以上に九州・沖縄地区で指定管理館が多いことがうかがえる。表 2-7 からは各地域における、特別区・指定都市・市・町村の構成比がわかる。特別区は東京都のみしか存在しないので、関東・甲信越静以外の地域には登場しない。関東・甲信越静と近畿における指定都市の割合が高い。その二つの地域以外では、町村の割合が 20%弱～30%弱と非常に高くなる。

指定都市を除く市町村の図書館は全体 8 割を占め、直営館は 7 割弱存在している。アンケートの回収率が 7 割を超えていることを考慮すると、本調査の結果が日本の図書館の傾向をおおむね反映していると考えてよいだろう。

表 2-5 運営形態×団体種類のクロス集計表 (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①直営	32	16.9%	92	39.5%	1,185	73.4%	358	85.2%
②一部委託	68	36.0%	81	34.8%	186	11.5%	14	3.3%
③指定管理	89	47.1%	56	24.0%	213	13.2%	45	10.7%
④その他	0	0.0%	4	1.7%	30	1.9%	3	0.7%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

表 2-6 運営形態×地域区分のクロス集計表 (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①直営	272	83.7%	612	59.1%	178	66.7%	214	76.4%	218	74.9%	173	67.1%
②一部委託	22	6.8%	195	18.8%	55	20.6%	33	11.8%	22	7.6%	22	8.5%
③指定管理	26	8.0%	209	20.2%	32	12.0%	31	11.1%	44	15.1%	61	23.6%
④その他	5	1.5%	19	1.8%	2	0.7%	2	0.7%	7	2.4%	2	0.8%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 2-7 団体種類×地域区分のクロス集計表 (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別区	0	0.0%	189	18.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
政令市	17	5.2%	111	10.7%	20	7.5%	43	15.4%	20	6.9%	22	8.5%
市	211	64.9%	636	61.4%	195	73.0%	204	72.9%	197	67.7%	171	66.3%
町村	97	29.8%	99	9.6%	52	19.5%	33	11.8%	74	25.4%	65	25.2%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

【注】

- 『日本の図書館：統計と名簿 2014』日本図書館協会，2014.
- 地域区分の六つの区分それぞれに含まれる都道府県の内訳
 北海道・東北.....北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東・甲信越静...茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
 東海・北陸.....富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
 近畿.....滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国・四国.....鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州・沖縄.....福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

3. 「望ましい基準」に基づいた図書館運営①:方針と計画の策定(Q7-29)

現在の「望ましい基準」は、平成20年6月に「社会教育法等の一部を改正する法律」の成立によって図書館法が改正されたことを受けて、従来の「望ましい基準」が全部改正されたものである。

前述の「社会教育法等の一部を改正する法律」の概要¹⁾では、主要な改正点として、社会教育施設の運営能力の向上が掲げられ、「公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるものとする」とされ、具体的には図書館法第7条の3、第7条の4で規定されている。

これらの条文から、

- 運営状況について点検・評価を行っていること
- 点検・評価に基づく運営の改善に努めること
- 運営状況に関する情報提供を積極的に行うこと

が図書館として望ましい状況であることがわかる。

さらに「望ましい基準」では、市町村立図書館の管理運営について以下の点を示している。

- 事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表する
- 基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定する
- 指標に係る目標を設定する
- 事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表する
- 基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意する
- 目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行う
- 図書館協議会の活用その他の方法により、関係者・第三者による評価を行う
- 点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずる
- 点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネット等をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表する

以上の事情を踏まえ、図書館の運営方針と計画の策定状況について本調査では質問しているため、その結果を報告する。

3.1. 基本的運営方針及び事業計画の策定状況

Q7からQ10は、基本的運営方針の策定に関連する質問事項である。Q7では、基本的運営方針の策定について尋ねていて、結果は表 3-1-1 の通りである。策定している図書館は全体の約半分にすぎず、実際の図書館運営において基本的運営方針を策定してから個別の計画を考えていくという体系的な計画作りはまだ未定着といえよう。

さらに、運営形態別に整理したのが表 3-1-2(運営形態別集計については、その他の数が少数であるため、基本的に直営・一部委託・指定管理の3者に対して言及している)である。一部

委託の比率が低く、指定管理において比率が高い。地域区別に整理したのが表 3-1-3 であるが、地域による差は特に確認されない。これに対して、特別区、指定都市、市、町村別にみていくと、この順番に策定の比率が低下していることがわかる(表 3-1-4)。

表 3-1-1 「基本的運営方針」を策定しているか(Q7) (N=2,456)

「基本的運営方針」を策定しているか	件数	割合
①策定している	1,216	49.5%
②策定していない	1,011	41.2%
未回答	229	9.3%
計	2,456	100.0%

図 3-1-1a 「基本的運営方針」を策定しているか(Q7) (N=2,456)

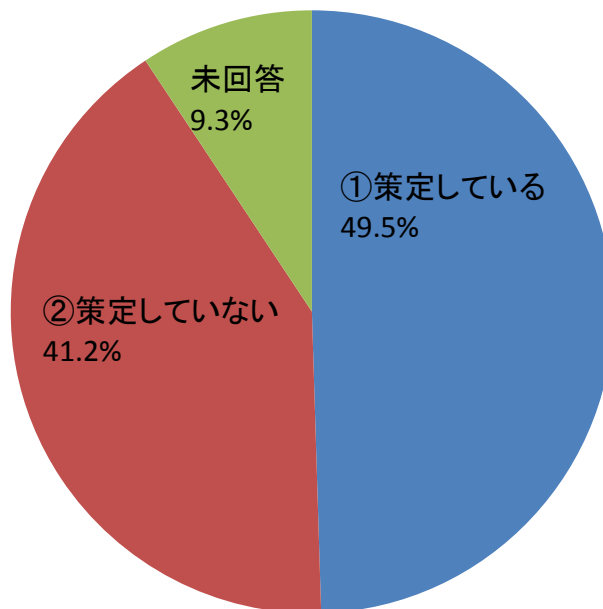
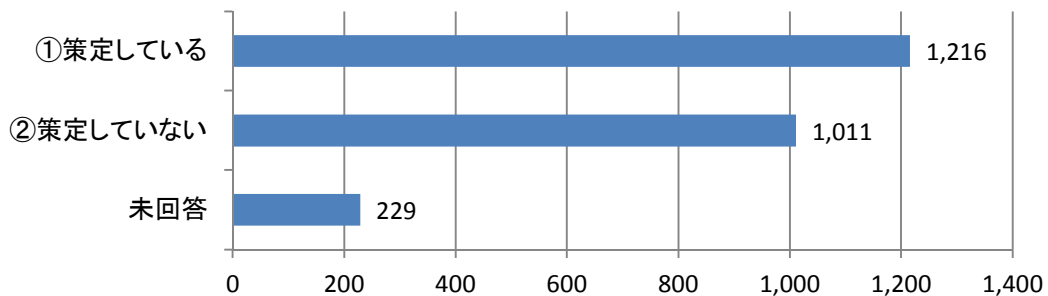


図 3-1-1b 「基本的運営方針」を策定しているか(Q7) (N=2,456)

表 3-1-2 運営形態別、基本的運営方針の策定状況 (Q2×Q7) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①策定している	818	49.1%	145	41.5%	240	59.6%	13	35.1%
②策定していない	726	43.6%	158	45.3%	123	30.5%	4	10.8%
未回答	123	7.4%	46	13.2%	40	9.9%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 3-1-3 地域区分別、基本的運営方針の策定状況 (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①策定している	166	51.1%	507	49.0%	127	47.6%	140	50.0%	148	50.9%	128	49.6%
②策定していない	139	42.8%	374	36.1%	119	44.6%	133	47.5%	131	45.0%	115	44.6%
未回答	20	6.2%	154	14.9%	21	7.9%	7	2.5%	12	4.1%	15	5.8%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 3-1-4 団体種類別、基本的運営方針の策定状況 (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①策定している	119	63.0%	137	58.8%	815	50.5%	145	34.5%
②策定していない	60	31.7%	35	15.0%	644	39.9%	272	64.8%
未回答	10	5.3%	61	26.2%	155	9.6%	3	0.7%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

次に、基本的運営方針の策定の際に住民の要望等を取り入れているかどうかについてQ8で尋ねているが、その結果は、表 3-1-5 の通りであり、3分の1の図書館では、住民の要望等を取り入れていないと回答している。

表 3-1-5 「基本的運営方針」策定の際、住民の要望等を取り入れているか (Q8) (N=1,216)²⁾

「基本的運営方針」策定の際、住民の要望等を取り入れているか	件数	割合
①取り入れている	793	65.2%
②取り入れていない	415	34.1%
未回答	8	0.7%
計	1,216	100.0%

基本的運営方針策定時の住民の意見の取り入れについて、運営形態別にみていく(表 3-1-6)と、直営の図書館では約 60%、指定管理館で約 72%、一部委託館で 80%となっている。また、地域区分別(表 3-1-7)にみると、全体平均より比率が高い関東・甲信越静地区および北海道・東北地区、ほぼ全体平均な近畿地区および九州・沖縄地区、比率が低い中国・四国および北陸・東海地区と3グループに分けられる。団体の種類別(表 3-1-8)では特別区と指定都市が全体平均の比率より高く、町村がほぼ全体平均であり、市が全体平均よりやや低くな

っている。

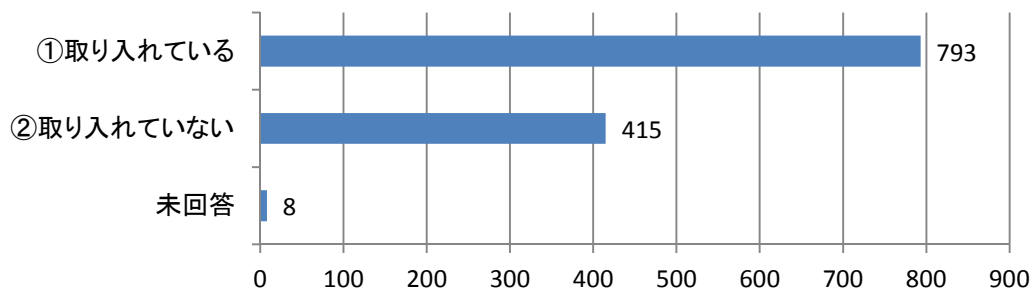


図 3-1-5a 「基本的運営方針」策定の際、住民の要望等を取り入れているか (Q8) (N=1,216)

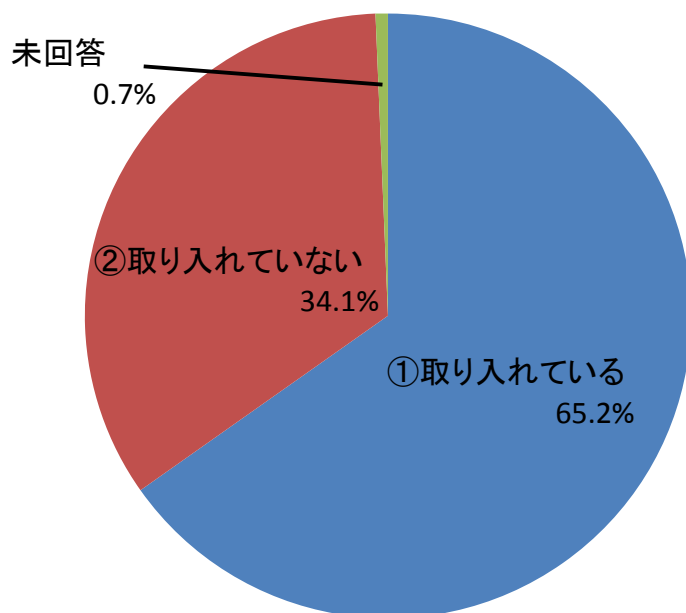


図 3-1-5b 「基本的運営方針」策定の際、住民の要望等を取り入れているか (Q8) (N=1,216)

表 3-1-6 運営形態別、基本的運営方針策定時の住民要望等取り入れ状況 (Q2×Q8) (N=1,216)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	498	60.9%	116	80.0%	173	72.1%	6	46.2%
②取り入れていない	314	38.4%	28	19.3%	66	27.5%	7	53.8%
未回答	6	0.7%	1	0.7%	1	0.4%	0	0.0%
計	818	100.0%	145	100.0%	240	100.0%	13	100.0%

表 3-1-7 地域区分別、基本的運営方針策定時の住民要望等取り入れ状況
(Q2×Q8) (N=1,216)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	73	57.5%	349	68.8%	114	68.7%	90	64.3%	85	57.4%	82	64.1%
②取り入れていない	52	40.9%	155	30.6%	51	30.7%	50	35.7%	62	41.9%	45	35.2%
未回答	2	1.6%	3	0.6%	1	0.6%	0	0.0%	1	0.7%	1	0.8%
計	127	100.0%	507	100.0%	166	100.0%	140	100.0%	148	100.0%	128	100.0%

表 3-1-8 団体種類別、基本的運営方針策定時の住民要望等取り入れ状況 (N=1,216)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	89	74.8%	102	74.5%	507	62.2%	95	65.5%
②取り入れていない	30	25.2%	32	23.4%	305	37.4%	48	33.1%
未回答	0	0.0%	3	2.2%	3	0.4%	2	1.4%
計	119	100.0%	137	100.0%	815	100.0%	145	100.0%

基本的運営方針の公表について尋ねているのが Q9 である(表 3-1-9、図 3-1-9a、図 3-1-9b)。基本的運営方針を策定した地方公共団体の9割近くが公表しており、策定した基本的運営方針については公表するという流れになっているといえる。運営形態別(表 3-1-10)では直営の比率がやや高い。地域区分別(表 3-1-11)では、関東・甲信越静地区および近畿地区では9割を超えている一方、中国・四国地区では75%と相対的に低い状態となっている。団体の種類別(表 3-1-12)では、指定都市が基本的運営方針を策定した図書館のほぼすべて(97.1%)で公表されているが、特別区では82.4%、町村では75.9%と、公表の比率が相対的に低い。

表 3-1-9 「基本的運営方針」を公表しているか(Q9) (N=1,216)

「基本的運営方針」を公表しているか	件数	割合
①公表している	1,068	87.8%
②公表していない	140	11.5%
未回答	8	0.7%
計	1,216	100.0%

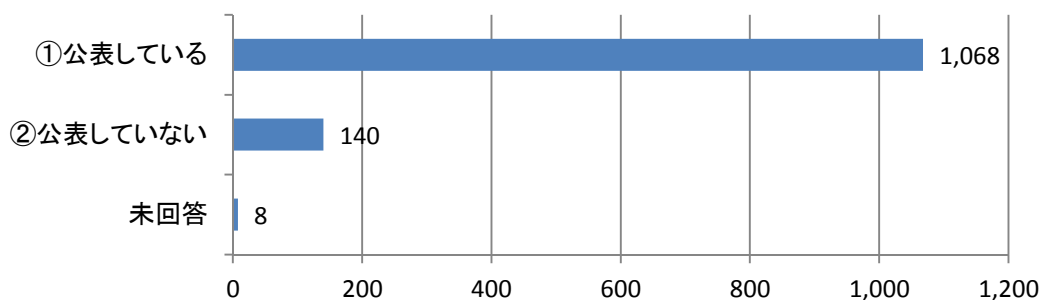


図 3-1-9a 「基本的運営方針」を公表しているか(Q9) (N=1,216)

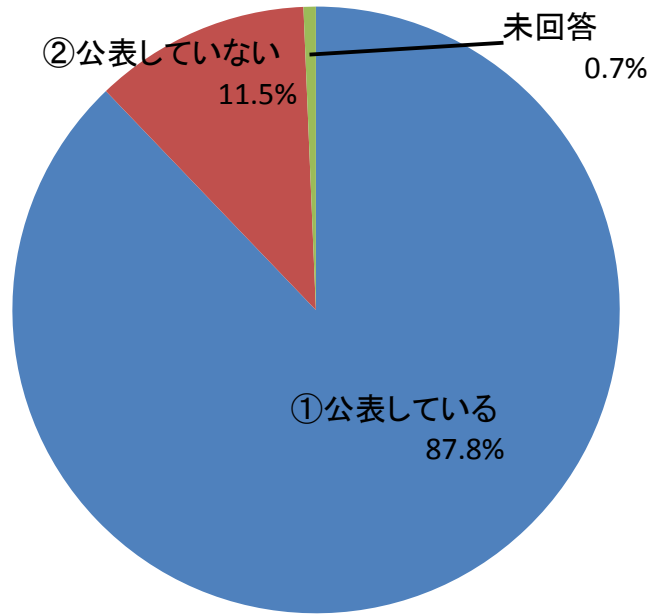


図 3-1-9b 「基本的運営方針」を公表しているか(Q9) (N=1,216)

表 3-1-10 運営形態別、「基本的運営方針」の公表状況(Q2×Q9) (N=1,216)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	728	43.7%	124	35.5%	204	50.6%	12	32.4%
②公表していない	84	5.0%	20	5.7%	35	8.7%	1	2.7%
未回答	6	0.4%	1	0.3%	1	0.2%	0	0.0%
計	818	49.1%	145	41.5%	240	59.6%	13	35.1%

表 3-1-11 地域区分別、「基本的運営方針」の公表状況 (N=1,216)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	148	89.2%	466	91.9%	108	85.0%	129	92.1%	111	75.0%	106	82.8%
②公表していない	18	10.8%	38	7.5%	17	13.4%	10	7.1%	36	24.3%	21	16.4%
未回答	0	0.0%	3	0.6%	2	1.6%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.8%
計	166	100.0%	507	100.0%	127	100.0%	140	100.0%	148	100.0%	128	100.0%

表 3-1-12 団体種類別、「基本的運営方針」の公表状況 (N=1,216)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	98	82.4%	133	97.1%	727	89.2%	110	75.9%
②公表していない	21	17.6%	1	0.7%	83	10.2%	35	24.1%
未回答	0	0.0%	3	2.2%	5	0.6%	0	0.0%
計	119	100.0%	137	100.0%	815	100.0%	145	100.0%

基本的運営方針を公表していない理由について自由記述で尋ねているのが Q10 である。以下の趣旨の回答が目立っている。

- 内部統制の一環として基本的運営方針を策定している
- 一般には公開していないが特定の団体(協働・連携している団体、図書館協議会、利用者懇談会等)に公開している
- 地方公共団体のより上位の計画の一部となっている
- 要望があれば公開する

3.2. 基本方針及び計画に基づいた指標および目標の制定状況

3.2.1. 図書館の運営に関する適切な指標

Q11からQ14は、図書館の運営に関する適切な指標の選定に関連する質問項目となっている。まず、指標の選定について Q11 で尋ねていて、結果は表 3-2-1 と図 3-2-1a および図 3-2-1b である。選定しているのは全回答の 3 割強程度となっている。

表 3-2-1 図書館の運営に関する適切な指標を選定しているか(Q11) (N=2,456)

図書館の運営に関する適切な指標を選定しているか	件数	割合
①選定している	763	31.1%
②選定していない	1,457	59.3%
未回答	236	9.6%
計	2,456	100.0%

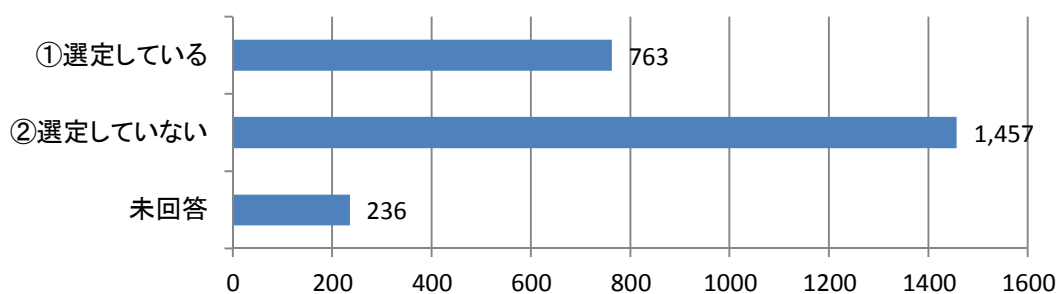


図 3-2-1a 図書館の運営に関する適切な指標を選定しているか(Q11) (N=2,456)

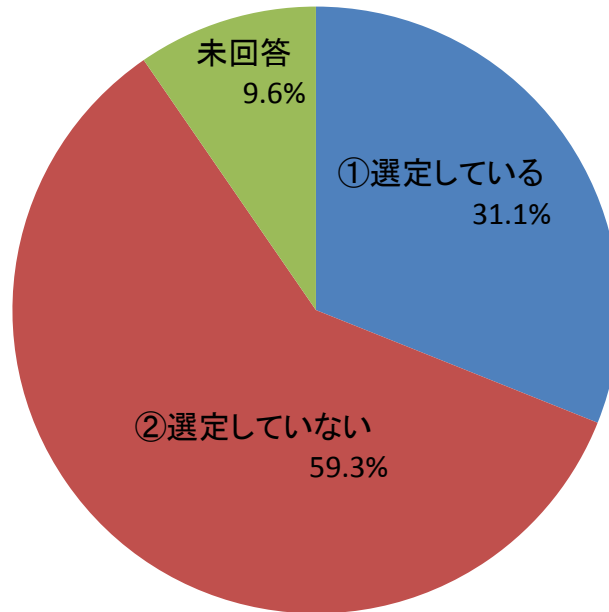


図 3-2-1b 図書館の運営に関する適切な指標を選定しているか(Q11) (N=2,456)

運営形態別(表 3-2-2)にみると、直営の比率が低く、一部業務委託、指定管理と比率が高まっていく。地域区分別(表 3-2-3)では、近畿地区の比率が高く、関東・甲信越静地区と北海道・東北地区がほぼ平均であり、中国・四国地区、北陸・東海地区、九州・沖縄地区の比率が低い。団体の種類別(表 3-2-4)では指定都市が半数以上、特別区が 4 割弱、町村は 15.2%であった。

また、基本的運営方針の策定状況(Q7)と指標の選定状況(Q11)をクロス集計したのが表 3-2-5 である。指標を選定している図書館では基本的には基本的運営方針も策定されているが、基本的運営方針が策定されていても指標が選定されるのは半数強である。

表 3-2-2 運営形態別、指標の選定状況(Q7×Q11) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①選定している	473	28.4%	118	33.8%	166	41.2%	6	16.2%
②選定していない	1,068	64.1%	184	52.7%	194	48.1%	11	29.7%
未回答	126	7.6%	47	13.5%	43	10.7%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 3-2-3 地域区分別、指標の選定状況(Q11) (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①選定している	99	30.5%	335	32.4%	67	25.1%	114	40.7%	84	28.9%	64	24.8%
②選定していない	207	63.7%	542	52.4%	178	66.7%	157	56.1%	195	67.0%	178	69.0%
未回答	19	5.8%	158	15.3%	22	8.2%	9	3.2%	12	4.1%	16	6.2%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 3-2-4 団体種類別、指標の選定状況(Q11) (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①選定している	73	38.6%	129	55.4%	497	30.8%	64	15.2%
②選定していない	105	55.6%	42	18.0%	958	59.4%	352	83.8%
未回答	11	5.8%	62	26.6%	159	9.9%	4	1.0%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

表 3-2-5 基本的運営方針の策定と指標の選定状況(Q7×Q11) (N=2,456)

		図書館の運営に関する適切な指標を選定しているか			
		①選定している	②選定していない	未回答	計
「基本的運営方針」を策定しているか	①策定している	685	526	5	1,216
	②策定していない	78	930	3	1,011
	未回答	0	1	228	229
	計	763	1457	236	2,456

次に指標の選定にあたって住民の要望等を取り入れているかについて質問しているのがQ12である(表 3-2-6, 図 3-2-6a、図 3-2-6b)。要望を取り入れている図書館は6割強である。運営形態別(表 3-2-7)にみると、一部業務委託が突出して高い。地域区分別(表 3-2-8)では、北海道・東北地区、近畿地区の比率が高い。一方中国・四国地区は、3分の1を上回る程度となっている。団体の種類別(表 3-2-9)で見ると指定都市の割合が高い。

表 3-2-6 指標選定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q12) (N=763)³⁾

指標選定にあたって、住民の要望等を取り入れているか	件数	割合
①取り入れている	481	63.0%
②取り入れていない	277	36.3%
未回答	5	0.7%
計	763	100.0%

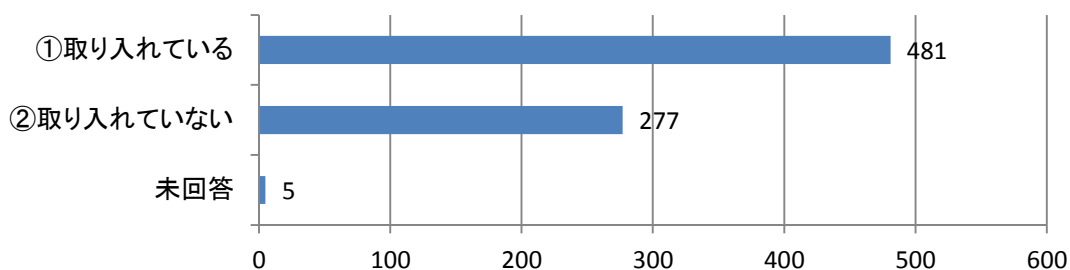


図 3-2-6a 指標選定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q12) (N=763)

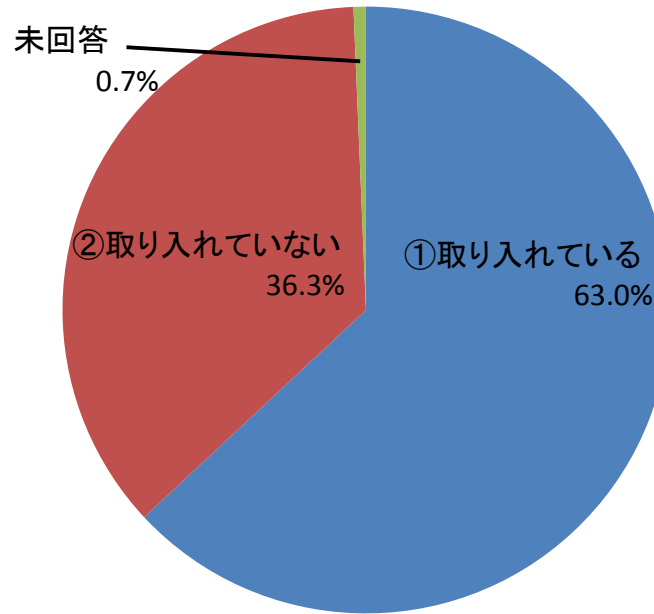


図 3-2-6b 指標選定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q12) (N=763)

表 3-2-7 運営形態別、指標選定時の住民要望等の取り込み状況 (Q2×Q12) (N=763)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	282	59.6%	93	78.8%	100	60.2%	6	100.0%
②取り入れていない	187	39.5%	24	20.3%	66	39.8%	0	0.0%
未回答	4	0.8%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
計	473	100.0%	118	100.0%	166	100.0%	6	100.0%

表 3-2-8 地域区分別、指標選定時の住民要望等の取り込み状況(Q12) (N=763)

	北海道・東北		関東・甲信越静岡		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	77	77.8%	219	65.4%	39	58.2%	80	70.2%	29	34.5%	37	57.8%
②取り入れていない	22	22.2%	114	34.0%	26	38.8%	34	29.8%	55	65.5%	26	40.6%
未回答	0	0.0%	2	0.6%	2	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%
計	99	100.0%	335	100.0%	67	100.0%	114	100.0%	84	100.0%	64	100.0%

表 3-2-9 団体種類別、指標選定時の住民要望等の取り込み状況(Q12) (N=763)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	48	65.8%	97	75.2%	294	59.2%	42	65.6%
②取り入れていない	25	34.2%	30	23.3%	200	40.2%	22	34.4%
未回答	0	0.0%	2	1.6%	3	0.6%	0	0.0%
計	73	100.0%	129	100.0%	497	100.0%	64	100.0%

選定した指標の公開状況(Q13)をみていくと、全体では、92%ときわめて高い比率で公表されている(表 3-2-10、図 3-2-10a、図 3-2-10b)。運営形態別(表 3-2-11)にみると、一部業務

委託が高く、指定管理では低い。地域区分別(表 3-2-12)では、関東・甲信越静地区と近畿地区の比率が高いが、中国・四国地区が約 70%と低い。団体の種類別(表 3-2-13)では、特別区、指定都市が高く、町村が低い。

表 3-2-10 選定した指標を公表しているか(Q13) (N=763)

選定した指標を公表しているか	件数	割合
①公表している	702	92.0%
②公表していない	57	7.5%
未回答	4	0.5%
計	763	100.0%

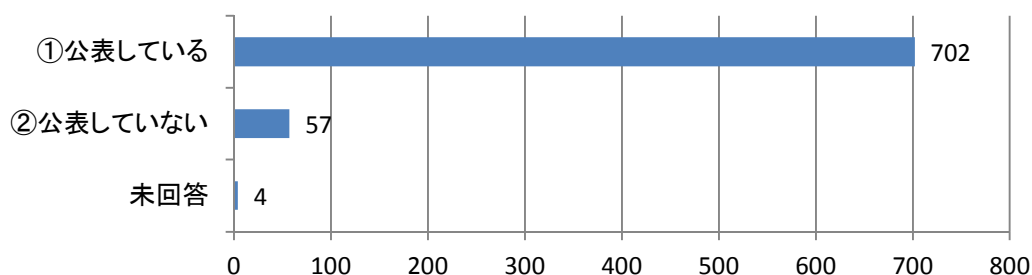


図 3-2-10a 選定した指標を公表しているか(Q13) (N=763)

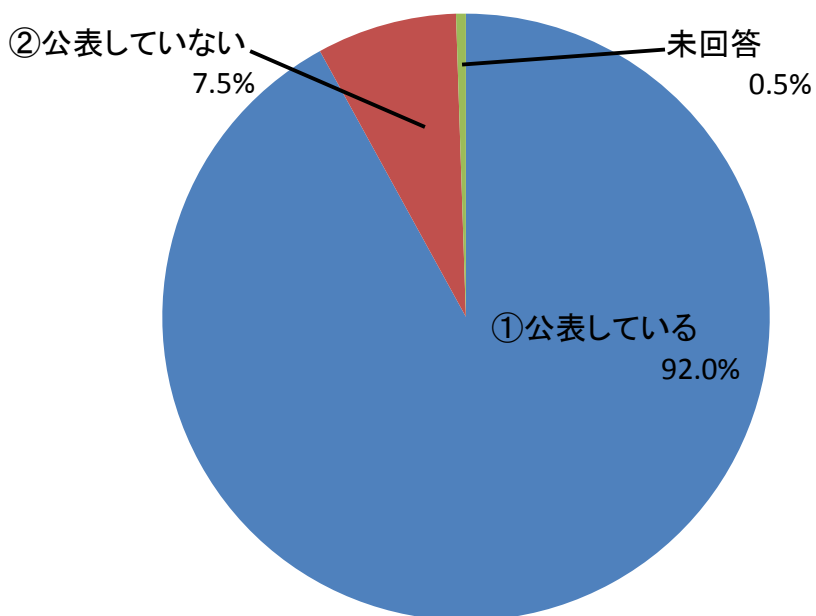


図 3-2-10b 選定した指標を公表しているか(Q13) (N=763)

指標を公開しない理由について自由記述で尋ねているのが Q14 である。以下の趣旨の回答が目立っている。

- 内部統制の一環として指標を選定している
- 一般には公開していないが図書館協議会等に公開している

表 3-2-11 運営形態別、指標の公表状況 (Q2×Q13) (N=763)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	436	92.2%	115	97.5%	145	87.3%	6	100.0%
②公表していない	34	7.2%	2	1.7%	21	12.7%	0	0.0%
未回答	3	0.6%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
計	473	100.0%	118	100.0%	166	100.0%	6	100.0%

表 3-2-12 地域区分別、指標の公表状況 (Q13) (N=763)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	88	88.9%	325	97.0%	59	88.1%	112	98.2%	59	70.2%	59	92.2%
②公表していない	11	11.1%	8	2.4%	7	10.4%	2	1.8%	25	29.8%	4	6.3%
未回答	0	0.0%	2	0.6%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%
計	99	100.0%	335	100.0%	67	100.0%	114	100.0%	84	100.0%	64	100.0%

表 3-2-13 団体種類別、指標の公表状況 (Q13) (N=763)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	70	95.9%	125	96.9%	452	90.9%	55	85.9%
②公表していない	3	4.1%	2	1.6%	43	8.7%	9	14.1%
未回答	0	0.0%	2	1.6%	2	0.4%	0	0.0%
計	73	100.0%	129	100.0%	497	100.0%	64	100.0%

- 地方公共団体の全体の活動の一部になっている
- 予算をはじめとする状況に左右される
- 要望があれば公開する

指標の選定について整理すると、以下の通りになる。

- 指標を選定していると回答した図書館は 3 割強である
- 種類別にみた指標の選定
 - 運営形態別でみていくと、指定管理館、一部委託館、直営館の順に割合が高い
 - 地域区分別でみていくと、近畿のみが 4 割を超え、他地域は 3 割前後である
 - 団体種類別でみていくと、町村図書館では 8 割が「選定していない」と回答した

3.2.2. 図書館の運営に関する目標

Q15 から Q18 は、図書館の運営に関する目標の設定に関連する質問項目となっている。Q15 では、目標の設定について尋ねていて、結果は表 3-2-14 と図 3-2-14a, 図 3-2-14b である。目標を設定しているのは指標の選定と同様に全回答の 3 割強程度である。運営形態別 (表 3-2-15) にみると、直営の比率が低く、一部委託、指定管理と比率が高まっていく。地域区分別 (表 3-2-16) では、近畿地区の比率が高く、中国・四国地区と関東・甲信越静地区がほぼ平均であり、九州・沖縄地区、北海道・東北地区、北陸・東海地区の比率が低い。団体の種類別 (表 3-2-17) では指定都市の半数以上が設定しているが、町村は 16.0% と低い。

表 3-2-14 図書館の運営に関する目標を設定しているか(Q15) (N=2,456)

図書館の運営に関する目標を設定しているか	件数	割合
①設定している	774	31.5%
②設定していない	1,445	58.8%
未回答	237	9.6%
計	2,456	100.0%

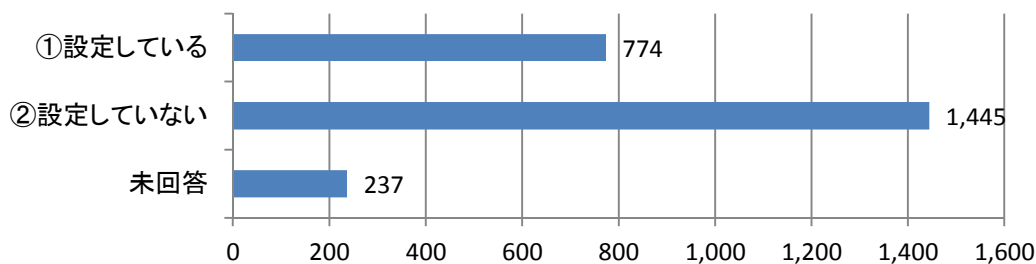


図 3-2-14a 図書館の運営に関する目標を設定しているか(Q15) (N=2,456)

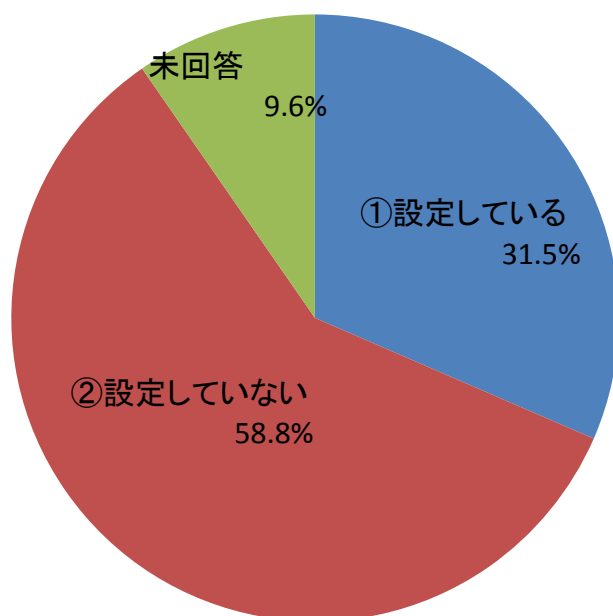


図 3-2-14a 図書館の運営に関する目標を設定しているか(Q15) (N=2,456)

表 3-2-15 運営形態別、運営目標の設定状況(Q2×Q15) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①設定している	470	28.2%	123	35.2%	177	43.9%	4	10.8%
②設定していない	1,069	64.1%	179	51.3%	184	45.7%	13	35.1%
未回答	128	7.7%	47	13.5%	42	10.4%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 3-2-16 地域区分別、運営目標の設定状況 (Q15) (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①設定している	91	28.0%	332	32.1%	73	27.3%	107	38.2%	97	33.3%	74	28.7%
②設定していない	214	65.8%	546	52.8%	170	63.7%	165	58.9%	182	62.5%	168	65.1%
未回答	20	6.2%	157	15.2%	24	9.0%	8	2.9%	12	4.1%	16	6.2%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 3-2-17 団体種類別、運営目標の設定状況 (Q15) (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①設定している	73	38.6%	129	55.4%	505	31.3%	67	16.0%
②設定していない	106	56.1%	42	18.0%	947	58.7%	350	83.3%
未回答	10	5.3%	62	26.6%	162	10.0%	3	0.7%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

また、基本的運営方針の策定状況 (Q7) と目標の設定状況 (Q15) をクロス集計したのが表 3-2-18 である。目標を設定している図書館では基本的には基本的運営方針も策定されているが、基本的運営方針が策定されていても目標が設定されるのは半数強である。

表 3-2-18 「基本的運営方針」の策定と目標の設定状況 (Q7×Q15) (N=2,456)

		図書館の運営に関する目標を設定しているか			計
		①設定している	②設定していない	未回答	
「基本的運営方針」を策定しているか	①策定している	689	521	6	1,216
	②策定していない	85	923	3	1,011
	未回答	0	1	228	229
	計	774	1,445	237	2,456

Q16 では、指標の選定にあたって住民の要望等を取り入れているかについて質問している (表 3-2-19、図 3-2-19a、図 3-2-19b)。要望を取り入れている図書館は6割強である。運営形態別 (表 3-2-20) にみると、一部業務委託、指定管理、直営の順となっている。地域区分別 (表 3-2-21) では、近畿地区の比率が高く、北海道・東北地区も平均を上回っているが、一方北陸・東海地区と中国・四国地区は、他地区と比べて比率が低い。団体の種類別 (表 3-2-22) で見ていくと特別区の割合が高いが、全体的にはほぼ平均前後となっている。

表 3-2-19 目標の設定にあたって、住民の要望等を取り入れているか (Q16) (N=774) ⁴⁾

目標の設定にあたって、住民の要望等を取り入れているか	件数	割合
①取り入れている	467	60.3%
②取り入れていない	301	38.9%
未回答	6	0.8%
計	774	100.0%

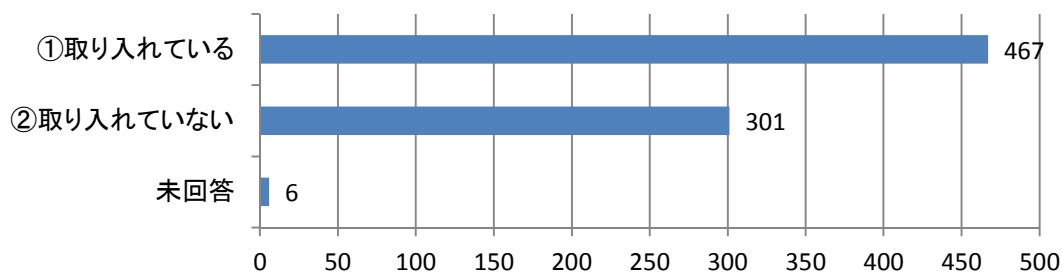


図 3-2-19a 目標の設定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q16) (N=774)

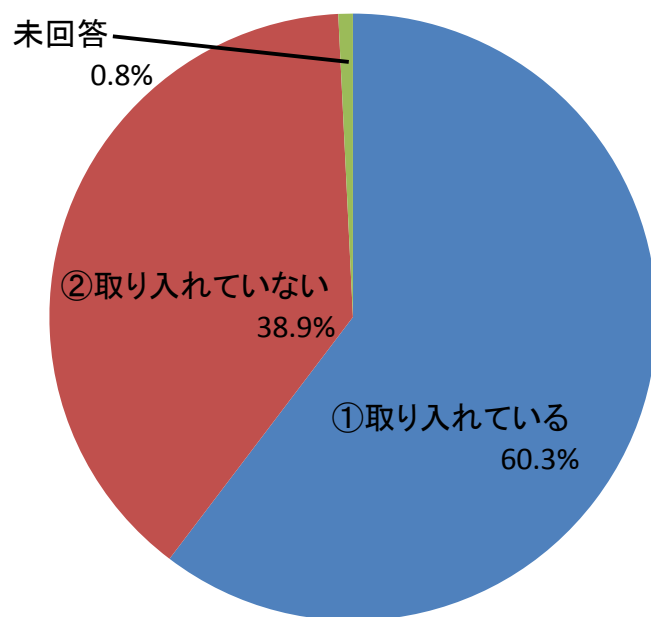


図 3-2-19b 目標の設定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q16) (N=774)

表 3-2-20 運営形態別、目標設定時の住民要望等の取り込み状況(Q2×Q16) (N=774)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	269	57.2%	85	69.1%	109	61.6%	4	100.0%
②取り入れていない	198	42.1%	36	29.3%	67	37.9%	0	0.0%
未回答	3	0.6%	2	1.6%	1	0.6%	0	0.0%
計	470	100.0%	123	100.0%	177	100.0%	4	100.0%

表 3-2-21 地域区分別、目標設定時の住民要望等の取り込み状況(Q16) (N=774)

	北海道・東北		関東・甲信越静岡		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	61	67.0%	195	58.7%	37	50.7%	87	81.3%	45	46.4%	42	56.8%
②取り入れていない	30	33.0%	136	41.0%	33	45.2%	19	17.8%	52	53.6%	31	41.9%
未回答	0	0.0%	1	0.3%	3	4.1%	1	0.9%	0	0.0%	1	1.4%
計	91	100.0%	332	100.0%	73	100.0%	107	100.0%	97	100.0%	74	100.0%

表 3-2-22 団体種類別、目標設定時の住民要望等の取り込み状況(Q16) (N=774)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	48	65.8%	77	59.7%	301	59.6%	41	61.2%
②取り入れていない	25	34.2%	49	38.0%	203	40.2%	24	35.8%
未回答	0	0.0%	3	2.3%	1	0.2%	2	3.0%
計	73	100.0%	129	100.0%	505	100.0%	67	100.0%

設定した目標の公開状況(Q17)をみていくと、目標を設定した図書館のほぼ 9 割が目標を公表している(表 3-2-23、図 3-2-23a、図 3-2-23b)。運営形態別(表 3-2-24)にみると、直営が最も高く、指定管理が低い。地域区分別(表 3-2-25)では、関東・甲信越静地区と近畿地区の比率が高いが、中国・四国地区が約 75%と低い。団体の種類別(表 3-2-26)にみると、特別区の比率が高く、指定都市と町村の比率が低い。

目標を公表しない理由について自由記述で尋ねているのが Q18 である。以下の趣旨の回答が目立っている。

- 基本的運営方針を公表していないため
- 内部統制の一環として目標を設定している
- 一般には公表していないが図書館協議会等に提出している
- 指定管理事業計画に盛り込まれていて、すでに提出している
- 地方公共団体全体の活動の一部になっている
- 要望があれば公表する

目標の設定について整理すると、以下の通りになる。

- 目標を設定しているのは 3 割強である
 - 運営形態別でみていくと、指定管理館、一部委託館、直営館の順に値が高い
 - 地域区分別でみていくと、近畿がもっとも高く、他地域は 3 割前後である
 - 団体種類別でみていくと、町村図書館では 8 割が「設定していない」と回答した

表 3-2-23 設定した目標を公表しているか(Q17) (N=774)

設定した目標を公表しているか	件数	割合
①公表している	694	89.7%
②公表していない	75	9.7%
未回答	5	0.6%
計	774	100.0%

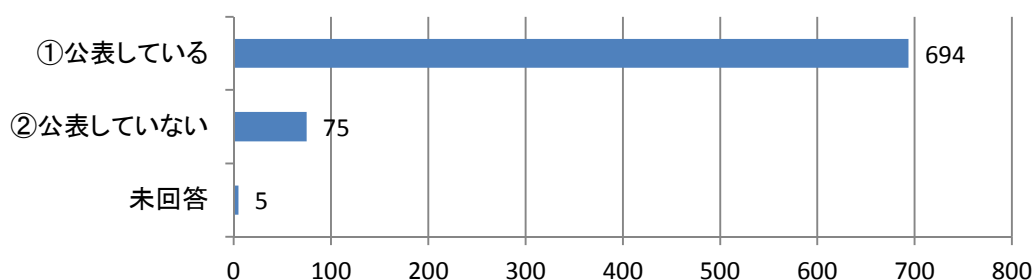


図 3-2-23a 設定した目標を公表しているか(Q17) (N=774)

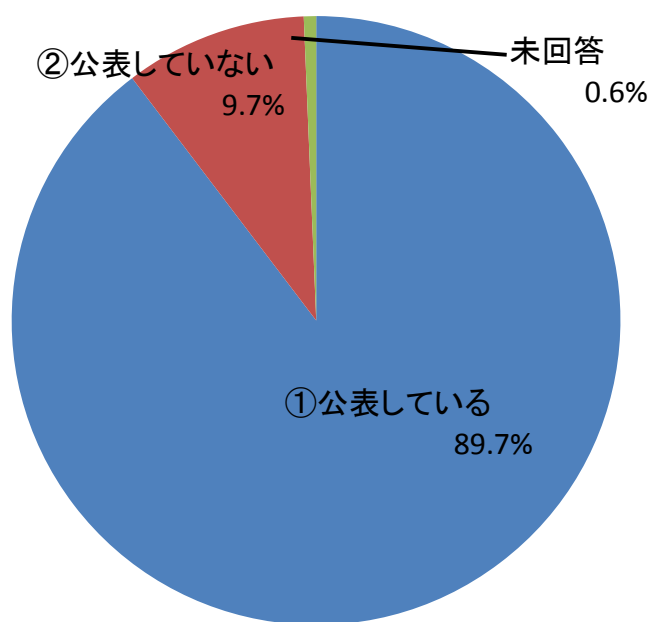


図 3-2-23b 設定した目標を公表しているか(Q17) (N=774)

表 3-2-24 運営形態別、目標の公開状況 (Q2×Q17) (N=774)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	431	91.7%	108	87.8%	151	85.3%	4	100.0%
②公表していない	35	7.4%	14	11.4%	26	14.7%	0	0.0%
未回答	4	0.9%	1	0.8%		0.0%	0	0.0%
計	470	100.0%	123	100.0%	177	100.0%	4	100.0%

表 3-2-25 地域区分別、目標の公開状況 (Q17) (N=774)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	84	92.3%	306	92.2%	63	86.3%	103	96.3%	73	75.3%	65	87.8%
②公表していない	7	7.7%	25	7.5%	7	9.6%	3	2.8%	24	24.7%	9	12.2%
未回答	0	0.0%	1	0.3%	3	4.1%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%
計	91	100.0%	332	100.0%	73	100.0%	107	100.0%	97	100.0%	74	100.0%

表 3-2-26 団体種類別、目標の公開状況 (Q17) (N=774)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	71	97.3%	106	82.2%	462	91.5%	55	82.1%
②公表していない	2	2.7%	21	16.3%	42	8.3%	10	14.9%
未回答	0	0.0%	2	1.6%	1	0.2%	2	3.0%
計	73	100.0%	129	100.0%	505	100.0%	67	100.0%

3.2.3. 数値指標・数値目標

Q19 は、数値指標や数値目標を設定しているかに関する項目となっている。まず、1 以上数値指標や数値目標を設定しているのかを尋ねているのが Q19 である(表 3-2-27)。これによると、設定している図書館は、全回答の 3 割弱にすぎない。しかし、表 3-2-28 からわかるように、そもそも運営に関する指標もしくは目標のいずれかで少なくとも一つ設定している図書館は、843 館であり、回答総数の 34.3%と 3 分の 1 強である。そして、843 館を分母にした場合、709 館は、84.1%に相当する。つまり、指標や目標を設定した地方公共団体では、少なくとも一つ以上の数値指標・数値目標を設定することが多いのがわかる。

表 3-2-27 数値指標もしくは数値目標を一つ以上設定(Q19) (N=2,456)

Q19	数値指標もしくは数値目標を設定している	件数	割合
1	一つ以上選択している	709	28.9%
2	一つも選択していない	1747	71.1%
	計	2456	100.0%

表 3-2-28 指標の選定と目標の設定(Q11×Q15) (N=2,456)

		図書館の運営に関する目標を設定しているか			計
		①設定している	②設定していない	未回答	
図書館の運営に関する適切な指標を選定しているか	①選定している	693	69	1	763
	②選定していない	81	1,373	3	1,457
	未回答	0	3	233	236
	計	774	1,445	237	2,456

表 3-2-29 基本的運営方針の策定と数値指標・数値目標の選定状況(Q7×Q19) (N=2,456)

		指標または目標として設定している		
		一つ以上選択している	一つも選択していない	計
「基本的運営方針」を策定しているか	①策定している	614	602	1,216
	②策定していない	94	917	1,011
	未回答	1	228	229
	計	709	1,747	2,456

なお、Q19 では、数値指標・数値目標の設定対象について選択肢を提示して尋ねており、選択肢ごとに整理しているのが表 3-2-30 および図 3-2-30 である。入館者数・登録者数・貸出者数は 4 割弱から 5 割強であるのに対し、貸出冊数は 92.8%と多くの図書館で設定されている。

表 3-2-30 指標または目標として設定している数値を選択(Q19) (N=709, 複数回答可)

指標または目標として設定している数値を選択	件数	割合
①入館者数	283	39.9%
②登録者数	373	52.6%
③貸出者数	336	47.4%
④貸出冊数	658	92.8%
計	709	100.0%

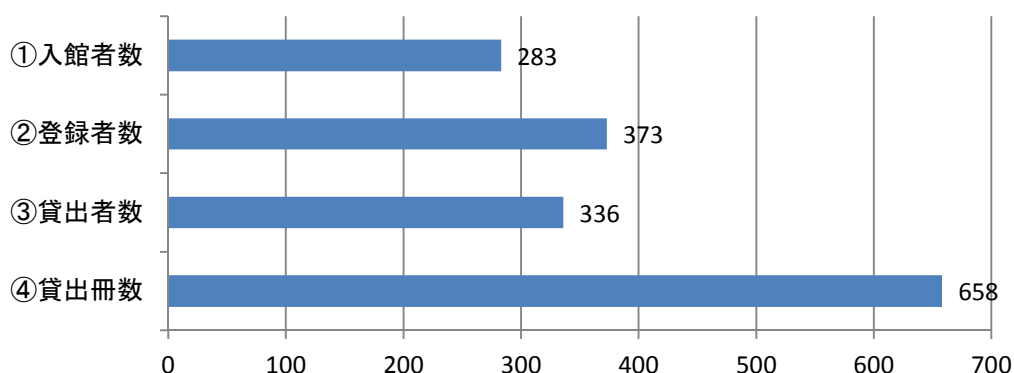


図 3-2-30 指標または目標として設定している数値を選択 (Q19) (N=709, 複数回答可)

表 3-2-31 運営形態別、数値指標・数値目標の導入状況
(Q2×Q19) (N=709, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①入館者数	144	33.0%	43	39.4%	93	58.1%	3	75.0%
②登録者数	208	47.7%	68	62.4%	94	58.8%	3	75.0%
③貸出者数	203	46.6%	50	45.9%	81	50.6%	2	50.0%
④貸出冊数	404	92.7%	109	100.0%	142	88.8%	3	75.0%
計	436	100.0%	109	100.0%	160	100.0%	4	100.0%

表 3-2-32 地域区分別、数値指標・数値目標の導入状況 (Q19) (N=709, 複数回答可)

	北海道・東北		関東・甲信越静岡		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①入館者数	30	34.5%	126	44.2%	34	54.0%	21	18.6%	33	36.7%	39	54.9%
②登録者数	46	52.9%	181	63.5%	27	42.9%	48	42.5%	29	32.2%	42	59.2%
③貸出者数	37	42.5%	152	53.3%	31	49.2%	52	46.0%	32	35.6%	32	45.1%
④貸出冊数	78	89.7%	260	91.2%	60	95.2%	113	100.0%	78	86.7%	69	97.2%
計	87	100.0%	285	100.0%	63	100.0%	113	100.0%	90	100.0%	71	100.0%

表 3-2-33 団体種類別、数値指標・数値目標の導入状況 (Q19) (N=709, 複数回答可)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①入館者数	28	57.1%	67	66.3%	165	33.2%	23	37.1%
②登録者数	40	81.6%	59	58.4%	251	50.5%	23	37.1%
③貸出者数	13	26.5%	60	59.4%	236	47.5%	27	43.5%
④貸出冊数	49	100.0%	87	86.1%	466	93.8%	56	90.3%
計	49	100.0%	101	100.0%	497	100.0%	62	100.0%

表 3-2-30 の結果について運営形態別(表 3-2-31)にみると、以下の通りである。

- 直営:入館者数・登録者数・貸出者数が全体より低めであるのに対して、貸出冊数はほぼ全体と同様になっている

- 一部委託：入館者数・貸出者数は、全体より低めであるのに対して、登録者数・貸出冊数は全体より高い。特に貸出冊数は全ての図書館で数値指標・数値目標を設定している
- 指定管理：入館者数・登録者数・貸出者数は全体より高めであるのに対して、貸出冊数は全体より低くなっている

地域区分別(表 3-2-32)で見ると、以下の通りである。

- 関東・甲信越静地区：入館者数・登録者数・貸出者数は全体より高めであるのに対して、貸出冊数は全体より少し低めとなっている
- 近畿地区：入館者数・登録者数・貸出者数が全体より低い(特に入館者数を設定する割合はとても低い)のに対して、貸出冊数は全体より高く、すべての図書館で設定されている
- 九州・沖縄地区：入館者数・登録者数・貸出冊数は全体より高く、貸出者数が低い
- 中国・四国地区：いずれの数値指標・数値目標の設定の比率が全体より低い
- 北海道・東北地区：入館者数・登録者数・貸出冊数が全体より低い
- 北陸・東海地区：全体に比して入館者数が高く、貸出者数・貸出冊数は高めで、登録者数は低い

団体種類別(表 3-2-33)で見ると以下の通りである。

- 特別区：登録者数の比率が突出して高く、入館者数・貸出冊数も高い。一方、貸出者数の比率は非常に低い
- 指定都市：入館者数・登録者数・貸出者数は全体より高いのに対して、貸出冊数は全体より低くなっている
- 市：入館者数の比率は低く、登録者数の比率が低めである
- 町村：すべての数値指標・数値目標の設定状況は全体より低めの比率となっている

数値指標・数値目標の設定について整理すると、以下の通りになる。

- 数値指標や数値目標を一つ以上設定している図書館は全体の 3 割弱にすぎないが、運営のための指標や目標を設定している図書館の 8 割 5 分弱では設定されており、指標や目標を導入する図書館では、数値指標や数値目標が導入されている場合が多い
- 全般的に入館者数・登録者数・貸出者数と貸出冊数が対照的になっている。例えば、入館者数・登録者数・貸出者数の設定の比率が全体より低いと貸出冊数が全体より高くなりやすい

3.2.4. 年次事業計画

Q20からQ23は、事業年度ごとの事業計画(年次事業計画)に関連する質問項目となっている。Q20では、年次事業計画の策定について尋ねていて、結果は表 3-2-34, 図 3-2-34a, 図 3-2-34b である。半数以上の図書館で年次事業計画を選定していることがわかる。運営形態別(表 3-2-35)にみると、指定管理での策定の比率が高いことがわかる。地域区分別(表 3-2-36)では、北海道・東北地区、北陸・東海地区では策定の比率が高く、関東・甲信越静地区、中国・四国地区および九州・沖縄地区の比率が低い。団体の種類別(表 3-2-37)をみると、特別区での比率が低い。

表 3-2-34 事業年度ごとに事業計画を策定しているか(Q20) (N=2,456)

事業年度ごとに事業計画を策定しているか	件数	割合
①策定している	1,376	56.0%
②策定していない	859	35.0%
未回答	221	9.0%
計	2,456	100.0%

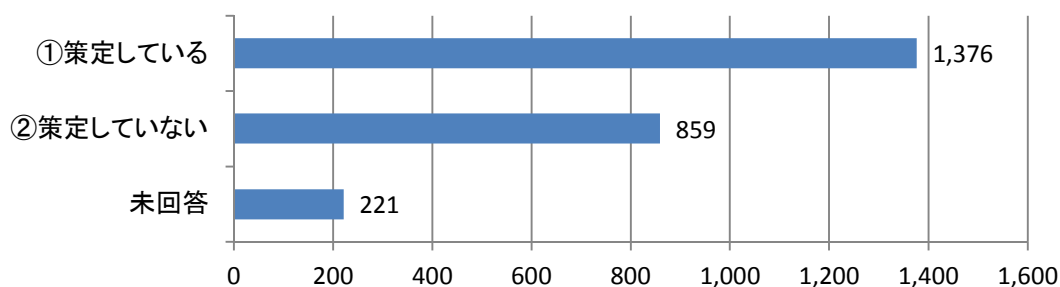


図 3-2-34a 事業年度ごとに事業計画を策定しているか(Q20) (N=2,456)

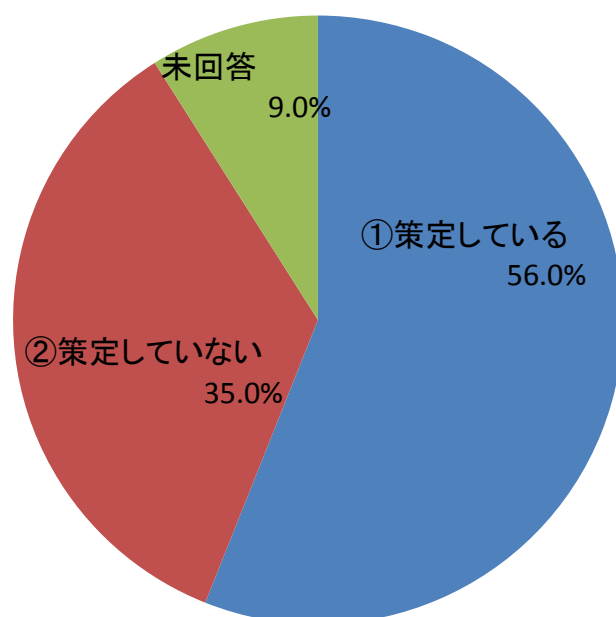


図 3-2-34b 事業年度ごとに事業計画を策定しているか(Q20) (N=2,456)

表 3-2-35 運営形態別、年次事業計画の策定状況(Q2×Q20) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①策定している	911	54.6%	162	46.4%	293	72.7%	10	27.0%
②策定していない	631	37.9%	140	40.1%	81	20.1%	7	18.9%
未回答	125	7.5%	47	13.5%	29	7.2%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 3-2-36 地域区分別、年次事業計画の策定状況 (Q20) (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①策定している	217	66.8%	544	52.6%	166	62.2%	160	57.1%	153	52.6%	136	52.7%
②策定していない	91	28.0%	343	33.1%	81	30.3%	113	40.4%	125	43.0%	106	41.1%
未回答	17	5.2%	148	14.3%	20	7.5%	7	2.5%	13	4.5%	16	6.2%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 3-2-37 団体種類別、年次事業計画の策定状況 (Q20) (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①策定している	81	42.9%	131	56.2%	936	58.0%	228	54.3%
②策定していない	107	56.6%	44	18.9%	521	32.3%	187	44.5%
未回答	1	0.5%	58	24.9%	157	9.7%	5	1.2%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

Q21 は年次事業計画の策定にあたって住民の要望等を取り入れているかについて質問している(表 3-2-38、図 3-2-38a、図 3-2-38b)。要望を取り入れている図書館は 6 割弱である。運営形態別(表 3-2-39)にみると、指定管理が高い。地域区分別(表 3-2-40)では、近畿地区、北海道・東北地区、九州・沖縄地区の比率が高い。一方、北陸・東海地区、中国・四国地区の比率が低い。団体の種類別(表 3-2-41)でみていくと特別区・指定都市の比率が高く、市の比率が低い。

表 3-2-38 策定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q21) (N=1,376)⁵⁾

策定にあたって、住民の要望等を取り入れているか	件数	割合
①取り入れている	803	58.4%
②取り入れていない	561	40.8%
未回答	12	0.9%
計	1,376	100.0%

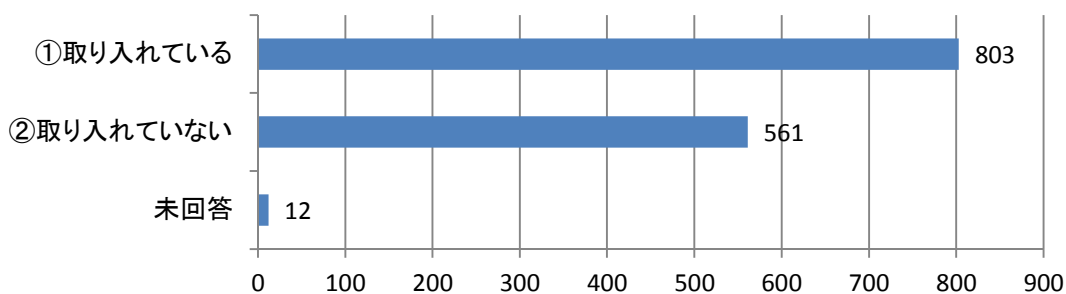


図 3-2-38a 策定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q21) (N=1,376)

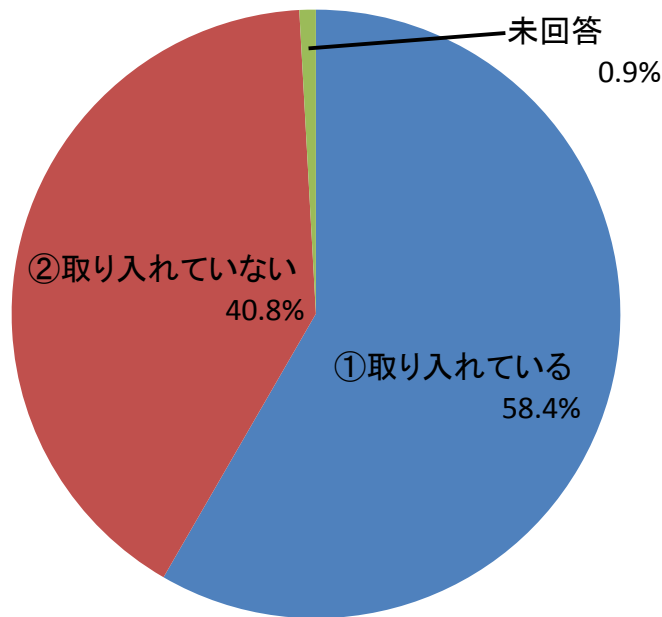


図 3-2-38b 策定にあたって、住民の要望等を取り入れているか(Q21) (N=1,376)

表 3-2-39 運営形態別、年次事業計画策定時の住民要望等取り入れ状況 (Q2×Q21) (N=1,376)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	489	53.7%	89	54.9%	220	75.1%	5	50.0%
②取り入れていない	415	45.6%	72	44.4%	69	23.5%	5	50.0%
未回答	7	0.8%	1	0.6%	4	1.4%	0	0.0%
計	911	100.0%	162	100.0%	293	100.0%	10	100.0%

表 3-2-40 地域区分別、年次事業計画策定時の住民要望等取り入れ状況 (Q21) (N=1,376)

	北海道・東北		関東・甲信越静岡		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	141	65.0%	322	59.2%	73	44.0%	104	65.0%	79	51.6%	84	61.8%
②取り入れていない	74	34.1%	219	40.3%	92	55.4%	54	33.8%	72	47.1%	50	36.8%
未回答	2	0.9%	3	0.6%	1	0.6%	2	1.3%	2	1.3%	2	1.5%
計	217	100.0%	544	100.0%	166	100.0%	160	100.0%	153	100.0%	136	100.0%

表 3-2-41 団体種類別、年次事業計画策定時の住民要望等取り入れ状況 (Q21) (N=1,376)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①取り入れている	60	74.1%	87	66.4%	511	54.6%	145	63.6%
②取り入れていない	21	25.9%	43	32.8%	417	44.6%	80	35.1%
未回答	0	0.0%	1	0.8%	8	0.9%	3	1.3%
計	81	100.0%	131	100.0%	936	100.0%	228	100.0%

年次事業計画の公表状況(Q22)を見ていくと、年次事業計画を策定した図書館の3分の2で計画を公表している(表 3-2-42、図 3-2-42a、図 3-2-42b)。運営形態別(表 3-2-43)にみると、一部委託が高く、指定管理が低い。地域区分別(表 3-2-44)では、北海道・東北地区、関東・甲信越静地区、近畿地区の順に比率が高く、九州・沖縄地区が全体より低い。団体の種類別(表 3-2-45)に見ると、特別区の比率が高く、指定都市と町村の比率が低い。団体の種類別(表 3-2-45)では、指定都市がほぼ全てで公表されている一方、町村、特別区では低く、特に特別区では4割を切っている。

表 3-2-42 策定した事業計画を公表しているか(Q22) (N=1,376)

策定した事業計画を公表しているか	件数	割合
①公表している	918	66.7%
②公表していない	449	32.6%
未回答	9	0.7%
計	1,376	100.0%

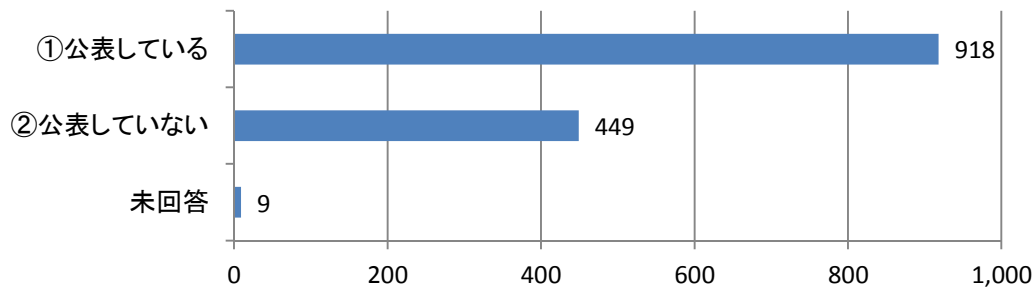


図 3-2-42a 策定した事業計画を公表しているか(Q22) (N=1,376)

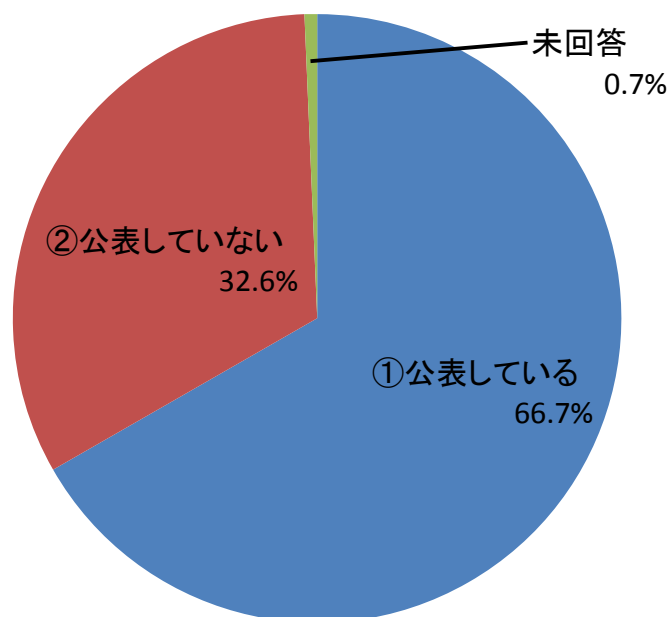


図 3-2-42b 策定した事業計画を公表しているか(Q22) (N=1,376)

表 3-2-43 運営形態別、年次事業計画の公表状況 (Q2×Q22) (N=1,376)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	628	68.9%	122	75.3%	161	54.9%	7	70.0%
②公表していない	276	30.3%	40	24.7%	131	44.7%	2	20.0%
未回答	7	0.8%	0	0.0%	1	0.3%	1	10.0%
計	911	100.0%	162	100.0%	293	100.0%	10	100.0%

表 3-2-44 地域区分別、年次事業計画の公表状況 (Q22) (N=1,376)

	北海道・東北		関東・甲信越静岡		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	152	70.0%	378	69.5%	101	60.8%	111	69.4%	97	63.4%	79	58.1%
②公表していない	64	29.5%	162	29.8%	64	38.6%	48	30.0%	55	35.9%	56	41.2%
未回答	1	0.5%	4	0.7%	1	0.6%	1	0.6%	1	0.7%	1	0.7%
計	217	100.0%	544	100.0%	166	100.0%	160	100.0%	153	100.0%	136	100.0%

表 3-2-45 団体種類別、年次事業計画の公表状況 (Q22) (N=1,376)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	32	39.5%	128	97.7%	630	67.3%	128	56.1%
②公表していない	49	60.5%	1	0.8%	300	32.1%	99	43.4%
未回答	0	0.0%	2	1.5%	6	0.6%	1	0.4%
計	81	100.0%	131	100.0%	936	100.0%	228	100.0%

年次事業計画を公開しない理由について自由記述で尋ねているのが Q23 である。以下の趣旨の回答が目立っている。この中で指定管理者のノウハウであるという回答もあるが、どのような手順で事業計画を実現しているのかはノウハウであるとしても、事業計画そのものをノウハウとする考えは議論の余地があるだろう。

- 基本的運営方針を公開していないため
- 内部統制の一環として目標を設定している
- 教育委員会に報告している
- 指定管理者から市に提出される内部資料である
- 指定管理者のノウハウである
- 事業ごとに告知・PR している
- 要望があれば公開する

年次事業計画について整理すると、以下の通りになる。

- 年次事業計画の策定を行う図書館は半数を超えている
- 種類別にみた年次事業計画の策定
 - 運営形態別でみていくと、指定管理での策定の割合が高いが、一方で年次事業計画の公表に関しては直営館や一部委託館の割合より低い
 - 地域区分別でみていくと、北海道・東北の策定の割合が高い
 - 団体の種類別でみていくと、指定都市およびそれ以外の市、町村の策定の割合が 5

割を超えるのに対して、特別区は4割にとどまる。

3.3. 基本方針及び計画に基づいた評価の実施状況

表 3-3-1 目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っているか
(Q24) (N=2,456)

目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っているか	件数	割合
①行っている	1,427	58.1%
②行っていない	802	32.7%
未回答	227	9.2%
計	2,456	100.0%

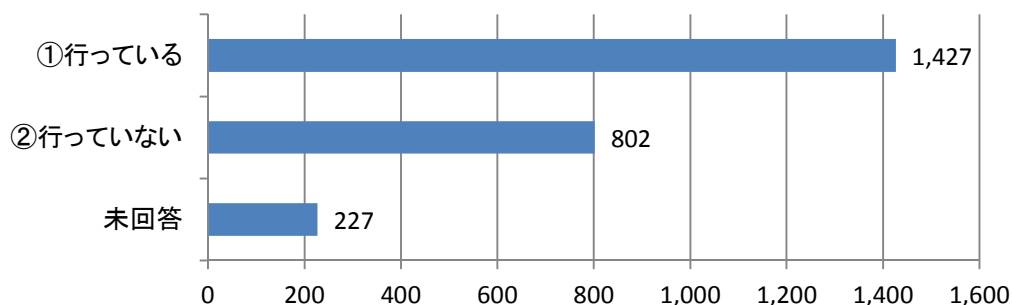


図 3-3-1a 目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っているか(Q24)
(N=2,456)

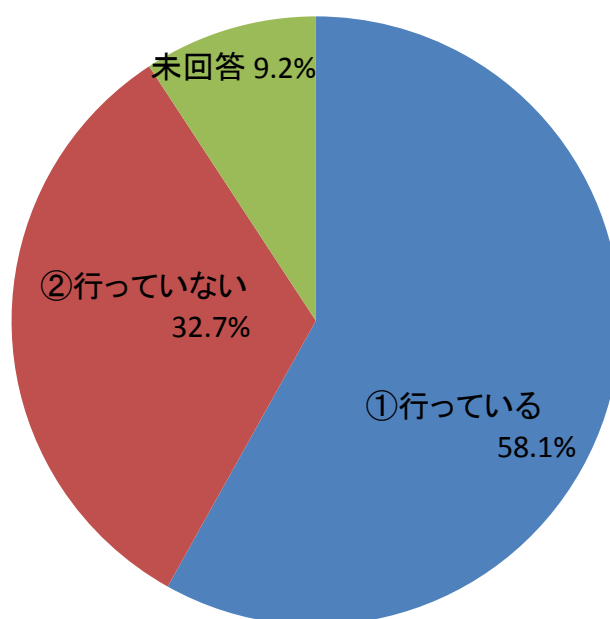


図 3-3-1b 目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っているか
(Q24) (N=2,456)

Q24 から Q29 までは、目標や事業計画の達成状況についての点検および評価に関連する質問項目となっている。Q24 では、点検・評価の実施について尋ねていて、結果は表 3-3-1 と図 3-3-1a と図 3-3-1b になる。6 割弱の図書館で点検・評価を行っており、基本的運営方針の策定との関係(表 3-3-2)を見ると、基本的運営方針を策定する図書館の 76.3%が点検・評価も行っている。

運営形態別(表 3-3-3)にみると、指定管理での実施の比率が高いことがわかる。地域区分別(表 3-3-4)では、近畿地区、北陸・東海地区、北海道・東北地区では点検・評価の実施の比率が高く、関東・甲信越静地区の比率が低い。団体の種類別(表 3-3-5)をみると、町村での比率が低い。

表 3-3-2 基本的運営方針の策定と点検・評価の実施状況 (Q7×Q24) (N=2,456)

		目標及び事業計画の達成状況について			
		①行っている	②行っていない	未回答	計
「基本的運営方針」を策定しているか	①策定している	928	280	8	1,216
	②策定していない	486	521	4	1,011
	未回答	13	1	215	229
	計	1,427	802	227	2,456

表 3-3-3 運営形態別、点検・評価の実施状況 (Q2×Q24) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①行っている	922	55.3%	186	53.3%	312	77.4%	7	18.9%
②行っていない	615	36.9%	116	33.2%	61	15.1%	10	27.0%
未回答	130	7.8%	47	13.5%	30	7.4%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 3-3-4 地域区分別、点検・評価の実施状況 (Q24) (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①行っている	206	63.4%	545	52.7%	171	64.0%	193	68.9%	166	57.0%	146	56.6%
②行っていない	102	31.4%	339	32.8%	74	27.7%	78	27.9%	113	38.8%	96	37.2%
未回答	17	5.2%	151	14.6%	22	8.2%	9	3.2%	12	4.1%	16	6.2%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 3-3-5 団体種類別、点検・評価の実施状況 (Q24) (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①行っている	112	59.3%	135	57.9%	972	60.2%	208	49.5%
②行っていない	76	40.2%	40	17.2%	481	29.8%	205	48.8%
未回答	1	0.5%	58	24.9%	161	10.0%	7	1.7%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

Q25 では、点検・評価を実施している図書館に対してその実施方法について尋ねている(表 3-3-6、図 3-3-6)。自己点検・評価の比率が高く、次に多いのが図書館協議会等による評価で

ある。第三者評価は 2 割強、利用者アンケートは 3 割弱程度の実施率である。

表 3-3-6 点検・評価の実施方法についてあてはまるものを選択
(Q25) (N=1,427, 複数回答可)⁶⁾

点検・評価の実施方法についてあてはまるものを選択	件数	割合
①自己点検・評価	1,158	81.1%
②図書館法上の図書館協議会による評価	640	44.8%
③図書館法上の図書館協議会以外の協議会等(利用者懇談会等)による評価	123	8.6%
④第三者評価	323	22.6%
⑤利用者アンケート等による評価	403	28.2%
⑥その他	197	13.8%
計	1,427	100.0%

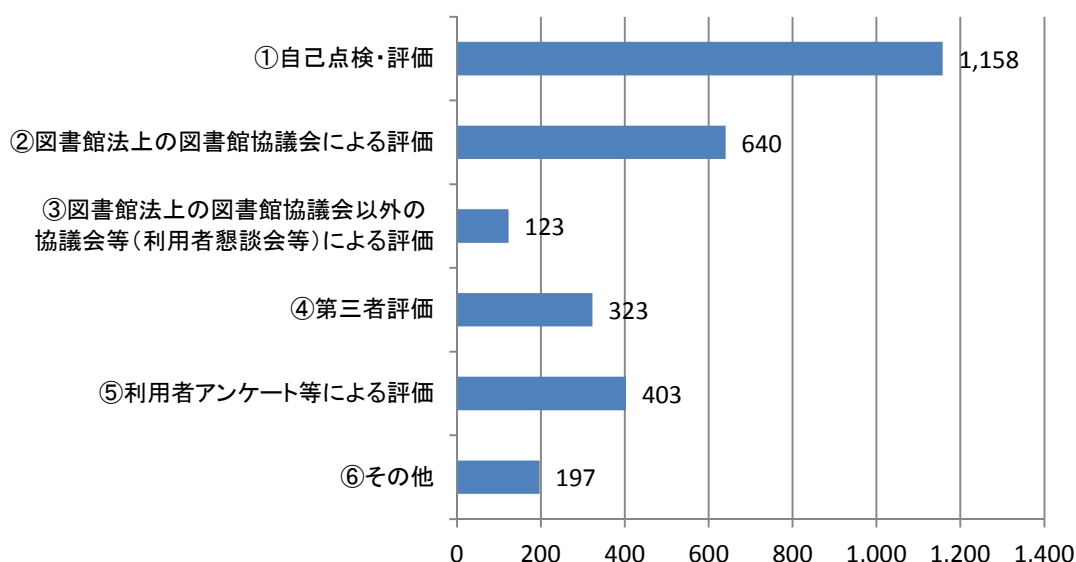


図 3-3-6 点検・評価の実施方法についてあてはまるものを選択
(Q25) (N=1,427, 複数回答可)

運営形態別(表 3-3-7)にみると、一部委託の自己点検・評価の実施率、指定管理の利用者アンケート実施率が高い。

地域区分別(表 3-3-8)の状況を、実施方法ごとに整理すると以下の通りである。

- 自己点検・評価:中国・四国地区、近畿地区、関東・甲信越静地区が全体より実施率が高く、北海道・東北地区、九州・沖縄地区、北陸・東海地区の実施率が低い
- 図書館協議会による評価:九州・沖縄地区、北海道・東北地区の実施率が全体より高く、関東・甲信越静地区が低い
- 利用者懇談会等による評価:北海道・東北地区、関東・甲信越静地区の実施率が全体より高く、北陸・東海地区、九州・沖縄地区、近畿地区が 5~6%程度で、中国・四国地区が低くほとんど実施されていない
- 第三者評価:九州・沖縄地区の実施率が全体より高く、北海道・東北地区が低い

- 利用者アンケート: 関東・甲信越静地区、北陸・東海地区の実施率が全体より高く、北海道・東北地区、九州・沖縄地区、近畿地区、中国・四国地区が低く、地域によって実施状況が二分されている

団体種類別(表 3-3-9)の状況を実施方法ごとに整理すると以下の通りである。

- 自己点検・評価: 指定都市の実施率が全体より高く、町村が低い
- 図書館協議会による評価: 特別区ではほぼ 0 といつてよいくらい実施されていない。指定都市の実施率が全体より高く、町村が低い
- 利用者懇談会等による評価: 特別区の実施率が全体より高く、市、指定都市が低い
- 第三者評価: 特別区の実施率が全体より高く、指定都市が低い
- 利用者アンケート: 特別区の 8 割弱が実施していて突出して高く、町村、市が全体より低い

表 3-3-7 運営形態別、点検・評価の実施方法(Q2×Q25)(N=1,427, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①自己点検・評価	728	79.0%	170	91.4%	254	81.4%	6	85.7%
②図書館法上の図書館協議会による評価	414	44.9%	97	52.2%	125	40.1%	4	57.1%
③図書館法上の図書館協議会以外の協議会等(利用者懇談会等)による評価	72	7.8%	11	5.9%	39	12.5%	1	14.3%
④第三者評価	194	21.0%	37	19.9%	92	29.5%	0	0.0%
⑤利用者アンケート等による評価	144	15.6%	43	23.1%	214	68.6%	2	28.6%
⑥その他	108	11.7%	6	3.2%	82	26.3%	1	14.3%
計	922	100.0%	186	100.0%	312	100.0%	7	100.0%

表 3-3-8 地域区分別、点検・評価の実施方法(Q25)(N=1,427, 複数回答可)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①自己点検・評価	146	70.9%	459	84.2%	126	73.7%	172	89.1%	149	89.8%	106	72.6%
②図書館法上の図書館協議会による評価	106	51.5%	212	38.9%	81	47.4%	84	43.5%	76	45.8%	81	55.5%
③図書館法上の図書館協議会以外の協議会等(利用者懇談会等)による評価	26	12.6%	66	12.1%	10	5.8%	10	5.2%	3	1.8%	8	5.5%
④第三者評価	36	17.5%	115	21.1%	41	24.0%	48	24.9%	32	19.3%	51	34.9%
⑤利用者アンケート等による評価	49	23.8%	192	35.2%	58	33.9%	39	20.2%	31	18.7%	34	23.3%
⑥その他	28	13.6%	70	12.8%	18	10.5%	39	20.2%	27	16.3%	15	10.3%
計	206	100.0%	545	100.0%	171	100.0%	193	100.0%	166	100.0%	146	100.0%

表 3-3-9 団体種類別、点検・評価の実施方法(Q25) (N=1,427, 複数回答可)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①自己点検・評価	93	83.0%	134	99.3%	774	79.6%	157	75.5%
②図書館法上の 図書館協議会に よる評価	1	0.9%	83	61.5%	477	49.1%	79	38.0%
③図書館法上の 図書館協議会 以外の協議会等 (利用者懇談会等) による評価	36	32.1%	5	3.7%	60	6.2%	22	10.6%
④第三者評価	52	46.4%	14	10.4%	210	21.6%	47	22.6%
⑤利用者アンケート 等による評価	88	78.6%	41	30.4%	240	24.7%	34	16.3%
⑥その他	2	1.8%	33	24.4%	138	14.2%	24	11.5%
計	112	100.0%	135	100.0%	972	100.0%	208	100.0%

Q27 では、点検・評価が図書館運営の改善につながった事例について記入を求めている、以下がその例である。サービス面だけではなく、施設設備面や財政面にも改善が見受けられており、点検・評価をもとにすることでかなり改善が期待できる。

- レファレンスサービスの改善(事例集の公開、職員の養成)
- 貸出条件の見直し
- Q&A の作成
- 無線 LAN の導入
- インターネットを利活用するサービスの拡大(ネット経由での予約、購入リクエスト)
- 開館日・開館時間の変更
- 接遇の改善
- 施設設備の改善
- 予算の確保、予算の計上
- 学校図書館への支援・連携強化

点検・評価の結果や改善措置をネット上で公表しているのかについて尋ねているのが Q28 である(表 3-3-10、図 3-3-10a、図 3-3-10b)。公表していると回答したのは 3 割強であった。

表 3-3-10 点検・評価の結果や、運営の改善のために講じた措置をネットで公表しているか (Q28) (N=2,456)

点検・評価の結果や、運営の改善のために講じた措置をネットで公表しているか	件数	割合
①公表している	779	31.7%
②公表していない	630	25.7%
未回答	1,047	42.6%
計	2,456	100.0%

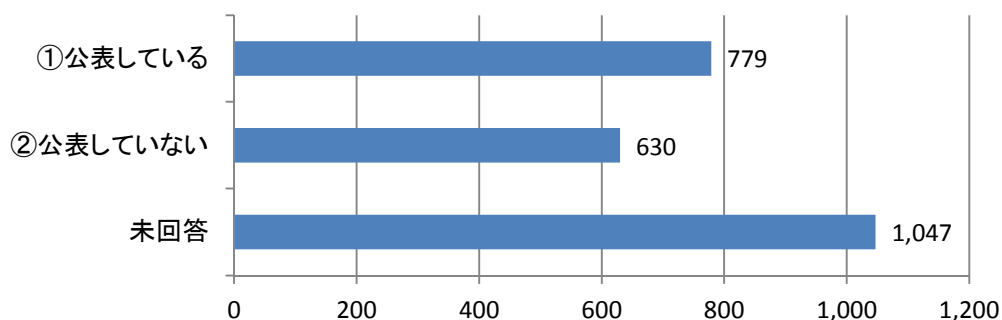


図 3-3-10a 点検・評価の結果や、運営の改善のために講じた措置をネットで公表しているか (Q28) (N=2,456)

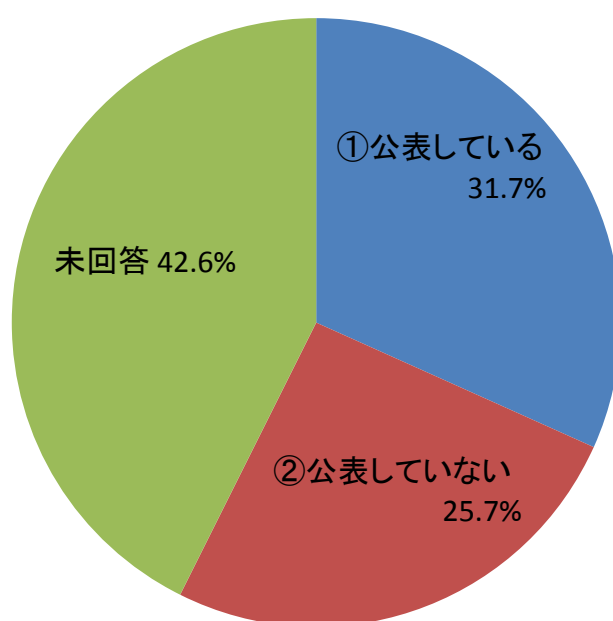


図 3-3-10b 点検・評価の結果や、運営の改善のために講じた措置をネットで公表しているか (Q28) (N=2,456)

運営形態別(表 3-3-11)にみると、直営の比率が低い。地域区分別(表 3-3-12)では、近畿地区、北陸・東海地区、関東・甲信越静地区の比率が全体より高いが、九州・沖縄地区、中国・四国地区、北海道・東北地区が全体より低い。特に九州・沖縄地区、中国・四国地区は 2 割前後であった。団体の種類別(表 3-3-13)に見ると、指定都市がほぼ半数で公表され、特別区と市の比率が全体より高く、町村の比率が低い。

表 3-3-11 運営形態別、点検・評価・運営改善のネット公開状況 (Q2×Q28) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	473	28.4%	142	40.7%	160	39.7%	4	10.8%
②公表していない	440	26.4%	36	10.3%	151	37.5%	3	8.1%
未回答	754	45.2%	171	49.0%	92	22.8%	30	81.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 3-3-12 地域区分別、点検・評価・運営改善のネット公開状況 (Q2×Q28) (N=2,456)

	北海道・東北		関東・甲信越静		北陸・東海		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	88	27.1%	359	34.7%	96	36.0%	123	43.9%	63	21.6%	50	19.4%
②公表していない	116	35.7%	180	17.4%	72	27.0%	65	23.2%	101	34.7%	96	37.2%
未回答	121	37.2%	496	47.9%	99	37.1%	92	32.9%	127	43.6%	112	43.4%
計	325	100.0%	1,035	100.0%	267	100.0%	280	100.0%	291	100.0%	258	100.0%

表 3-3-13 団体種類別、点検・評価・運営改善のネット公開状況 (Q2×Q28) (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	68	36.0%	115	49.4%	536	33.2%	60	14.3%
②公表していない	44	23.3%	12	5.2%	423	26.2%	151	36.0%
未回答	77	40.7%	106	45.5%	655	40.6%	209	49.8%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

Q29 では、点検・評価を行っていない理由について自由記述による回答形式で尋ねている。以下の趣旨の回答が見受けられた。

- 基本的運営方針を策定していないため、点検・評価ができない
- 目標、事業計画を設定していないため、点検・評価ができない
- 地方公共団体(あるいは教育委員会)全体の活動として行われている
- 職員が不足しているため余裕がない
- 点検・評価に関する方法やノウハウがない
- 嘱託職員に業務を一任している
- 図書館協議会に報告している
- 数値目標を設定していないため評価が困難
- 評価をする組織がない

点検・評価について整理すると、以下の通りになる。

- 点検・評価を実施している図書館は6割弱である。自己点検・評価の比率が高いが、図書館職員以外の人間が参加して行われる何らかの点検・評価も合わせるとかなり行われている。点検・評価はさまざまな改善につながっているが、点検・評価や改善についての公表はまだ3割程度である
- 種類別にみた点検・評価の実施
 - 運営形態別でみていくと、指定管理が概して点検・評価に関わるさまざまな活動を実施している
 - 地域区分別でみていくと、近畿地区が比較的さまざまな活動を実施している
 - 団体の種類別でみていくと特別区・指定都市がさまざまな活動を実施していて、町村では未実施の傾向がある

3.4. まとめ

基本的運営方針を策定している図書館は半数程度であった(表 3-1-1)。方針を策定している図書館のうち、方針に住民の要望等を取り入れている館は約 65%であり(表 3-1-5)、方針を公表している館は約 88%である(表 3-1-9)。

図書館運営に関する適切な指標を選定していると答えた図書館は約 31%であった(表 3-2-1)。指標を選定している図書館のうち、選定にあたって住民の要望等を取り入れている館は 63%であり(表 3-2-6)、選定した指標を公表している館は 92%である(表 3-2-10)。

図書館の運営に関する目標を設定している図書館は約 32%であった(表 3-2-14)。目標を設定している図書館のうち、設定にあたって住民の要望等を取り入れている館は約 60%であり(表 3-2-19)、設定した目標を公表している館は 90%であった(表 3-2-23)。

数値指標もしくは数値目標を設定していると答えた図書館は約 29%であった(表 3-2-27)。このうち、貸出冊数が約 93%の館に、登録者数が約 53%の館に、貸出者数が約 47%の館に、入館者数が約 40%の館に、数値目標として採用されていた(表 3-2-30・複数回答可)。

事業年度ごとの事業計画を策定している図書館は 56%であった(表 3-2-34)。年次事業計画を策定している図書館のうち、策定にあたって住民の要望等を取り入れている館は約 58%であり(表 3-2-38)、設定した目標を公表している館は約 67%である(表 3-2-42)。

目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っている図書館は約 58%である(表 3-3-1)。このうち、自己点検・評価が約 81%の館に、図書館協議会による評価が約 45%の館に、類似協議会による評価が約 9%の館に、第三者評価が約 23%の館に、利用者アンケートによる評価が約 28%の館に、点検及び評価の方法として採用されていた(表 3-3-6・複数回答可)。点検・評価の結果や改善措置をネット上で公表している図書館は約 32%であった(表 3-3-10)。

さらに、基本的運営方針の策定に対して、指標の選定状況(表 3-2-5)、目標の設定状況(表 3-2-18)、数値指標・数値目標の設定状況(表 3-2-29)、点検・評価の実施状況(表 3-3-2)の関連をクロス集計した。基本的運営方針を策定していれば、これらの他の項目が必ず実施されているというわけではない。だが、各項目を実施していると答えた図書館の多くは基本的運営方針を策定していた。

【注・参考文献】

- 1) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/02/19/001_1.pdf
- 2) Q8,Q9 は、Q7 で基本的運営方針を策定していると回答している地方公共団体のみが回答すべきであるが、Q7 で未回答であるにもかかわらず、取り入れているあるいは公表していると回答している図書館が 2 館あった。この 2 館については、分析の対象からは外している。
- 3) Q12 は、Q11 で運営に関する適切な指標を選定していると回答している地方公共団体のみが回答すべきであるが、Q11 で未回答であるにもかかわらず、取り入れていると回答している図書館が 1 館あった。この 1 館については、分析の対象からは外している。
- 4) Q16,Q17 は、Q15 で図書館の運営に関する目標を設定していると回答している地方公共団体のみが回答すべきであるが、Q15 で未回答であるにもかかわらず、取り入れているあるいは公表して

いると回答している図書館が2館あった。この2館については、分析の対象からは外している。

- 5) Q21は、Q20で事業年度ごとに事業計画を策定していると回答している地方公共団体のみが回答すべきであるが、Q20で未回答であるにもかかわらず、取り入れているあるいは公表していると回答している図書館が1館あった。この1館については、分析の対象からは外している。
- 6) Q25は、Q24で目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っているとは回答している地方公共団体のみが選択回答すべきであるが、Q24で未回答であるにもかかわらず、Q25の各項目を選択回答している図書館があった。これらについては、分析の対象からは外している。

4. 「望ましい基準」に基づいた図書館運営②:図書館協議会の設置(Q30-46)

図書館協議会とは、図書館法に定められている、“図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関”(図書館法第 14 条の 2)である。図書館法において“公立図書館に図書館協議会を置くことができる”(第 14 条)と記述されているように、設置は任意であって義務があるわけではない。しかしながら、「望ましい基準」は、図書館の健全な発展という目的から図書館協議会の設置に努めるよう求めている。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(「望ましい基準」第二 公立図書館/ 一 市町村立図書館/ 1 管理運営)

この章では、図書館協議会についての調査結果を示す。アンケートでは、設置の有無や複数館に一つの委員会か否か、および委員数や開催回数、費用などについて尋ねている。

4.1. 協議会の設置状況および未設置の理由

図書館法は、図書館協議会を各地方公共団体の条例において位置付けることを定めている。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。(図書館法)

それでは、図書館協議会の設置状況の実態はどうなっているのでしょうか。Q30 では、条例に従って設置された「図書館法上の図書館協議会」の有無、あるいはそうした定めに基づかない「類似協議会」の有無について尋ねた。なお、「類似協議会」に関する正確な選択肢の文は“図書館法上の図書館協議会以外の協議会等(利用者懇談会等)(以下「類似協議会」という。)を設置している”となっている。件数と割合について表 4-1-1、図 4-1-1a、図 4-1-1b に示す。

回答対象館の 64%にあたる 1,566 館が「図書館法上の図書館協議会」を設置していると回答した。また、類似協議会を設置していると回答したのは全体の 6%にあたる 159 館であった。上の二つのどちらも設置していないと回答した館、および未回答館は、全体の 30%弱にあたる 731 館あった。

表 4-1-1 図書館協議会の設置状況 (Q30) (N=2,456)

図書館協議会の設置について	件数	割合
①図書館法上の図書館協議会を設置している	1,566	63.8%
②類似協議会*を設置している	159	6.5%
③ ①②とも設置していない	500	20.4%
未回答	231	9.4%
計	2,456	100.0%

*「類似協議会」とは図書館法上の図書館協議会に該当しない協議会を指す。

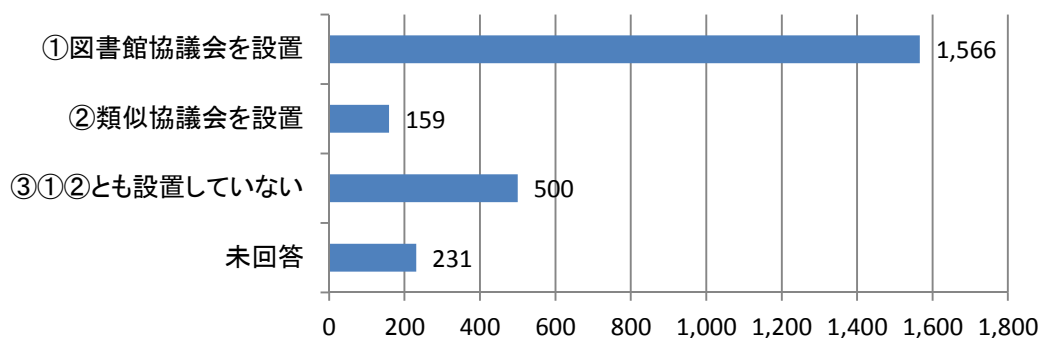


図 4-1-1a 図書館協議会の設置状況 (Q30) (N=2,456)

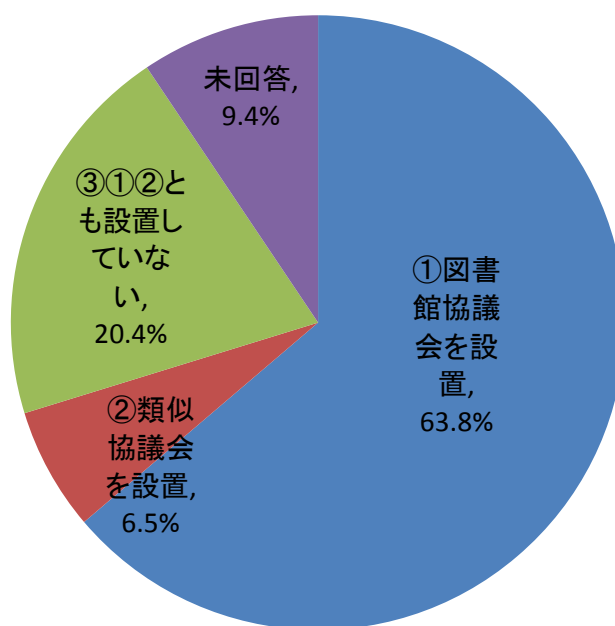


図 4-1-1b 図書館協議会の設置状況 (Q30) (N=2,456)

調査では図書館協議会を設置していない理由についても尋ねている。

Q45 では、Q30 において類似協議会を設置していると回答した図書館を対象にして、図書館法上の図書館協議会を設置しない理由について自由記述方式で尋ねた。表 4-1-1 によれば、類似協議会を設置している図書館は 159 館ある。そのうち 129 館が理由を記した。理由は 9 種類に分類できる。それら理由と、その件数と割合を示したものを表 4-1-2 に示す。

表 4-1-2 図書館協議会を設置しない理由 (Q45) (N=159)

図書館協議会未設置の理由	件数	割合
類似協議会が設置されているため	48	30.2%
社会教育委員会、生涯学習審議会等で図書館に関する事項も協議しているため	29	18.2%
条例に定めがないため	1	0.6%
指定管理者制度のため	7	4.4%
人員不足	2	1.3%
複合施設で運営協議会を設置しているため	8	5.0%
利用者アンケート等で利用者ニーズを把握できているため	13	8.2%
その他	19	11.9%
特に理由はない	2	1.3%
無回答	30	18.9%
計	159	100.0%

さらに Q46 において、図書館協議会または類似協議会のどちらも設置していない図書館に対して、図書館協議会を設置していない理由について尋ねた。表 4-1-1 に従えば、そのような図書館は 500 館ある。そのうち 413 館が理由を記した。理由は 10 種に分類することができる。それら理由と、その件数と割合を示したものを表 4-1-3 に示す。

表 4-1-3 図書館協議会および類似協議会を設置しない理由 (Q46) (N=500)

図書館協議会および類似協議会未設置の理由	件数	割合
懇談会、アンケート等により利用者の要望を聞いており、協議会は設置していない	54	10.8%
中央図書館に設置している	85	17.0%
社会教育委員会等の他の機関にその役割をゆだねている	99	19.8%
自治体の方針による	16	3.2%
設置の必要性がない、現時点では優先度が低い	35	7.0%
必要に応じて協議会、有識者会議等を設置	8	1.6%
人員不足	6	1.2%
設置に向けて検討中	27	5.4%
その他	51	10.2%
特に理由はない・不明	32	6.4%
無回答	87	17.4%
計	500	100.0%

表 4-1-2 と表 4-1-3 からは、図書館協議会未設置の理由として次のような傾向がうかがえる。まず多いのが、図書館協議会を代替する機関が存在するため、それは不要であるという理由である。社会教育委員会、生涯学習審議会、あるいはこの他類似協議会が、図書館に関する議題も採りあげているのだと推測される。また、利用者との懇談会または利用者アンケートによって利用者のニーズを把握できているという理由も目立つ。表 4-1-3 では、設置の必要性がないという理由も挙げられている。

数は少ないが、表 4-1-2 では指定管理者の存在が、表 4-1-3 では地方公共団体の方針が未設置の理由として挙げられている。次の表 4-1-4 で運営形態別の件数と割合を、表 4-1-5 では団体種類別の件数と割合を示す。

表 4-1-4 運営形態別、図書館協議会設置状況 (Q2×Q30) (N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
① 図書館協議会	1,161	69.6%	178	51.0%	218	54.1%	9	24.3%
② 類似協議会	85	5.1%	23	6.6%	48	11.9%	3	8.1%
③ ①②とも未設置	292	17.5%	101	28.9%	102	25.3%	5	13.5%
未回答	129	7.7%	47	13.5%	35	8.7%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 4-1-5 団体種類別、図書館協議会設置状況 (Q30) (N=2,456)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
① 図書館協議会	9	4.8%	128	54.9%	1,174	72.7%	255	60.7%
② 類似協議会	47	24.9%	7	3.0%	62	3.8%	43	10.2%
③ ①②とも未設置	124	65.6%	41	17.6%	218	13.5%	117	27.9%
未回答	9	4.8%	57	24.5%	160	9.9%	5	1.2%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

表 4-1-4 からは、指定管理館および一部委託館は、直営館と比べて図書館協議会の設置の割合が低く、類似協議会も含めて未設置となる割合が高まる傾向があることがわかる。ただし、一部委託館でも指定管理館でも半数は図書館協議会を設置している。

表 4-1-5 からは、設置した地方公共団体が指定都市以外の市、および町村である場合に図書館協議会が設置されている割合が高いことがわかる。こうした傾向は、表 2-5 で示した団体種類と運営形態のクロス集計表と照らし合わせると、特別区および指定都市において一部委託館および指定管理館が多数を占めたためだと推測できる。

今のところ図書館協議会の設置は任意であり、現状が満足すべき状況なのか、憂慮すべき状況なのかどうかは判断できない。仮に図書館を持つ地方公共団体ができるだけ図書館協議会を持つという方向に政策を推進するならば、その運営費用や労力を上回るメリット、および他の機関では代替不可能であることが示される必要がある。また実際の活用事例が周知されることも必要であろう。加えて、指定管理館や一部委託館と、図書館協議会の間にはそれぞれの役割について調整が必要などところがある。委託業者と協議会がどのように役割分担するのかについて、整理しておくことが要求されるだろう。

4.2. 協議会の設置単位

アンケート調査では中央館と分館を区別していない。したがって、Q30 で示された回答数と同じ数の協議会が存在しているわけではない。協議会の設置単位は、地方公共団体毎に一つから分館毎の一つまで、およびその中間に一地方公共団体の複数のグループの一つなどいくつか考えられる。そこで Q31 と Q38 において、図書館協議会および類似協議会の設置単位について尋ねた。

表 4-2-1 図書館協議会の設置単位(Q31) (N=1,566)

法律上の協議会の設置形態について	件数	割合
①複数館に一つ設置	1,205	76.9%
②一館につき一つ設置	276	17.6%
③その他	78	5.0%
未回答	7	0.4%
計	1,566	100.0%

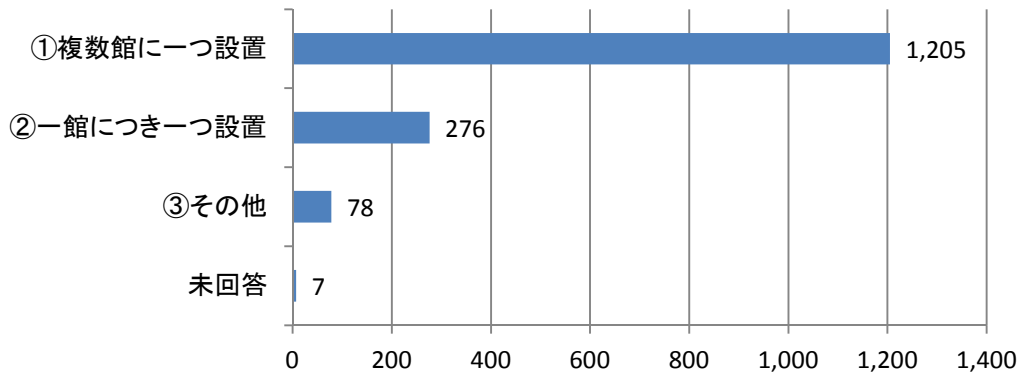


図 4-2-1b 図書館協議会の設置単位(Q31) (N=1,566)

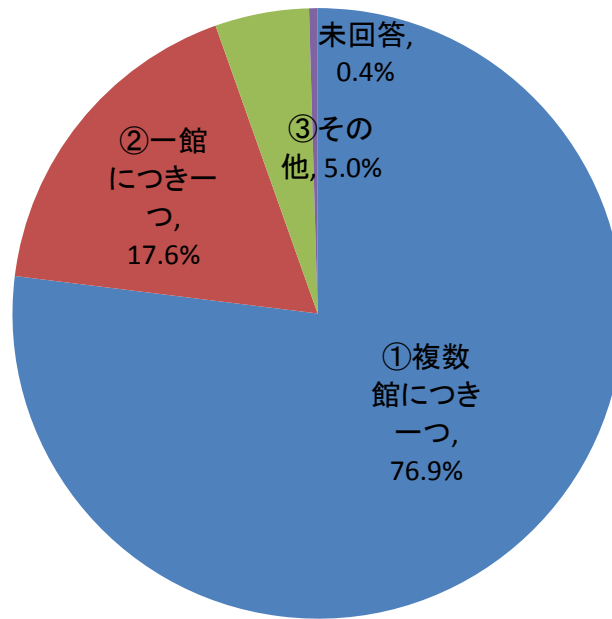


図 4-2-1b 図書館協議会の設置単位(Q31) (N=1,566)

まず図書館協議会の集計結果を表 4-2-1 と図 4-2-1a および図 4-2-1b に示した。回答館中 77% が、図書館協議会は「複数館に一つ設置」されていると答えていることがわかる。一方「一館につき一つ設置」という回答は 18% しかない。なお、「その他」については、自由記述による説明を読む限りでは、ほとんどが「複数館に一つ設置」に分類してもよい回答であった。

団体種類別のクロス集計表 4-2-2 をみれば、その内実が明らかとなる。特別区および指定都市において「複数館に一つ設置」という回答の割合が非常に高いが、これは図書館協議会が中央館を単位に設置されているということを示している。中央館を通じた図書館協議会の意見

や答申が、域内の図書館に行き渡るのである。その割合は、指定都市以外の市では 83%、町村では 40%と下がってゆく。町村では「一館につき一つ設置」の割合が 53%で最も高い。これは、単純に町村立図書館が小規模で、そもそも分館を持たない中央図書館が一館のみあるということだろう。指定都市以外の市においてもそのようなケースが含まれていると推測される。

加えて、表 4-2-3 に運営形態別の設置単位を示した。どの形態でも「複数館に一つ設置」が 7 割～8 割を占め、直営、一部委託、指定管理の別は設置単位にあまり影響していないことがうかがえる。

表 4-2-2 団体種類別の図書館協議会の設置単位(Q31) (N=1,566)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①複数館に一つ設置	9	100.0%	123	96.1%	971	82.7%	102	40.0%
②一館につき一つ設置	0	0.0%	0	0.0%	140	11.9%	136	53.3%
③その他	0	0.0%	2	1.6%	61	5.2%	15	5.9%
未回答	0	0.0%	3	2.3%	2	0.2%	2	0.8%
計	9	100.0%	128	100.0%	1,174	100.0%	255	100.0%

表 4-2-3 運営形態別の図書館協議会の設置単位(Q2×Q31) (N=1,566)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①複数館に一つ設置	892	76.8%	143	80.3%	163	74.8%	7	77.8%
②一館につき一つ設置	212	18.3%	29	16.3%	34	15.6%	1	11.1%
③その他	53	4.6%	5	2.8%	19	8.7%	1	11.1%
未回答	4	0.3%	1	0.6%	2	0.9%	0	0.0%
計	1,161	100.0%	178	100.0%	218	100.0%	9	100.0%

続いて類似協議会の結果を表 4-2-4 と図 4-2-4a および図 4-2-4b に示した。図 4-2-4a からわかるように、類似協議会は「複数館に一つ設置」と「一館につき一つ設置」がほぼ同数の回答となっている。「その他」もそれなりの数があるが、記述からは図書館を単位とせず、地方公共団体の生涯学習課または教育委員会を単位として設置されているというケースがみられた。

表 4-2-5 に示した団体種類別のクロス集計を見る限りでは、市でのみ「複数館に一つ設置」という回答が多数を占める。一方、特別区・指定都市・町村では「一館につき一つ設置」という回答が多数である。町村については、図書館協議会の箇所と同様、そもそも分館のない中央図書館が一館あるのみだからであろう。指定都市以外の市にもそのようなケースが含まれると推測される。

表 4-2-4 類似協議会の設置単位(Q38) (N=159)

類似協議会の設置形態について	件数	割合
①複数館に一つ設置	60	37.7%
②一館につき一つ設置	61	38.4%
③その他	36	22.6%
未回答	2	1.3%
計	159	100.0%

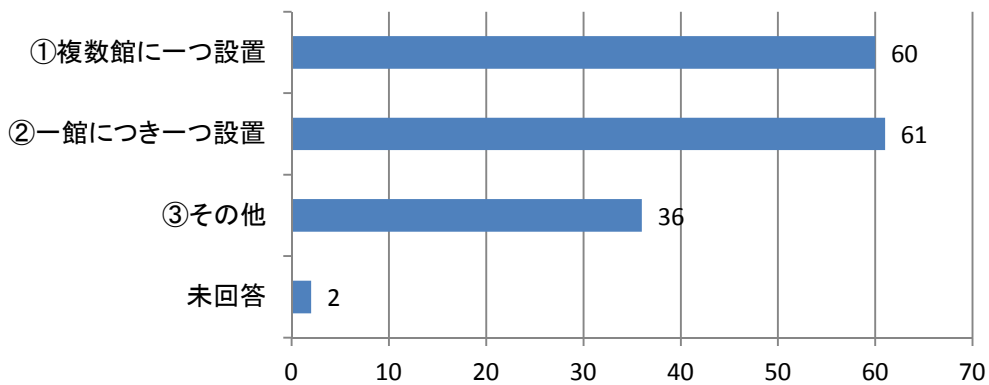


図 4-2-4a 類似協議会の設置単位(Q38) (N=159)

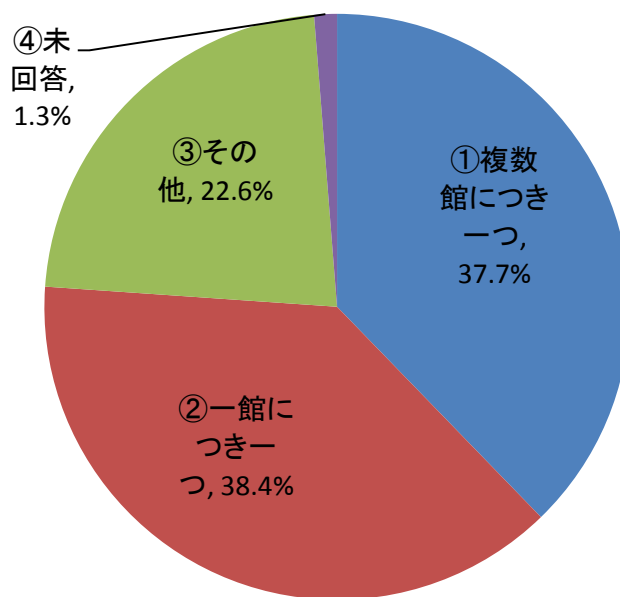


図 4-2-4b 類似協議会の設置単位(Q38) (N=159)

それでは、類似協議会の設置単位について、なぜ特別区および指定都市において「一館につき一つ設置」という回答が増えるのだろうか。表 4-2-6 に示した運営形態別のクロス集計を参照する限りでは、指定管理や一部委託という運営形態において、類似協議会を「一館につき一つ設置」というのが直営館よりも多くなるのがうかがえる。その理由についてはさらなる検討が必要だろう。

表 4-2-5 団体種類別の類似協議会の設置単位(Q38) (N=159)

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①複数館に一つ設置	6	12.8%	0	0.0%	37	59.7%	17	39.5%
②一館につき一つ設置	26	55.3%	6	85.7%	9	14.5%	20	46.5%
③その他	15	31.9%	0	0.0%	16	25.8%	5	11.6%
未回答	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	1	2.3%
計	47	100.0%	7	100.0%	62	100.0%	43	100.0%

表 4-2-6 運営形態別の類似協議会の設置単位 (Q2×Q38) (N=159)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①複数館に一つ設置	37	43.5%	10	43.5%	11	22.9%	2	66.7%
②一館につき一つ設置	24	28.2%	9	39.1%	27	56.3%	1	33.3%
③その他	23	27.1%	4	17.4%	9	18.8%	0	0.0%
未回答	1	1.2%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%
計	85	100.0%	23	100.0%	48	100.0%	3	100.0%

4.3. 協議会の委員数および公募委員数

図書館協議会に参加する委員について、図書館法は次のように定めている。“図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する”(第 15 条)。また、すでに記した第 16 条は“委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする”とし、該当する文部科学省令、図書館法施行規則の第三章「図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準」は次のように定めている。

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。(図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

Q37 と Q44 において、図書館協議会および類似協議会それぞれの、根拠となる条例および委員名簿を提出するよう求めている。記載方法が統一されていないため、どのような属性の委員が多いかを客観的な数値として提示することは難しい(属性がわからないことも多い)。提出された資料から推測すれば、おおむね小中学校長や教育委員会を経験した教育関係者、PTA など地元の教育・福祉団体の代表が委員の多くを占めているように見える。このほか、地方議会の議員や、学識経験者、ボランティアの読み聞かせ団体代表、公募委員が数名加わる。類似協議会の場合、より教育領域に関連した委員となっている。図書館運営だけでなく、社会教育全般にわたって検討する協議会であることが多いからだろう。

調査ではさらに委員の人数についても把握しようとした。前掲「望ましい基準」(五)図書館協議会の項の 2 で示された“多様な人材の参画”による議論が行われるためには、ある程度の人数が要求されるからである。

表 4-3-1 図書館協議会の委員の数 (Q32) (N=1,566)

委員の数	件数	割合
4人以下	14	0.9%
5人～7人	260	16.6%
8人～10人	884	56.4%
11人～13人	205	13.1%
14人以上	126	8.0%
未回答	77	4.9%
計	1,566	100.0%

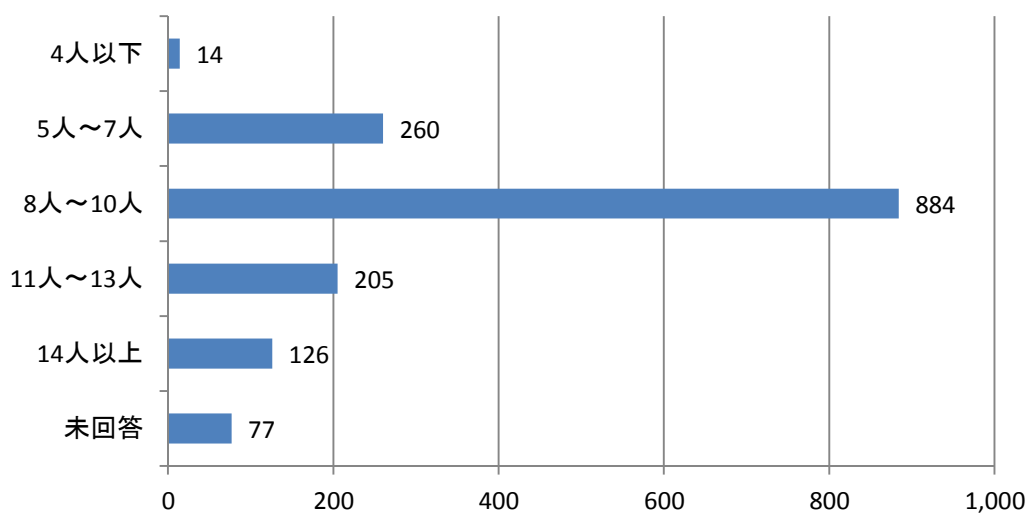


図 4-3-1a 図書館協議会の委員の数(Q32) (N=1,566)

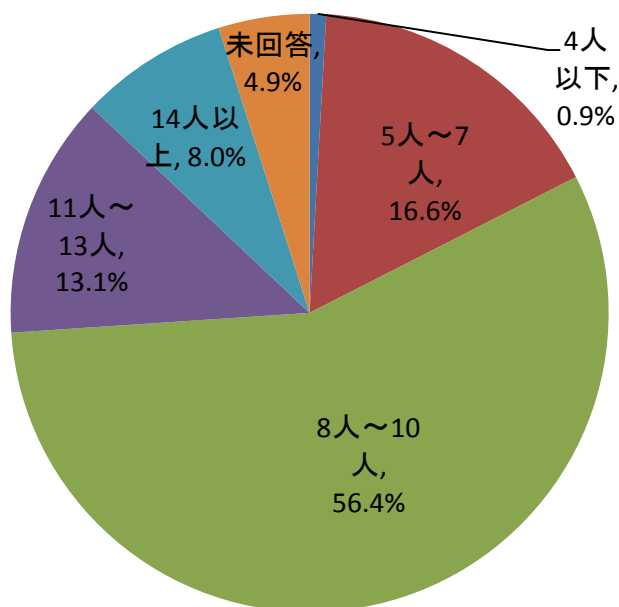


図 4-3-1b 図書館協議会の委員の数(Q32) (N=1,566)

表 4-3-2 図書館協議会の公募委員の数(Q32) (N=1,566)

公募委員の数	件数	割合
0人	780	49.8%
1人～2人	480	30.7%
3人～4人	102	6.5%
5人以上	38	2.4%
未回答	166	10.6%
計	1,566	100.0%

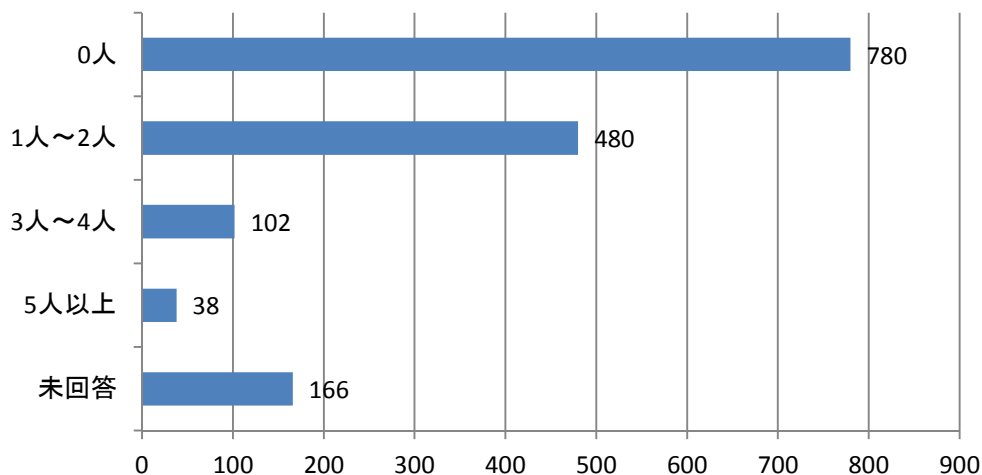


図 4-3-2a 図書館協議会の公募委員の数(Q32) (N=1,566)

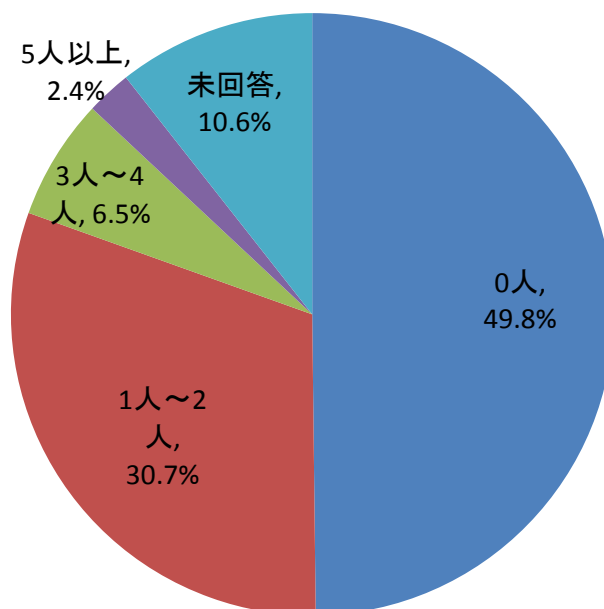


図 4-3-2b 図書館協議会の公募委員の数(Q32) (N=1,566)

Q32とQ39において、図書館協議会および類似協議会それぞれの委員数について尋ねた。また、同時にそれぞれの委員数のうちの公募委員の人数についても尋ねた。

図書館協議会委員数の集計結果を表 4-3-1 と図 4-3-1a および図 4-3-1b、うち公募委員数について表 4-3-2 および図 4-3-2a および図 4-3-2b に示した。なお、委員の数の最大値は 19、最小値は 0 であり、平均値は 9.64 であった。

適切な委員の数についての定説はない。だが、傾向として人数が少なくなればそれだけ意見の多様性が失われるが、多くなりすぎると強力な方針を打ち出し難い(議論がまとまらないこともありうる)とはいえる。また人数が多くなれば、主催する図書館側の労力も含めて運営コストがかかるだろう。

表 4-3-2 から明らかなように公募委員に関しては、ほぼ半数の図書館は一人も採用していない。表 4-3-3 で委員数と公募委員数をクロス集計した結果からわかるように、全体の委員数が

増加すればその中に公募委員が一人以上含まれる可能性が高まる。公募委員を含めるには、委員数の増員という対処が最も容易であろう。とはいえ委員数を高めてもなお、公募委員ゼロとなっている割合は高い。なお、公募委員については、回答を記入した図書館の数を分母とすると、最大値が 12、平均値が 0.98 であった。

表 4-3-3 図書館協議会の委員の数別にみた公募委員の数(Q32) (N=1,566)

委員の数 / 公募委員の数	4人以下		5人～7人		8人～10人		11人～13人		14人以上		未回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0人	13	92.9%	175	67.3%	454	51.5%	81	39.5%	57	45.2%	0	0.0%
1人～2人	0	0.0%	49	18.8%	314	35.6%	80	39.0%	36	28.6%	0	0.0%
3人～4人	0	0.0%	5	1.9%	41	4.6%	28	13.7%	28	22.2%	0	0.0%
5人以上	0	0.0%	6	2.3%	28	3.2%	3	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	1	7.1%	25	9.6%	45	5.1%	13	6.3%	5	4.0%	79	100.0%
計	14	100.0%	260	100.0%	882	100.0%	205	100.0%	126	100.0%	79	100.0%

続いて、類似協議会の委員数の集計結果を表 4-3-4 および図 4-3-4a および図 4-3-4b に示す。委員数の最大値は 50、最小値は 0、平均値は 9.53 であった。平均値に関しては、図書館協議会の値(9.64)とほとんど変わらない。だが、図 4-3-4 の a と b それぞれから明らかなように、類似協議会のほうが数値のバラつきが大きい。

加えて、類似協議会の公募委員についても調べた。結果を表 4-3-5 に示した。図書館協議会の場合と同様、半数近くが公募委員を採用していなかった。なお最大値が 8 で、平均値が 1.22 であった。

表 4-3-4 類似協議会の委員の数(Q39) (N=159)

委員の数	館数	割合(%)
4人以下	22	13.8%
5人～7人	16	10.1%
8人～10人	45	28.3%
11人～13人	31	19.5%
14人以上	23	14.5%
未回答	22	13.8%
計	159	100.0%

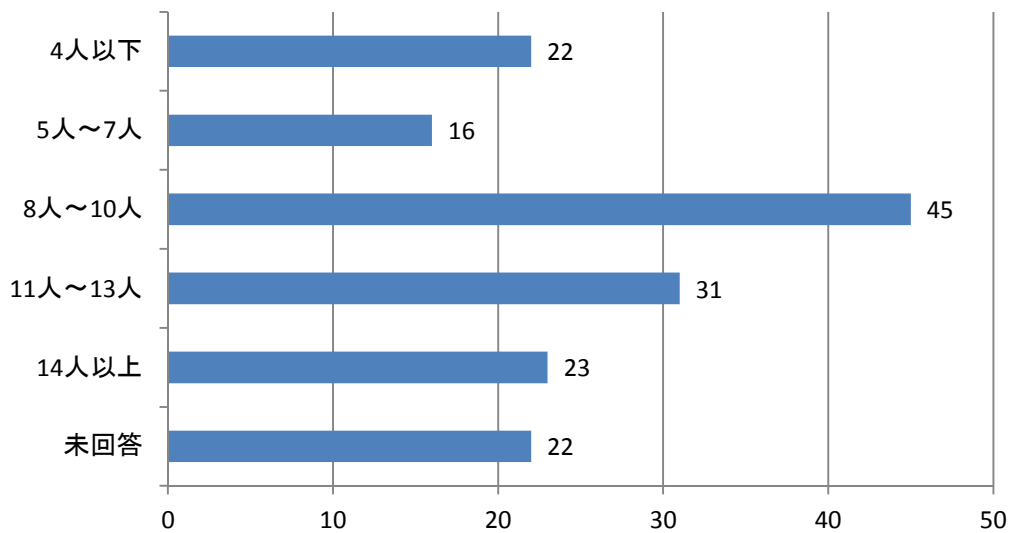


図 4-3-4a 類似協議会の委員の数(Q39) (N=1,566)

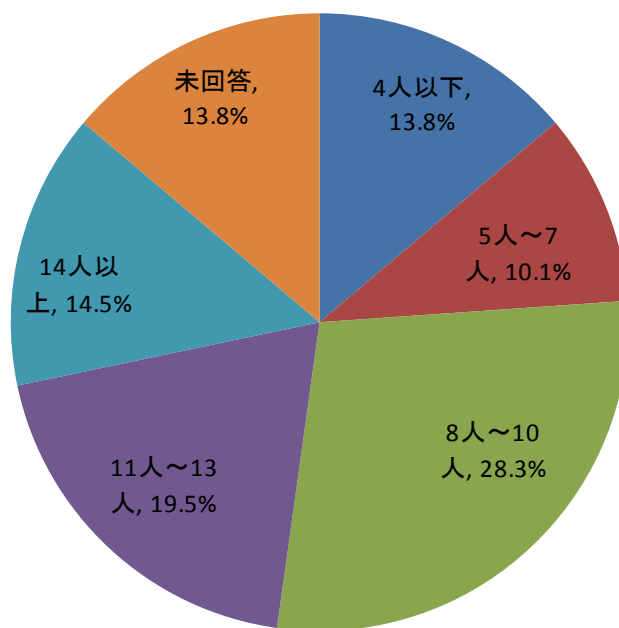


図 4-3-4b 類似協議会の委員の数(Q39) (N=159)

表 4-3-5 類似協議会の公募委員の数(Q39) (N=159)

公募委員の数	館数	割合(%)
0人	74	46.5%
1人~2人	32	20.1%
3人~4人	14	8.8%
5人~8人	8	5.0%
未回答	31	19.5%
計	159	100.0%

4.4. 協議会の開催回数と費用

協議会の開催頻度と費用についても調査した。

協議会の開催回数は、会議の活発さを測るうえで重要な指標である。設問のQ33とQ40で、図書館協議会および類似協議会の直近三年間(平成24～26年)の年間開催回数を訪ねた。結果を図書館協議会については表4-4-1および図4-4-1に、類似協議会については表4-4-2および図4-4-2に示す。

表 4-4-1 図書館協議会の年間開催回数(Q33)(N=1,566)

開催回数	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
0回	45	2.9%	25	1.6%	25	1.6%
1回	268	17.1%	296	18.9%	300	19.2%
2回	670	42.8%	664	42.4%	620	39.6%
3回	336	21.5%	338	21.6%	355	22.7%
4回以上	160	10.2%	159	10.2%	184	11.7%
未回答	87	5.6%	84	5.4%	82	5.2%
計	1,566	100.0%	1,566	100.0%	1,566	100.0%

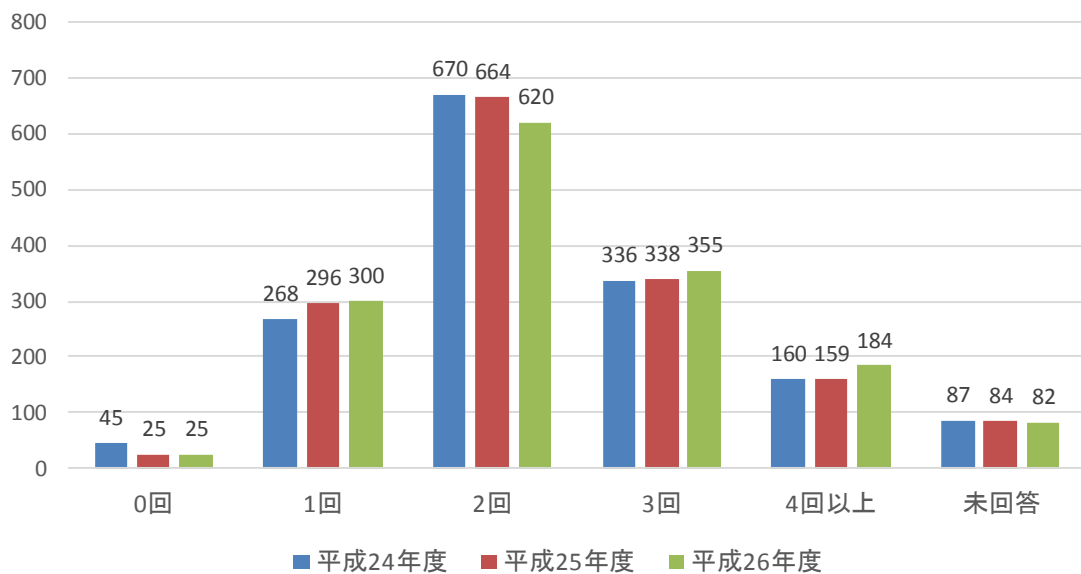


図 4-4-1 図書館協議会の年間開催回数の推移(Q33)(N=1,566)

図書館協議会の平成24年度の開催回数の最大値は9で、平均値2.31であった。平成25年度も同様な値であった。平成26年度になると最大値が10、平均値2.35となりわずかながら値が増加した。8割以上の図書館協議会は、年1回～3回開催されるのが標準となっていることがわかる。

表 4-4-2 類似協議会の年間開催回数(Q40) (N=159)

開催回数	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
0回	23	14.5%	13	8.2%	10	6.3%
1回	38	23.9%	50	31.4%	52	32.7%
2回	26	16.4%	27	17.0%	27	17.0%
3回	37	23.3%	30	18.9%	32	20.1%
4回以上	29	18.2%	34	21.4%	33	20.8%
未回答	6	3.8%	5	3.1%	5	3.1%
計	159	100.0%	159	100.0%	159	100.0%

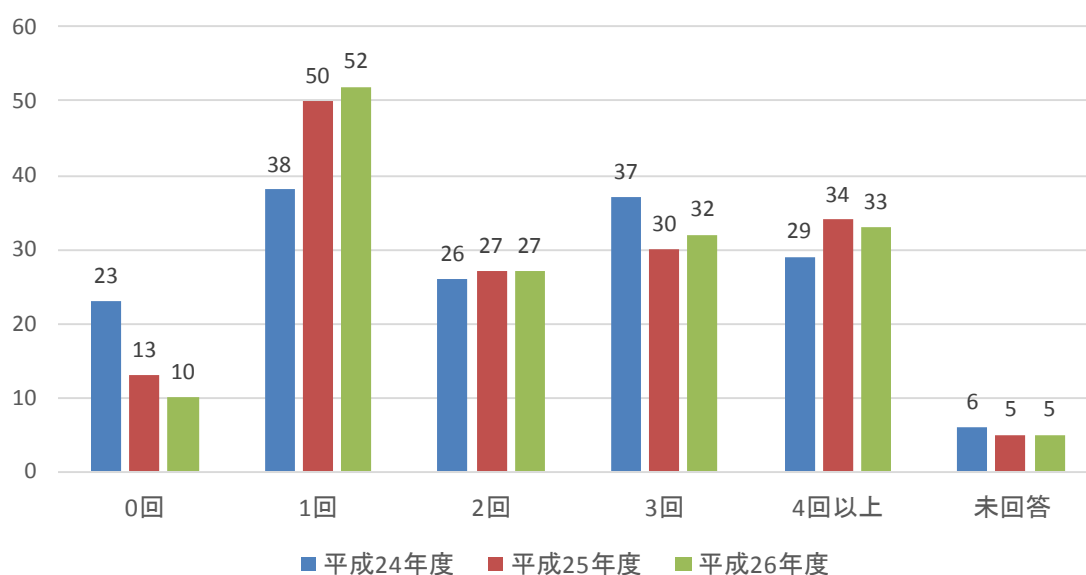


図 4-4-2 類似協議会の年間開催回数の推移(Q40) (N=159)

類似協議会の開催回数の最大値と平均値は、平成 24 年度でそれぞれ 24 と 2.69、平成 25 年度で 24 と 2.77、平成 26 年度で 24 と 2.88 であった。図書館協議会に比べてばらつきがあり、0 回という類似協議会も多い一方、年 1 回～3 回開催の協議会は 7 割強に留まり、年 4 回以上開催する協議会が 2 割前後にのぼる。開催頻度が高ければその分図書館サービスの機動性が増すとはいえる。だが、類似協議会は図書館以外の議題を抱えている可能性も高く、どの程度図書館について議題にのぼるのかについては不確かなところがある。

続いて協議会の費用についてである。図書館協議会の運営にはコストがかかる。委員の報酬および交通費と、会議のための資料費には実費がかかる。加えて、会議を企画し資料を準備するためには、図書館職員の労働時間を割かなければならない。調査においては、回答者にとって負担となると考えられるため、資料費や図書館職員の労力をコストとして算定するよう求めてはいない。だが委員報酬については記録されていると推測される。そこで、Q34 と Q41 において、図書館協議会および類似協議会それぞれの平成 26 年度の委員報酬決算額について尋ねている。

表 4-4-3 図書館協議会の委員報酬総額 (Q34) (N=1,566)

委員報酬総額	館数	割合(%)
0円	41	2.6%
2,500円～9,999円	51	3.3%
10,000円～49,999円	325	20.8%
50,000円～99,999円	401	25.6%
100,000円～199,999円	402	25.7%
200,000円以上	197	12.6%
未回答	149	9.5%
計	1,566	100.0%

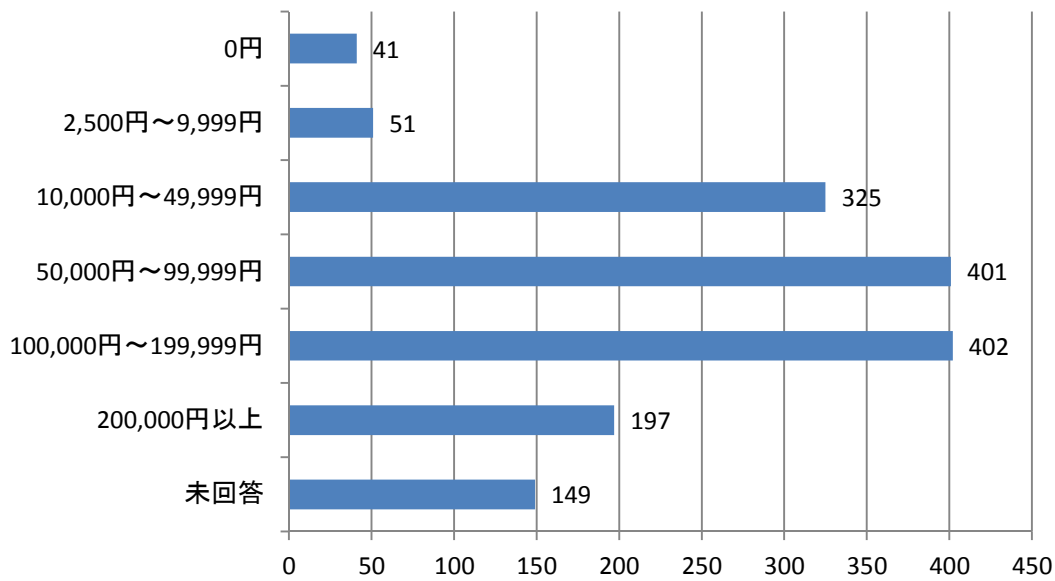


図 4-4-3a 図書館協議会の委員報酬総額 (Q34) (N=1,566)

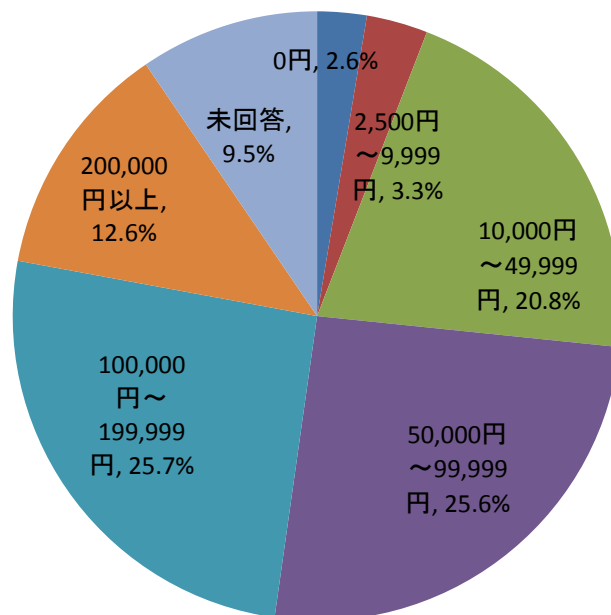


図 4-4-3b 図書館協議会の委員報酬総額 (Q34) (N=1,566)

図書館協議会の委員報酬総額について、結果を表 4-4-3 および図 4-4-3a と図 4-4-3b に示した。なお、総額には交通費を含んでいる。報酬総額の平均値は 115,772 円、中央値は 84,000 円となった。最大値は 1,786,000 円となっている。先に述べたように、平成 26 年度の開催回数の平均値は 2.35 回だった。報酬総額の平均値および中央値を分子とすれば、会議一回あたり約 36,000 円～49,000 円のコストとなる。

委員一人当たりの報酬はいくらとなるであろうか。4.3.節で示した委員数の平均値は 9.64 であった。しがたがって、報酬総額の平均値を分子とすると、一人あたり平均 12,000 円ほどかかっていることになる。中央値を分子とするならば一人あたり平均約 8,700 円となる。2.35 回の平均開催回数を考慮すると、委員一人一回あたり約 3,700 円～5,100 円ほどの報酬ということになる。

類似協議会の委員報酬総額についても、結果を表 4-4-4 および図 4-4-4a と図 4-4-4b に示した。報酬総額の平均値は 94,780 円、中央値は 25,200 円、最大値は 1,041,592 円となっている。図書館協議会と同様の計算をすると、会議一回あたり約 8,800 円～33,000 円のコストとなる。報酬総額の平均値を分子とした場合の委員一人あたり平均値は約 9,900 円で、中央値の場合の一人あたり平均値は約 2,600 円となる。委員一人一回あたりにすればその報酬は約 900 円～3,400 円となる。

表 4-4-4 類似協議会の委員報酬総額(Q41) (N=159)

委員報酬総額	館数	割合(%)
0円	62	39.0%
5,000円～99,999円	31	19.5%
100,000円～249,999円	27	17.0%
250,000円～499,999円	12	7.5%
500,000円以上	4	2.5%
未回答	23	14.5%
	計	159

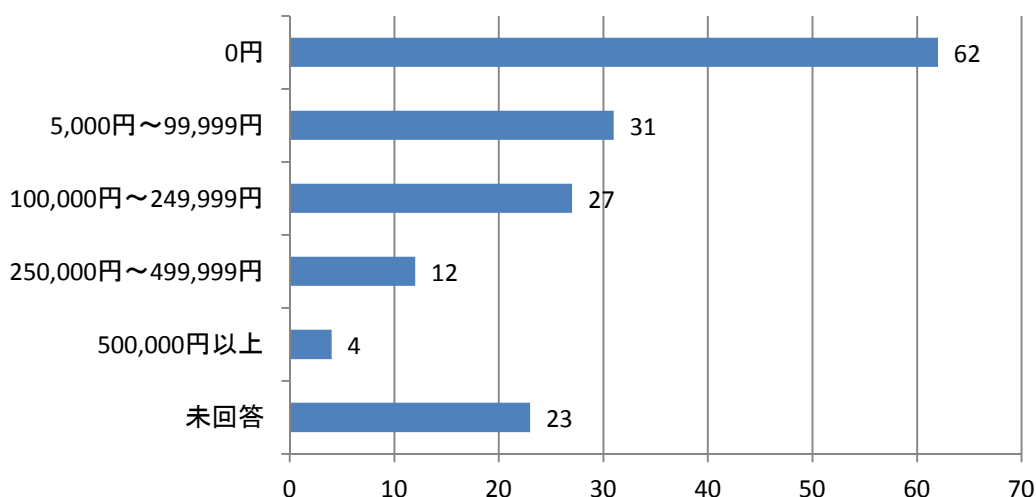


図 4-4-4a 類似協議会の委員報酬総額(Q41) (N=159)

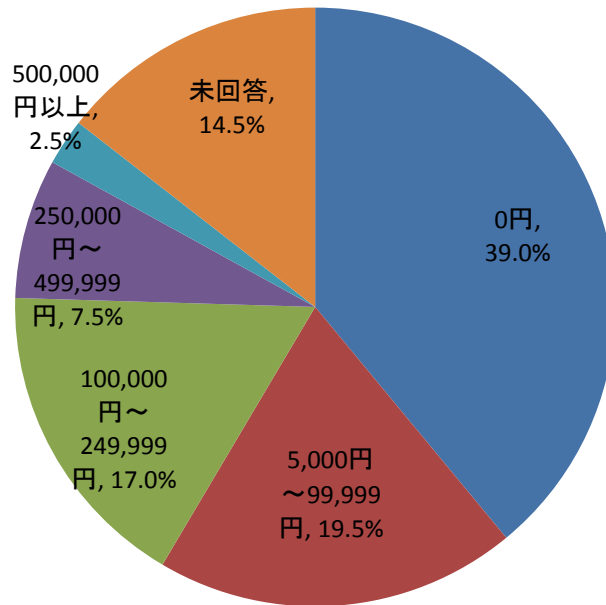


図 4-4-4b 類似協議会の委員報酬総額(Q41) (N=159)

なお、図書館協議会および類似協議会のいくつかの図書館は委員報酬総額が0円と回答している。これらのうちいくつかは中央館に協議会を有している図書館の分館であり、それらでは平成26年度の会議開催数が0回のため報酬も支払っていないと回答することになるだろう(ただし、中央館と同じ回答を記すケースもある)。しかしながら、1回以上会議を開催したにもかかわらず委員に対して無報酬であった協議会も少なからず存在する。そのような図書館協議会は19件、類似協議会では53件存在した。

4.5. 協議会内容の公開

図書館協議会の審議内容は公開されることが望ましい。Q35とQ42において、その公開方法について尋ねている。図書館協議会については表4-5-1と図4-5-1に、類似協議会については表4-5-2と図4-5-2に結果を示した。

表 4-5-1 図書館協議会の公開方法(Q35) (N=1,566, 複数回答可)

法律上の協議会の公開方法	件数	割合
①図書館協議会の傍聴	718	45.8%
②議事録の公開	679	43.4%
③公開していない	640	40.9%
④その他	54	3.4%
未回答	71	4.5%
計	2,162	100.0%
回答対象館数	2,162	(複数回答可)

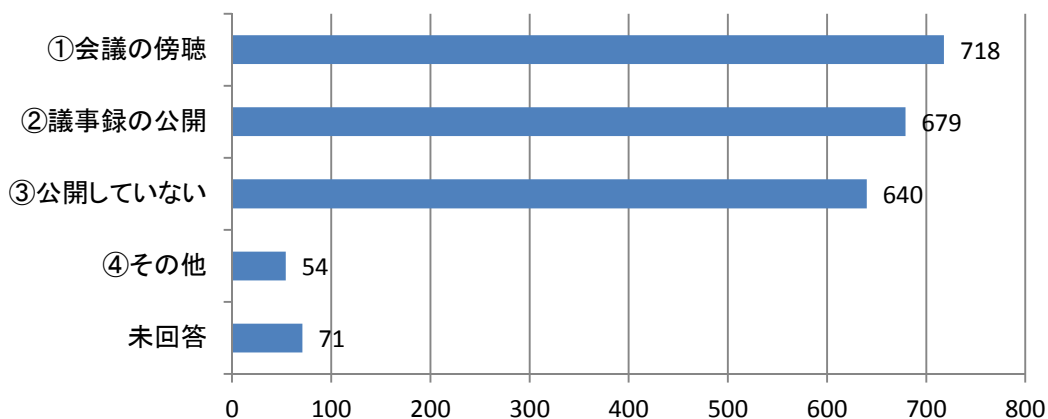


図 4-5-1 図書館協議会の公開方法(Q35) (N=1,566, 複数回答可)

まず図書館協議会の公開について検討する。③の「公開していない」という選択肢は、厳密には他の選択肢と両立しない。だが、6館が③と他の選択肢との複数回答をしていた。これらを省いた未公開館の数は634館であり、その割合は約40%となる。

選択肢「④その他」の場合、その具体的な方法について自由記述するよう求めている。おおむね「資料および議事録全体または会議の要旨を、館報またはインターネットにおいて報告する」または「要望があれば公開する」という二種類の回答に分けられる。後者の場合、情報公開条例に基づく開示請求があれば公開するという、さらなる条件を加えた回答も少数あった。

表 4-5-2 類似協議会の公開方法(Q42) (N=159, 複数回答可)

類似協議会の公開方法	件数	割合
①類似協議会の傍聴	75	47.2%
②議事録の公開	83	52.2%
③公開していない	51	32.1%
④その他	9	5.7%
未回答	5	3.1%
計	223	100.0%
回答対象館数	223	(複数回答可)

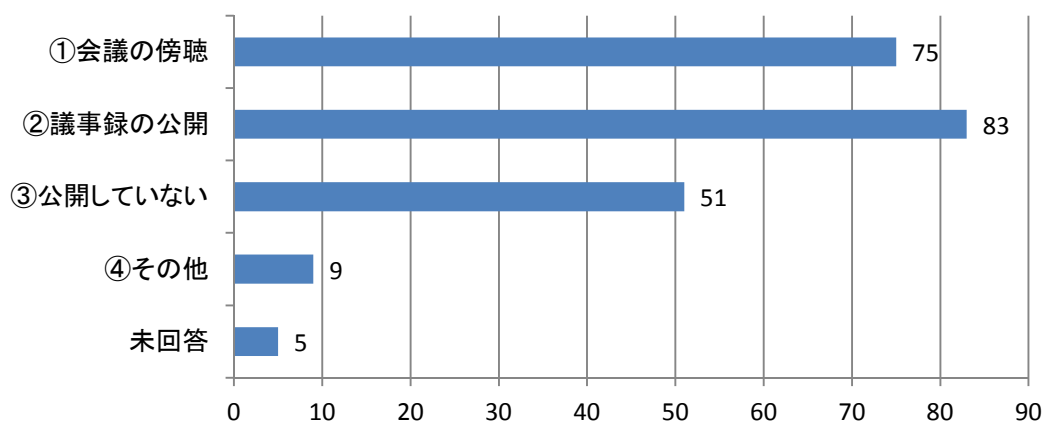


図 4-5-2 類似協議会の公開方法(Q42) (N=159, 複数回答可)

類似協議会の公開についても検討した。図書館協議会の場合とは異なり、③との複数回答はなかった。したがって、未公開館数は 51 で、その割合は約 32%になる。「④その他」の内容については、図書館協議会のケースとほぼ同様であった。

協議会の内容が未公開のままとなる原因として地方公共団体の種類は影響するだろうか。表 4-5-3 に、図書館協議会、類似協議会それぞれで「③公開していない」と回答した図書館の、団体種類別の件数と割合を示した。表からは市町村ほど未公開となる割合が高まることがわかる。市町村のどのような属性が影響するののかについてはさらなる検討事項である。

表 4-5-3 団体種類別の未公開図書館協議会および未公開類似協議会の割合

	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
Q35で③のみを選択した図書館	0	0.0%	0	0.0%	427	26.5%	207	49.3%
図書館協議会全件	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%
Q42で③のみを選択した図書館	6	12.8%	0	0.0%	9	14.5%	36	83.7%
類似協議会全件	47	100.0%	7	100.0%	62	100.0%	43	100.0%

4.6. 協議会による改善事例

図書館協議会は効果をあげているのだろうか。Q36で図書館協議会について、Q43で類似協議会について、図書館運営の改善につながった事例を自由記述するよう求めた。さまざまな事例が得られているが、おおむね、①サービスの拡大・改善、②図書館運営の合理化、③施設や設備の改善、④広報方法の改善、のいずれかに分けられる。これらは図書館協議会でも類似協議会でも大きな違いはなかった。

①サービスの拡大・改善として、以下のようなものが挙げられている。開館日の増加・開館時間の延長、学校・病院などへのアウトリーチサービスまたは連携、蔵書の見直し(録音図書、点字図書館資料、郷土資料、青少年向け資料、絵本等の充実)、目録システムの改善や講習会の実施、講演会などイベントの実施、などである。

②図書館運営の合理化として、図書館の全体的な運営計画および各種規則類(収集方針や貸出冊数規程、除籍の規程等)の策定・改訂、業務へのボランティアの導入などが挙げられている。詳細はわからないが、委員から予算獲得の方法について教示され、実際に予算の増加につながったという事例もあった。

③施設や設備の改善として、団体利用の部屋の設置、入り口などにある段差の解消、返却ポストの設置、書架や机の位置の改善などが挙げられている。駐車場周りが暗いため、周囲の樹木を伐採したという事例もあった。

④広報方法の改善として、PR 用チラシの案および配布先の決定、地元テレビや FM ラジオによる広報機会の獲得などが挙げられている。またウェブサイトの洗練なども挙げられた。

このほか、直接の図書館運営にどのような改善があったか明らかではないが、住民から多様な意見を聞くことのできる場になっているということを「改善」とみる意見も複数あった。

4.7. まとめ

4 章の結果をまとめる。図書館法に基づく図書館協議会を設置しているのは回答館中約 64%であり、それに類似する協議会を設置していたのは約 7%であった。傾向として、直営館ほど図書館協議会の設置の割合が高まり(約 70%)、一部委託館および指定管理館ではその割合が相対的に低くなった(約 53%)。直営館の多い市町村ほど図書館協議会設置の比率が高まった(約 76%)。なお、類似協議会の設置に留まる理由、あるいは協議会未設置の理由は、図書館について住民から意見聴取する代替的な手段を持っていると地方公共団体または図書館が考えているからであることが多い。

また、図書館協議会は中央館に一つ、正確には地方公共団体に一つ設置されるケースがほとんどであると考えられる。「複数館に一つ設置」という回答は約 77%を占めたが、約 18%となる「一館につき一つ設置」という回答において町村図書館が多くを占め、それらは分館を持たないと推測されるからである。図書館協議会の運営実態だが、平均して 10 人の委員によって、年間 2 回~3 回催されることが多い。うち公募委員が 0 名であることはほぼ 5 割、1~2 名であることが約 3 割である。実施にあたって、委員一人当たり約 3,700 円~5,100 円の費用が必要となる。なお、約 4 割の協議会はその内容を公開していない。

図書館協議会による改善としては、開館日の増加や開館時間の延長、蔵書とする領域の見直し、病院などへのアウトリーチサービス、収集方針などの明文化、団体用の部屋の設置や、段差の解消、テレビやラジオなどを広報手段として使う、などといったことが挙げられた。

5. 電子資料の提供 (Q51-59)

過去 20 年間、ネットワーク情報環境の進展とデジタルコンテンツの増大にともなって、電子資料は公立図書館においてますます重要な位置を占めるようになってきた。また、平成 22 年は、日本における「電子書籍元年」といわれ、電子書籍に対する大きな注目が集まった。こうした中、平成 23 年に改正された「図書館法」、ならびに、平成 24 年に告示された「望ましい基準」では、図書館資料の中に「電磁的資料」を含むことが明記された。本章では、日本の公立図書館における電子資料サービスの実態とその課題を把握することを試みた。

5.1. 電子資料提供サービスの実態

表 5-1-1 電子書籍や電子化された資料を提供しているか、予定はあるか(Q51) (N=2,456)

電子書籍や電子化された資料を提供しているか、予定はあるか	件数	割合
①提供している	389	15.8%
②提供していない	1,718	70.0%
③提供予定である	125	5.1%
未回答	224	9.1%
計	2,456	100.0%

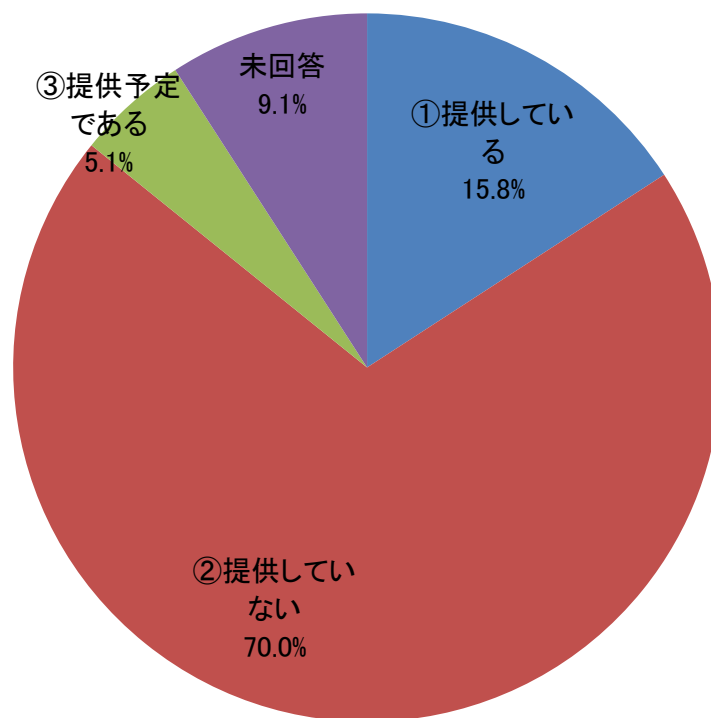


図 5-1-1 電子書籍や電子化された資料を提供しているか、予定はあるか(Q51) (N=2,456)

Q51 では、電子書籍や電子化された資料を提供しているか、あるいは、提供予定であるかを

尋ねた(表 5-1-1, 図 5-1-1)。提供していると回答したのは2,456館中389館(15.8%)であり、未回答館を除いた2,232館を対象にしても17.4%であった。これに提供予定である図書館125館(5.1%)を加えても20.9%に過ぎない。その一方で、電子資料を提供しておらず、提供予定もない図書館は1,718館(70.0%)にのぼる。したがって、日本の公立図書館における電子書籍や電子化された資料の提供率はいまだ低い水準に留まっているといえる。

表 5-1-2 運営形態別、電子資料の提供状況(Q2×Q51)(N=2,456)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①提供している	240	14%	57	16%	87	22%	5	14%
②提供していない	1,237	74%	215	62%	256	64%	10	27%
③提供予定である	67	4%	32	9%	24	6%	2	5%
未回答	123	7%	45	13%	36	9%	20	54%
計	1,667	100%	349	100%	403	100%	37	100%

表 5-1-2 には、Q2 の図書館の運営形態と Q51 の電子資料の提供状況とのクロス集計結果を示した。運営形態ごとの電子資料の提供率は、「③指定管理者制度」(21.6%)、「②業務の一部を委託」(16.3%)、「①直営」(14.4%)、「④その他」(13.5%)の順に多い。これに、提供予定であると回答した図書館を加えた場合、「③指定管理者制度」(27.5%)、「②業務の一部を委託」(25.5%)、「④その他」(18.9%)、「①直営」(18.4%)となり、「③直営」と「④その他」の順位が入れ替わる。現時点では、指定管理者制度を導入している図書館が電子書籍や電子化資料を提供する比率が最も高くなっている。

表 5-1-3 提供している電子資料の種類(Q52)(N=389, 複数回答可)

提供している電子資料の種類	件数	割合
①商業的に流通している電子資料	145	37.3%
②郷土資料、地域行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料	289	74.3%
③その他	40	10.3%
未回答	7	1.8%
計	481	100.0%
回答対象館数	389	(複数回答可)

Q52 では、電子書籍や電子化した資料を提供していると回答した389館がどのような種類の電子資料を提供しているのかを尋ねた(表 5-1-3, 図 5-1-3, 複数回答可)。最も多かったのは、「②郷土資料、地域行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料」であり、289館(74.3%)が提供している。次いで、「①商業的に流通している電子資料」が145館(37.3%)となっている。また、「③その他」の例としては、DAISY 図書や国立国会図書館デジタル化資料送信サービス¹⁾などが挙げられている。

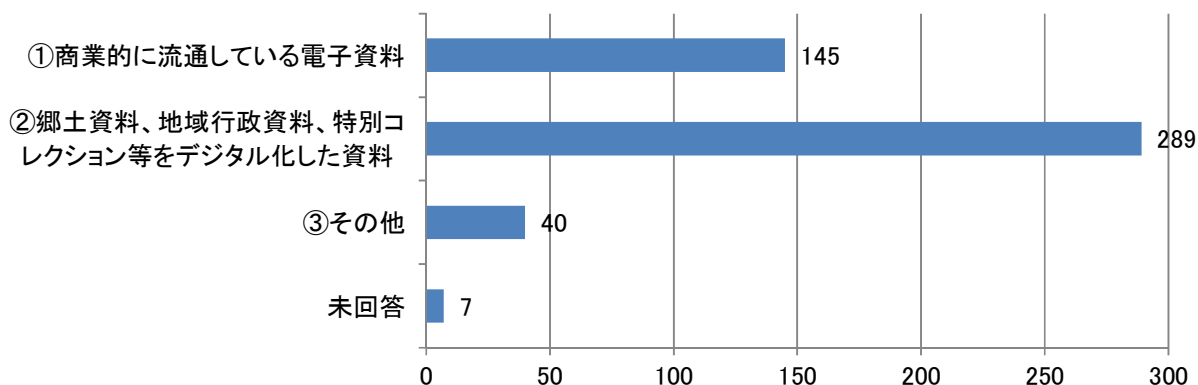


図 5-1-3 提供している電子資料の種類 (Q52) (N=389, 複数回答可)

表 5-1-4 運営形態別、提供している電子資料の種類 (Q2×Q52) (N=389)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①商業的に流通している電子資料	84	29%	17	26%	42	35%	2	29%
②郷土資料、地域行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料	178	62%	40	61%	67	56%	4	57%
③その他	23	8%	6	9%	10	8%	1	14%
未回答	4	1%	3	5%	0	0%	0	0%
計	289	100%	66	100%	119	100%	7	100%

表 5-1-4 には、Q2 の図書館の運営形態と Q52 の提供している電子資料の種類とのクロス集計結果を示した。提供している電子資料の種類別にみると、「②郷土資料、地方行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料」については、「①直営」(61.6%)、「②業務の一部を委託」(60.6%)、「④その他」(57.1%)、「③指定管理者制度」(56.3%)の順に多く、「①商業的に流通している電子資料」については、「③指定管理者制度」(35.3%)、「①直営」(29.1%)、「④その他」(28.6%)、「②業務の一部を委託」(25.8%)の順に多くなっており、運営形態によって、提供している電子資料の種類が異なっていることがわかる。

表 5-1-5 サービスの利用方法の種類 (Q53) (N=389, 複数回答可)

サービスの利用方法の種類	件数	割合
①館内設置機器で閲覧	272	69.9%
②図書館所有の端末を貸出(館内)	42	10.8%
③図書館所有の端末を貸出(館外)	8	2.1%
④利用者所有の端末で閲覧	262	67.4%
未回答	13	3.3%
計	597	100.0%
回答対象館数	389	(複数回答可)

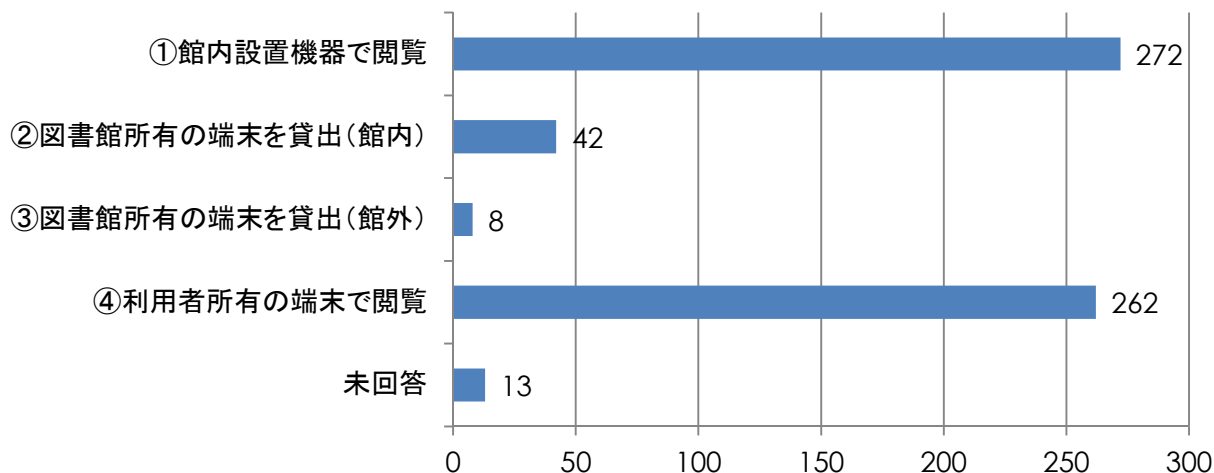


図 5-1-5 サービスの利用方法の種類(Q53) (N=389, 複数回答可)

Q53 では、利用者がどのような方法で電子資料を利用することができるのかについて尋ねた(表 5-1-5, 図 5-1-5)。四つの選択肢のうち、「①館内設置機器で閲覧」が最も多く 272 館(69.9%)であり、次いで、「④利用者所有の端末で閲覧」が 262 館(67.4%)となっている。その一方で、「②図書館所有の端末を貸出(館内)」は 42 館(10.8%)、「③図書館所有の端末を貸出(館外)」は 8 館(2.1%)となっており、館内・館外を問わず端末の貸出を行っている図書館は少ない。したがって、多くの場合、電子資料を利用するための機器や端末を所有していない利用者は、公立図書館を訪れない限り、事実上、電子資料を利用することができないことになる。

表 5-1-6 サービスの提供方法の種類(Q54) (N=389, 複数回答可)

サービスの提供方法の種類	件数	割合
①クライアントサーバ型	176	45.2%
②クラウドコンピューティング型	96	24.7%
③その他	111	28.5%
未回答	15	3.9%
計	398	100.0%
回答対象館数	389	(複数回答可)

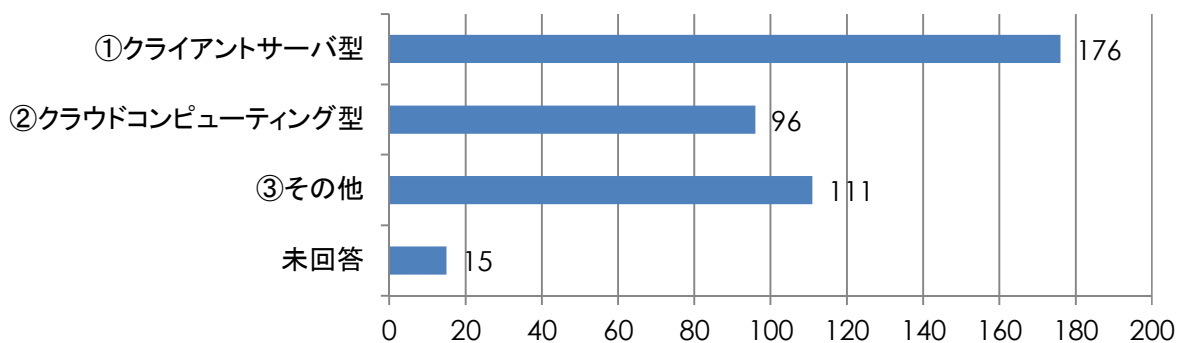


図 5-1-6 サービスの提供方法の種類(Q54) (N=389, 複数回答可)

Q54では、電子資料を提供するための技術的な方法について尋ねた(表 5-1-6, 図 5-1-6)。ここでは「①クライアントサーバ型」が最も多く 176 館(45.2%)であった。また、「②クラウドコンピューティング型」は 96 館(24.7%)であった。「③その他」としては、ネットワークを介さないスタンドアローンの PC や、CD-ROM や DVD で提供するといった回答が見られた。

Q55 では、提供している電子資料のタイトル数を尋ねた(表 5-1-7, 図 5-1-7)。平均値は 13,614 タイトルであるが、中央値は 88 タイトルであり、回答館の半数以上にあたる 185 館(52.1%)が 100 タイトル以下であった。

*Library Journal*誌が 2010 年から毎年実施している米国の公共図書館における電子書籍サービスに関する調査(LJ 調査)によれば、回答館の電子書籍のタイトル数の中央値は、2010 年に 813 タイトルであったが、2015 年には 14,397 タイトルにまで増加している²⁾。LJ 調査の対象資料が電子書籍(Ebook)のみであることを考慮するまでもなく、米国と日本の図書館を比較すると、電子資料のタイトル数に大きな隔たりのあることがわかる。

表 5-1-7 提供資料のタイトル数(Q55) (N=389)

提供資料のタイトル数	
平均値	13,614
標準偏差	123,136
最大値	1,415,000
中央値	88
最小値	0
未回答	34
回答対象館数	389

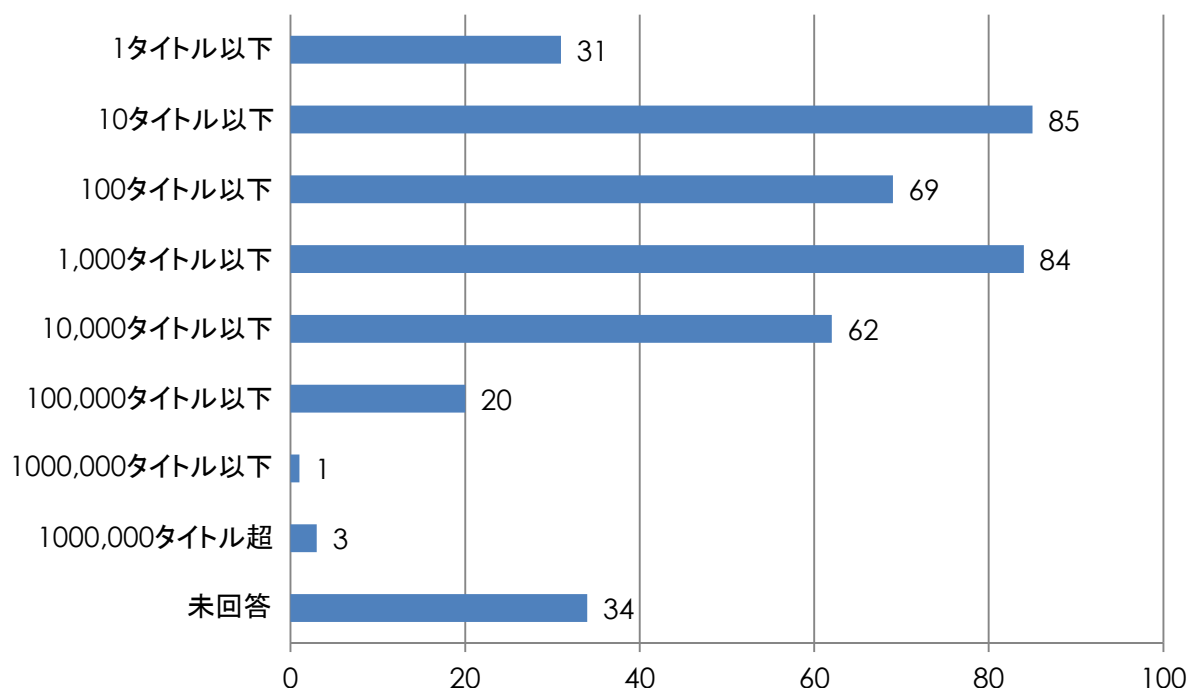


図 5-1-7 提供資料のタイトル数(Q55) (N=389)

表 5-1-8 提供している電子資料の種類ごとのタイトル数(Q52×Q55) (N=353)

	平均値	中央値	件数	割合
①商業的に流通している電子資料	524	38	61	17.3%
②デジタル化した資料	2,548	60	194	55.0%
③その他	257,155	14	16	4.5%
①+②	2,168	2,094	66	18.7%
①+②+③	7,682	7,682	4	1.1%
①+③	4	5	5	1.4%
②+③	2,630	11	7	2.0%

表 5-1-8 には、Q52 の提供している電子資料の種類と Q55 の提供資料のタイトル数とのクロス集計結果を示した。「①商業的に流通している電子資料」のみを提供している図書館における電子資料の平均値は 524 タイトル、中央値は 38 タイトルであったのに対して、「②デジタル化した資料」のみを提供している図書館における電子資料の平均値は 2,548、中央値は 60 タイトルであった。

表 5-1-9 電子資料を提供する職員の体制(Q56) (N=389, 複数回答可)

電子資料の提供を担当する職員の体制	件数	割合
①専任	14	3.6%
②兼任	137	35.2%
③決まった担当者はいない	228	58.6%
未回答	20	5.1%
計	399	100.0%
回答対象館数	389	(複数回答可)

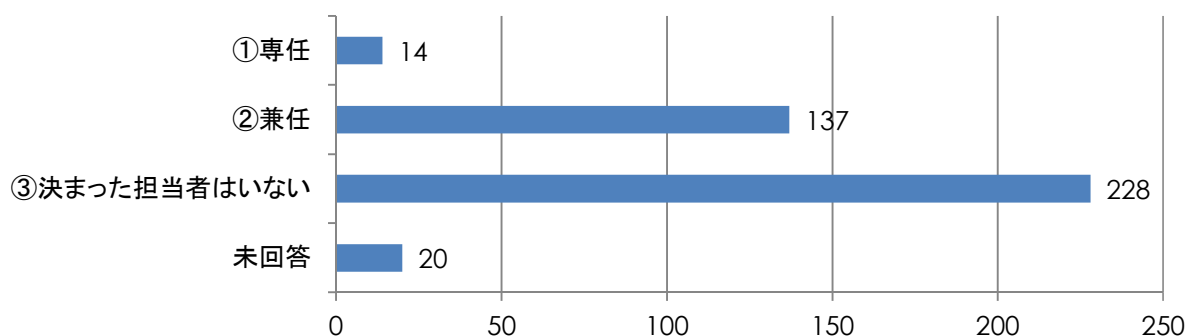


図 5-1-9 電子資料を提供する職員の体制(Q56) (N=389, 複数回答可)

Q56 では電子資料を提供する職員の体制について、担当者の有無、専任・兼任の別、担当職員数を尋ねた(表 5-1-9, 図 5-1-9)。電子資料の提供について「①専任」の担当職員が存在すると回答したのは 14 館(3.6%)であり、「②兼任」の担当職員が存在すると回答したのは 137 館(35.2%)であった。また、「③決まった担当者はいない」とする図書館が 228 館(58.6%)と多数を占めた。

公立図書館において電子資料を提供するためには、こうしたサービスに対応できる職員の存在は不可欠であろう。ここで、決まった担当者のいない図書館の割合が多くなっているのは、地

方公共団体内に複数の図書館が設置されている場合、すべての図書館にそれぞれ担当職員を置かずとも、域内の特定の館に担当職員がいれば、ネットワークを介して電子資料サービスの提供体制を築くことが可能となるためであると予想される。

電子資料を提供するための専任の担当職員がいるとした図書館における職員数の平均値は1.4名、中央値は1名であり、兼任の担当職員がいるとした図書館における職員数の平均値は3名、中央値は2名であった(表 5-1-10)。

表 5-1-10 電子資料を提供する職員の体制(Q56) (N=389)

電子資料の提供を担当する職員数	専任	兼任
平均値	1.4	3.0
標準偏差	1.5	3.2
最大値	6	24
中央値	1	2
最小値	0	1
未回答	0	26
回答対象館数	14	137

5.2. 電子資料提供サービスの課題と展望

表 5-2-1 電子資料を提供していない理由(Q57) (N=1717, 複数回答可)

電子資料を提供していない理由	件数	割合
財源の確保が困難	582	33.9%
提供環境が整っていない	326	19.0%
利用者ニーズがない・不明	217	12.6%
コンテンツが充実していない	149	8.7%
時期尚早・動向を見極めている段階	108	6.3%
対応できる職員がいない	95	5.5%
検討中、今後検討予定	90	5.2%
自治体内の特定の館でのみ提供している	54	3.1%
対象となる資料がない	48	2.8%
必要・予定がない、未検討	41	2.4%
標準規格が確立されていない	30	1.7%
特に理由はない	30	1.7%
著作権処理の問題	12	0.7%
その他	107	6.2%
未回答	201	11.7%
計	2,090	100.0%
回答対象館数	1,717	(複数回答可)

Q57 では、電子資料を提供していない図書館に対して、その理由を自由回答形式で尋ねた。表 5-2-1 および図 5-2-1 は、各々の回答を13のカテゴリ(及び、その他)に分類した集計結果を示したものである。最も多かったのは「財源の確保が困難」(582館、33.9%)であり、次いで、「提供環境が整っていない」(326館、19.0%)、3位以降は「利用者ニーズがない・不明」(217

館、12.6%)、「コンテンツが充実していない」(149 館、8.7%)、「時期尚早・動向を見極めている段階」(108 館、6.3%)、「対応できる職員がいない」(95 館、5.5%)などとなっている。

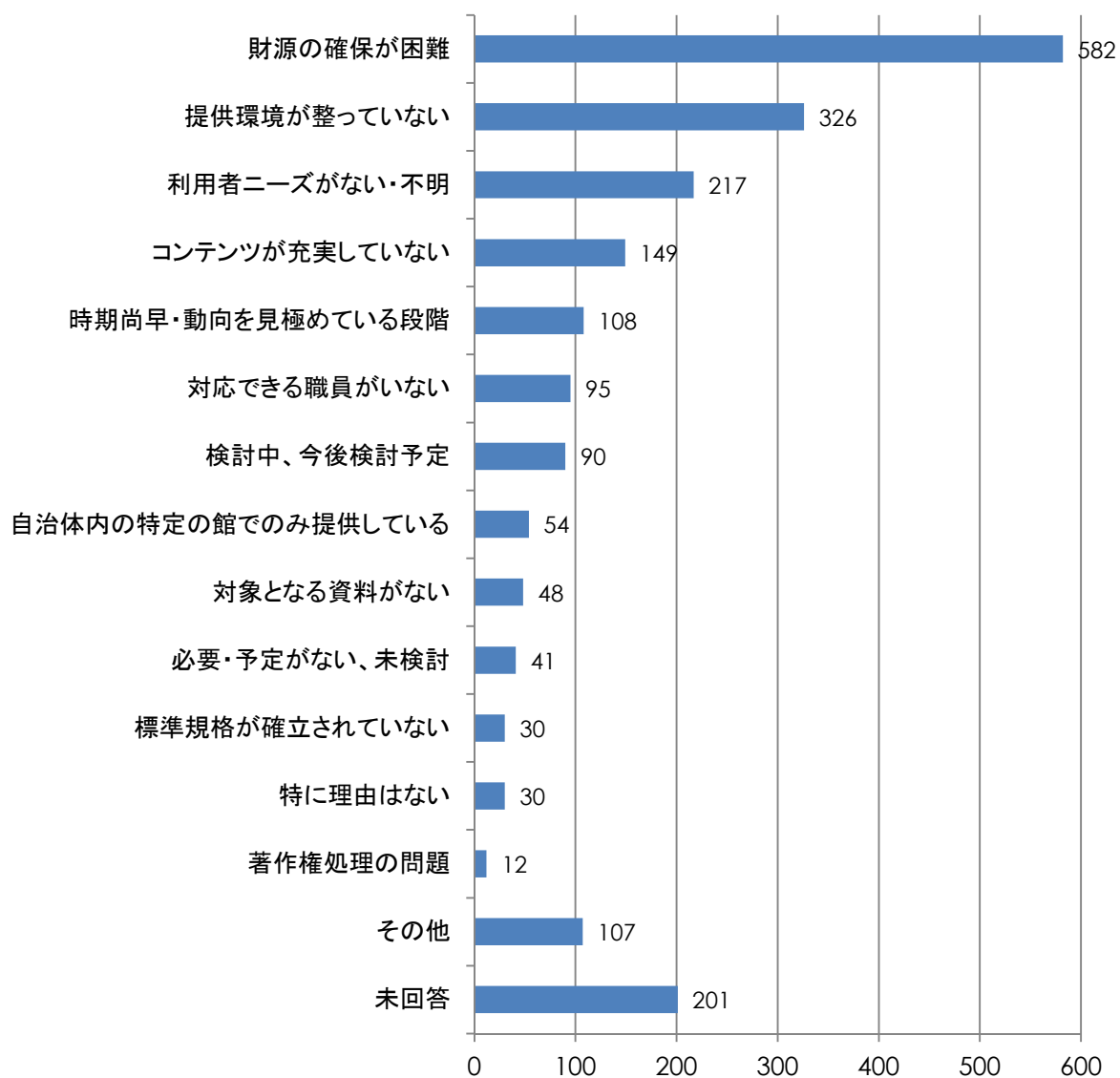


図 5-2-1 電子資料を提供していない理由(Q57) (N=1717, 複数回答可)

表 5-2-2 電子資料の提供予定時期(N=125)

電子資料の提供予定時期	件数	割合
平成27年度中に提供開始予定	9	7.2%
平成28年度中に提供開始予定	68	54.4%
平成29年度以降に提供開始予定	24	19.2%
検討中	11	8.8%
未定・その他	10	8.0%
未回答	3	2.4%
計	125	100.0%

表 5-2-3 電子資料の提供にあたって課題と思われること(Q59) (N=2,456, 複数回答可)

電子資料の提供にあたって課題と思われること	件数	割合
財源の確保	891	36.3%
コンテンツが充実していない	490	20.0%
システム構築や閲覧機器の設置等環境整備・維持管理	356	14.5%
対応できる職員の配置・育成	298	12.1%
著作権の問題	173	7.0%
コンテンツの価格が高い	146	5.9%
管理方針、利用にあたっての規則づくり	122	5.0%
利用者の認知度・ニーズが低い	103	4.2%
標準規格が確立していない	74	3.0%
電子書籍サービスの継続性	68	2.8%
選書・収集が難しい	58	2.4%
費用対効果	40	1.6%
セキュリティ・無断複製の問題	28	1.1%
その他	257	10.5%
未回答	714	29.1%
計	3,818	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

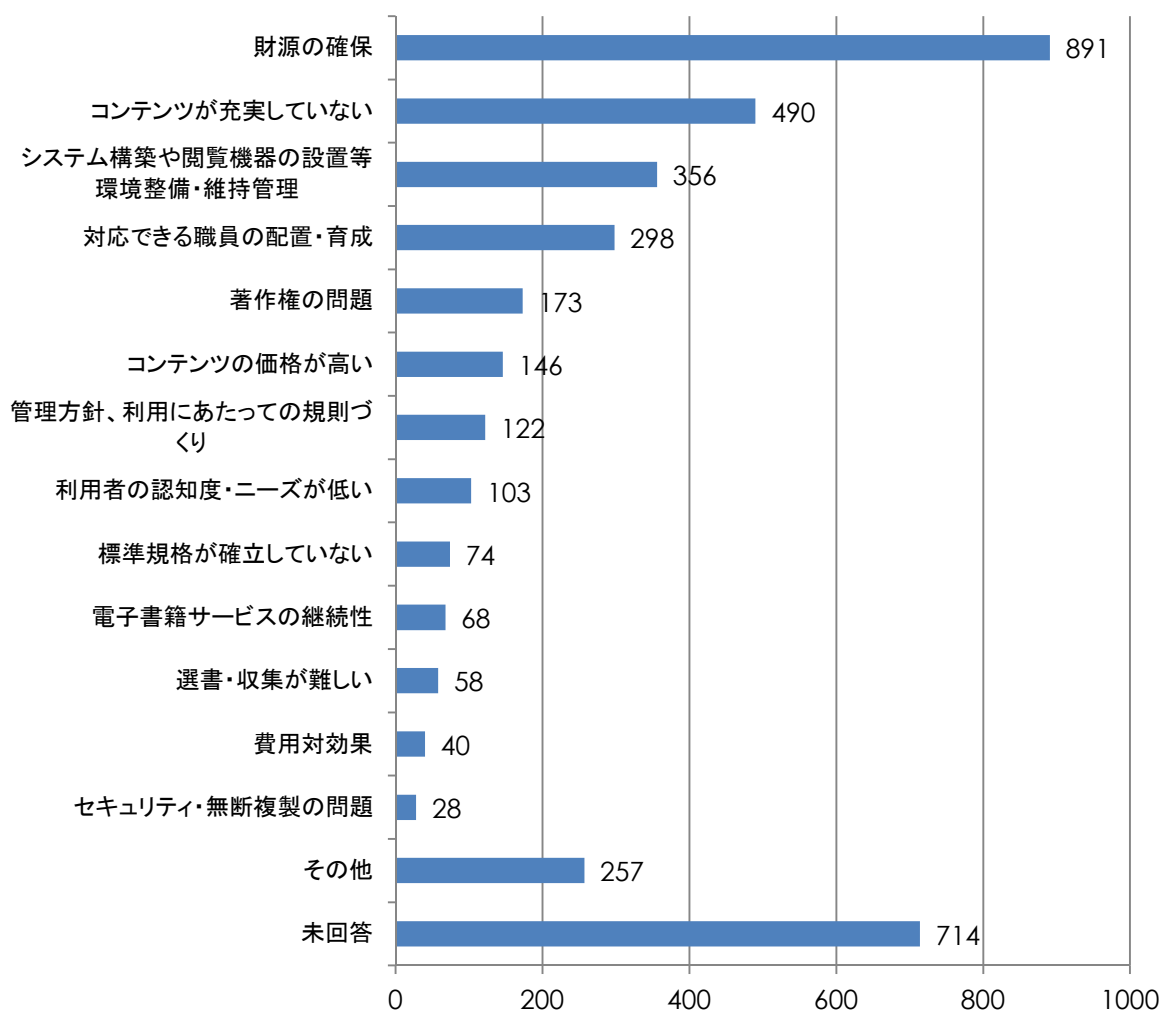


図 5-2-3 電子資料の提供にあたって課題と思われること(Q59) (N=2,456, 複数回答可)

Library Journal 誌による米国の公共図書館における電子書籍サービスに関する調査では、2011 年から電子書籍サービスを提供していない図書館に対してその理由を尋ねているが、ここでも一貫して「電子書籍を購入する予算がない」が第一の理由となっている²⁾。なお、LJ 調査において2011年時点で予算に次いで未提供の要因とする回答が多かったのは「最良のプラットフォームが何であるかを見極めているところ」(40%)であったが、その比率は年々減少し、2015年調査では、これを要因としてあげる図書館はゼロとなっている。

Q59 では、電子資料の提供を行っているか否かにかかわらずすべての図書館に対して、電子資料の提供に当たって課題と思われることを自由回答形式で尋ねた。表 5-2-3 および図 5-2-3 は、各々の回答を 13 のカテゴリ(及び、その他)に分類した集計結果を示したものである。最も多かったのは「財源の確保」(891 館、36.3%)であり、次いで、「コンテンツが充実していない」(490 館、20.0%)、3 位以降は「システム構築や閲覧機器の設置等環境整備・維持管理」(356 館、14.5%)、「対応できる職員の配置・育成」(298 館、12.1%)、「著作権の問題」(173 館、7.0%)、「コンテンツの価格が高い」(146 館、5.9%)などとなっている。

表 5-2-4 電子資料の提供の有無ごとの電子資料の提供にあたって課題と思われること
(Q51×Q59) (N=2,456)

	①提供している		②提供していない		③提供予定である		④未回答		計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
財源の確保	90	23%	737	43%	54	43%	10	4%	891
コンテンツが充実していない	89	23%	341	20%	60	48%	0	0%	490
システム構築や閲覧機器の設置等環境整備・維持管理	40	10%	296	17%	20	16%	0	0%	356
対応できる職員の配置・育成	54	14%	240	14%	4	3%	0	0%	298
著作権の問題	41	11%	112	7%	20	16%	0	0%	173
コンテンツの価格が高い	48	12%	75	4%	23	18%	0	0%	146
管理方針、利用にあたっての規則づくり	15	4%	96	6%	11	9%	0	0%	122
利用者の認知度・ニーズが低い	32	8%	71	4%	0	0%	0	0%	103
標準規格が確立していない	15	4%	59	3%	0	0%	0	0%	74
電子書籍サービスの継続性	11	3%	49	3%	8	6%	0	0%	68
選書・収集が難しい	8	2%	41	2%	9	7%	0	0%	58
費用対効果	3	1%	30	2%	7	6%	0	0%	40
セキュリティ・無断複製の問題	4	1%	24	1%	0	0%	0	0%	28
その他	39	10%	190	11%	21	17%	7	3%	257
未回答	127	33%	365	21%	8	6%	214	96%	714
計	616	158%	2,726	159%	245	196%	231	103%	3,818
回答対象館数	389	100%	1,718	100%	125	100%	224	100%	2,456

表 5-2-4 には、Q51 の電子資料の提供の有無と Q59 の電子資料の提供にあたって課題と思われることとのクロス集計の結果を示した。ここで、「①提供している」図書館と「②提供していない」と図書館との差異に着目すると、「財源の確保」が最も大きな課題であるという認識は共通しているものの、その割合は、提供館では 23%、未提供館では 43%と大きく異なっている。また、「コンテンツの価格が高い」については、提供館では 12%となっている一方で、未提供館では 4%程度と比較的低くなっている。これは、実際に提供をはじめることによって具体的に見えてくる課題であることがうかがえる。

5.3. まとめ

電子書籍や電子化した資料を提供しているか、あるいは、提供予定である公立図書館は全体の 2 割程度であり、実際に提供されている電子資料のタイトル数の中央値は 88 タイトルであった。以上の結果から、日本の公立図書館における電子資料の提供はいまだ黎明期にあるといえるだろう。

また、電子資料を提供する図書館のうち、デジタルアーカイブに代表されるような郷土資料・地域行政資料・特別コレクション等をデジタル化した資料を提供しているのは 289 館 (74.3%) である一方で、電子書籍サービスに代表されるような商業的に流通している電子資料を提供しているのは 145 館 (37.3%) であった。

電子資料の提供を行っていない理由、ならびに、電子資料を提供する際の課題としては、いずれも予算の確保が第一の問題としてあげられており、厳しい予算制約の下で、新しい形態のサービスをどのように提供していくかということが共通の課題となっていることが理解された。また、予算や対応できる職員の確保といった図書館内部の要因がある一方で、「コンテンツが充実していない」や「利用者のニーズがない・不明」といった外的要因も挙げられるなど、多くの課題が存在することが指摘される。

【注・参考文献】

- 1) 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス. 国立国会図書館.
(http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/)
- 2) Sixth Annual Survey of Ebook Usage in U.S. Public Libraries. *Library Journal / School Library Journal*. 2015, 137p.

6. 障害者サービス(Q62-67)

6.1. 図書館における障害者サービスに関する調査の背景

6.1.1. 「図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づく調査項目

図書館における障害者サービスについては、現行の図書館法には特段の記述はなく、平成24年12月19日に大臣告示された「望ましい基準」の方に示されている。「望ましい基準」では、図書館の障害者サービスについて2か所、言及がある。まず、「第二 公立図書館」、「一 市町村立図書館」における「1 管理運営」、「(六)施設・設備」に次の記述がある。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

障害者も含めた様々な利用者が図書館を円滑に利用できるように、施設・設備を設けることが望ましいとしている。次に「(四)利用者に対応したサービス」の中で、「ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施」と記述がある。これは、障害者向け資料を揃えること、障害者が図書館を利用する際に配慮をすることが望ましいとしている。

この章で報告する障害者サービスに関する質問は、基本的には上記の「図書館の設置及び運営上望ましい基準」中の障害者サービスに関する記述に対応した項目から構成されている。

6.1.2. 図書館における障害者サービスを取り巻く環境の変化

平成25年6月「障害者差別解消法」が制定された。この法律の施行は一部の附則を除き平成28年4月1日からである。公立図書館等の行政機関はこの法律で規定される「差別の禁止」「合理的配慮の提供」「基礎的環境整備」という3つの点を満たしていく必要がある。

「差別の禁止」とは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」によれば

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

(内閣府サイト <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/>より)

とあり、障害を持つ人への差別を禁止している。これは公立図書館であるから、といった状況を想定しなくても、日本の法律として障害を持つ人への態度を示すものである。そのため、公立図書館として、この考え方は当然のものとして、個別具体的に何らかの対策を取るものではない

い。

一方で、「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」については義務化されたため、何らかの対策を取る必要がある。この二つの違いは「基礎的環境整備」が特に要望がなくとも、障害を持つ利用者を想定してあらかじめ各種の環境整備を行っておくことであるのに対して、「合理的配慮の提供」は障害を持つ利用者の個別の要望に応じて対応することである。

「合理的配慮の提供」は障害者差別解消法の第七条にて以下のように規定されている。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(内閣府ウェブサイト http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html より)

以上のことから、行政機関等であれば負担が過剰でなければ合理的な配慮が求められることになった。ここで言う合理的配慮とは、「障害者差別解消法」が成立する理由ともなった「障害者の権利に関する条約」に以下のように定義がされている。

第二条 定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> より)

障害者差別解消法について図書館がどのような対応を取るべきかについては、日本図書館協会が「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を作成し、平成 28 年 3 月 22 日に公表している。

なお、公立図書館は視覚障害者等及び聴覚障害者等のために、著作権者の許諾なしに、公表された著作物の複製、または自動公衆送信を行うことができる。これは、著作権法第三十七条(視覚障害者等のための複製等)及び第三十七条の二(聴覚障害者等のための複製等)で規定されている。さらに公立図書館が「著作権法施行令」第二条及び第二条の二での「図書館法第二条第一項」に該当する図書館であるためである。

本調査では図書館の障害者サービスについて基本的には「図書館の設置及び運営上望ましい基準」に対応した形で質問紙調査を行っている。ただし、調査結果を分析していく際に、必要に応じて障害者差別解消法との対応についてもみていく。

6.2. 図書館における障害者サービス状況

障害者サービスに関する質問は Q62 から Q67 である。質問ごとに整理した上で報告する。

Q62 は「障害者とのコミュニケーション確保のために講じている手段」についての質問である。結果を表 6-2-1 と図 6-2-1 に示す。

表 6-2-1 障害者とのコミュニケーション確保のために講じている手段
(Q62) (N=2,456, 複数回答可)

障害者とのコミュニケーション確保のために講じている手段	件数	割合
①手話のできる職員がいる	112	4.6%
②筆談の準備がある	1,545	62.9%
③点字の読み書きができる職員がいる	63	2.6%
④代筆や代行検索などに対応している	929	37.8%
⑤点字・拡大文字・易しく書かれた利用案内・目録等を発行している	340	13.8%
⑥その他	120	4.9%
未回答	621	25.3%
計	3,730	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

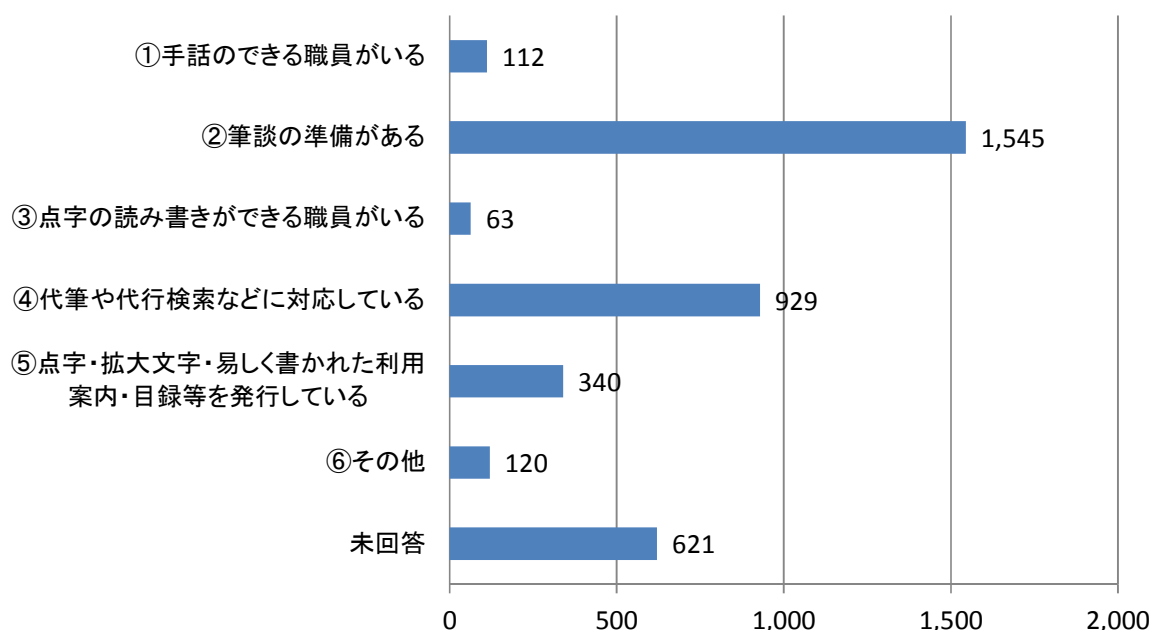


図 6-2-1 障害者とのコミュニケーション確保のために講じている手段
(Q62) (N=2,456, 複数回答可)

「①手話のできる職員がいる」「③点字の読み書きができる職員がいる」など、図書館職員に特定のスキルが必要な選択肢に関しては、該当する図書館の割合は低い。一方で、「②筆談の準備がある」といった特定のスキルが必要でない選択肢に関しては 62.9%と多くの図書館で対応していることがわかる。なお、「⑥その他」については、自由記述のほとんどが何の人的支援もしていないことを示す内容であった。例外として、イラストの描かれたカードを示すことによ

て、障害者に対応するという図書館があった。

表 6-2-2 で示すように、運営形態別に見た場合、直営は具体的な選択肢である①から⑤に対して回答した割合は低い一方で、「その他」や「未回答」の割合が高い。一部委託ないし指定管理の場合には、逆の傾向がみられた。

表 6-2-2 運営形態別、障害者コミュニケーション手段(Q2×Q62) (N=2,456, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①手話のできる職員がいる	64	3.8%	19	5.4%	27	6.7%	2	5.4%
②筆談の準備がある	961	57.6%	262	75.1%	306	75.9%	16	43.2%
③点字の読み書きができる職員がいる	38	2.3%	18	5.2%	6	1.5%	1	2.7%
④代筆や代行検索などに対応している	572	34.3%	181	51.9%	165	40.9%	11	29.7%
⑤点字・拡大文字・易しく書かれた利用案内・目録等を発行している	187	11.2%	74	21.2%	76	18.9%	3	8.1%
⑥その他	90	5.4%	15	4.3%	15	3.7%	0	0.0%
未回答	479	28.7%	52	14.9%	69	17.1%	21	56.8%
回答対象館数	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

Q63 は「施設内に設置している読書支援機器」についての質問である。結果を表 6-2-3、図 6-2-3 に示す。

「①拡大読書器・拡大鏡」に関して 53.7%と過半数が障害者サービスの一環として提供する準備があることがわかる。ただし、「②DAISY 再生機」の割合は 14.5%と低く、現在主流の DAISY を多くの図書館で使うことができない状況となっている。電子書籍用機器については 2.4%と導入している館は少ない。「⑥その他」のほとんどは、老眼鏡やルーペに言及しているが、それらは本来「①拡大読書器・拡大鏡」に含まれるべきものだろう。その他、少数だが、車いす用閲覧机、録音図書作成機、点字プリンター、簡易筆談器が挙げられていた。

表 6-2-4 は運営形態別の機器の設置状況である。「⑦何も設置していない」と答える割合が、34.4%と直営館で最も高い。一部委託館で約 25%、指定管理館で約 23%である。また、⑤電子書籍用機器の提供率は直営館で 1.8%、一部委託館で 0.6%、指定管理者は 6.5%となっている。

表 6-2-3 施設内に設置している読書支援機器(Q63) (N=2,456, 複数回答可)

施設内に設置している読書支援機器	件数	割合
①拡大読書器・拡大鏡	1,319	53.7%
②DAISY再生機	357	14.5%
③音声パソコン	98	4.0%
④活字自動読み上げ機	165	6.7%
⑤電子書籍用機器(専用端末、携帯型タブレット等)	59	2.4%
⑥その他	108	4.4%
⑦設置していない	759	30.9%
未回答	252	10.3%
計	3,117	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

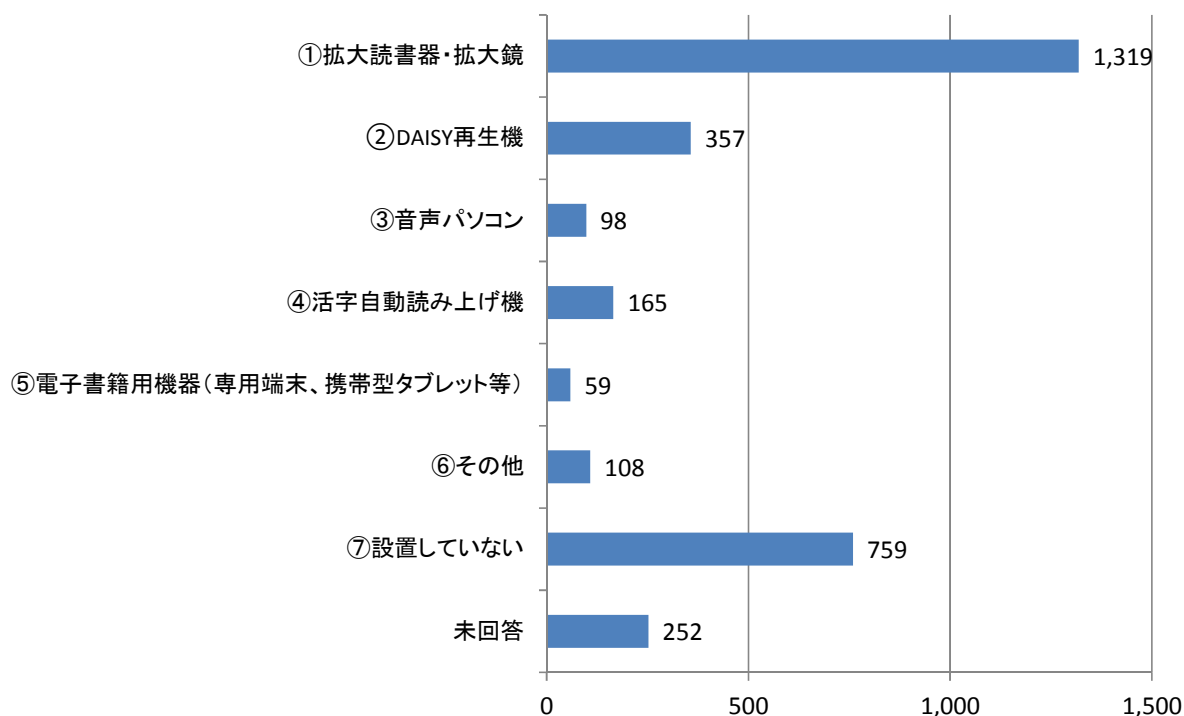


図 6-2-2 施設内に設置している読書支援機器(Q63) (N=2,456, 複数回答可)

表 6-2-4 運営形態別、施設内設置読書支援機器(Q2×Q63) (N=2,456, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①拡大読書器・拡大鏡	878	52.7%	188	53.9%	244	60.5%	9	24.3%
②DAISY再生機	220	13.2%	72	20.6%	59	14.6%	6	16.2%
③音声パソコン	60	3.6%	24	6.9%	13	3.2%	1	2.7%
④活字自動読み上げ機	111	6.7%	34	9.7%	16	4.0%	4	10.8%
⑤電子書籍用機器	30	1.8%	2	0.6%	26	6.5%	1	2.7%
⑥その他	43	2.6%	47	13.5%	17	4.2%	1	2.7%
⑦設置していない	573	34.4%	87	24.9%	92	22.8%	7	18.9%
未回答	149	8.9%	41	11.7%	41	10.2%	21	56.8%
回答対象館数	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

Q64 は「提供している障害者サービス用資料」についての質問である。結果を表 6-2-5、図 6-2-5 に示す。

「②大活字本・拡大写本」は 82.2%と多くの図書館で提供している。しかしながら、大活字本はどちらかといえば比較的軽度の弱視者向けの資料であり、視覚障害者一般というよりも老眼の高齢者向けの資料である。老眼者以外の障害者向けの資料といえる、点字資料や録音資料に関しては、半分程度の図書館しか提供していない。「⑥その他」には、記号表記を用いて記述された知的障害者向けの本(LLブック)、点字とは異なる方法で触知する「さわる絵本」が複数館で挙げられていた。

表 6-2-5 提供している障害者サービス用資料 (Q64) (N=2,456, 複数回答可)

提供している障害者サービス用資料	件数	割合
①点字資料	1,359	55.3%
②大活字本・拡大写本	2,020	82.2%
③録音資料(カセットテープ・音声DAISY)	1,009	41.1%
④マルチメディアDAISY資料	263	10.7%
⑤布の絵本	524	21.3%
⑥手話や字幕入り映像資料	409	16.7%
⑦電子書籍	75	3.1%
⑧その他	70	2.9%
未回答	354	14.4%
計	6,083	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

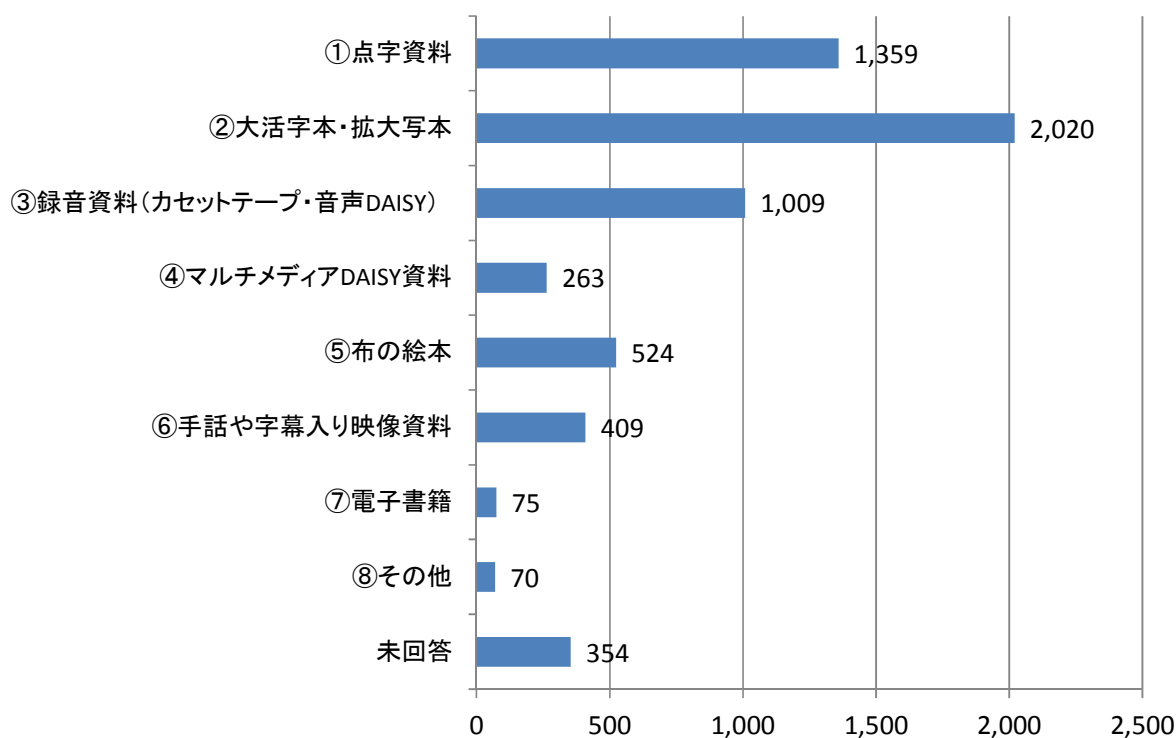


図 6-2-5 提供している障害者サービス用資料 (Q64) (N=2,456, 複数回答可)

表 6-2-6 では、運営形態別に障害者向け資料の所蔵状況を検討した。一部委託館の場合、直営館・指定管理館に比べて「②大活字本・拡大写本」の所蔵がやや少ない一方、「④マルチメディア DAISY 資料」「⑥手話や字幕入り映像資料」の所蔵がわずかながら多いことがわかる。また Q63 と同様に、指定管理館に限った場合、電子書籍を提供している割合がわずかながら直営館より高い。しかしながら、全体的に見て、運営形態によって大きな違いがあるとはいえないだろう。

表 6-2-6 運営形態別、提供障害者サービス用資料 (Q2×Q64) (N=2,456, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①点字資料	935	56.1%	185	53.0%	229	56.8%	10	27.0%
②大活字本・拡大写本	1,390	83.4%	269	77.1%	348	86.4%	13	35.1%
③録音資料(カセットテープ・音声DAISY)	716	43.0%	152	43.6%	134	33.3%	7	18.9%
④マルチメディアDAISY資料	159	9.5%	59	16.9%	41	10.2%	4	10.8%
⑤布の絵本	354	21.2%	68	19.5%	97	24.1%	5	13.5%
⑥手話や字幕入り映像資料	272	16.3%	68	19.5%	67	16.6%	2	5.4%
⑦電子書籍	30	1.8%	10	2.9%	34	8.4%	1	2.7%
⑧その他	47	2.8%	8	2.3%	15	3.7%	0	0.0%
未回答	217	13.0%	69	19.8%	34	8.4%	24	64.9%
回答対象館数	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

Q65 は「対面朗読の実施体制」についての質問である。結果を表 6-2-7、図 6-2-7 に示す。

表 6-2-7 対面朗読の実施体制 (Q65) (N=2,456, 複数回答可)

対面朗読の実施体制	件数	割合
①職員が実施	196	8.0%
②訳者等の図書館協力者が実施	97	3.9%
③ボランティアが実施	487	19.8%
④その他	96	3.9%
⑤実施していない	1,464	59.6%
未回答	241	9.8%
計	2,581	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

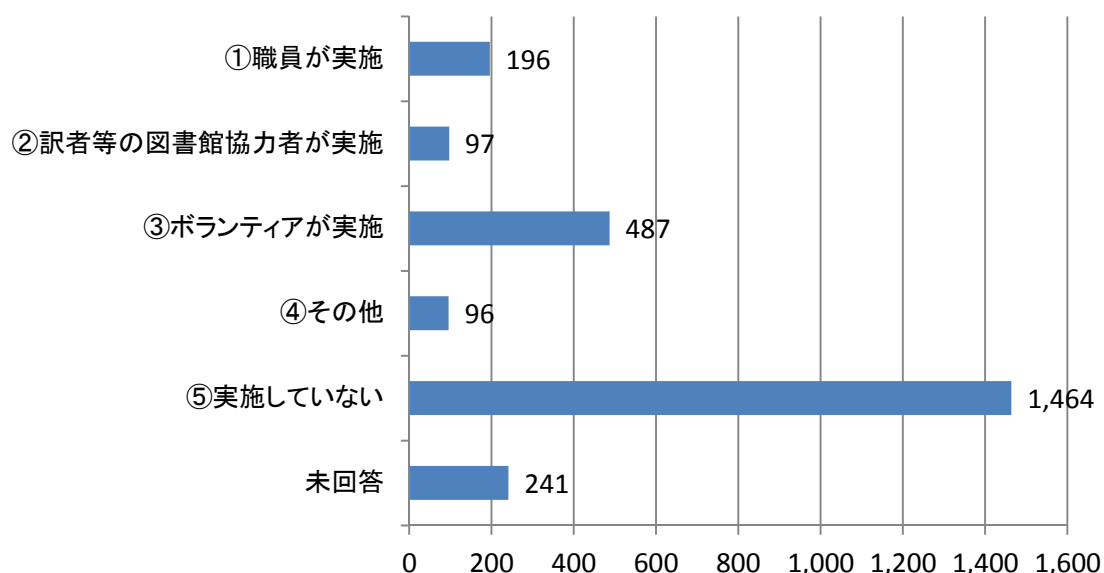


図 6-2-7 対面朗読の実施体制 (Q65) (N=2,456, 複数回答可)

対面朗読について「⑤実施していない」図書館は約 60%におよぶ。また、対面朗読を実施している館でも、専任、非常勤に限らず職員ではなく、ボランティアや図書館協力者に依存する

傾向があることがわかる。なお、「④その他」では、準備はしており設備もあるが、利用が少なく実績がないという回答が多くみられた。

表 6-2-8 では、運営形態別の対面朗読の実施状況について示した。対面朗読に関しては、理由は不明だが、一部委託館において盛んである。Q65 の「実施している」となる回答の①~③を足し合わせると、一部委託館では約 42%となり、直営館の約 27%、指定管理館の約 35%より高い。また、実施という回答または未回答の割合の少なさからも一部委託館における対面朗読への積極的取組が裏付けられる。

表 6-2-8 運営形態別、対面朗読の実施体制(Q2×Q65) (N=2,456, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①職員が実施	128	7.7%	25	7.2%	41	10.2%	2	5.4%
②訳者等の図書館協力者が実施	46	2.8%	36	10.3%	14	3.5%	1	2.7%
③ボランティアが実施	313	18.8%	85	24.4%	85	21.1%	4	10.8%
④その他	60	3.6%	16	4.6%	19	4.7%	1	2.7%
⑤実施していない	1,065	63.9%	160	45.8%	226	56.1%	13	35.1%
未回答	139	8.3%	47	13.5%	38	9.4%	17	45.9%
回答対象館数	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

Q66 は「資料の郵送貸出・宅配サービスの実施」についての質問である。結果を表 6-2-9、図 6-2-9 に示す。

「⑤実施していない」図書館数は 53.1%となっている。半分以上の図書館で障害者向け資料の郵送貸出を実施していないことがわかる。郵送貸出、宅配サービスは直接の来館が困難な障害を持つ利用者に利便性が高いサービスである。障害者差別解消法における合理的配慮は、過度な負担とならない場合に実施するものとされている。配達は継続的にコストのかかるサービスであり、実施するかどうかは図書館の規模や財政状況にもよるだろう。

表 6-2-10 では運営形態別の状況を示した。郵送貸出・宅配サービスについて未実施である割合は直営館で高く(約 58%)、指定管理館は約 47%、一部委託館は 39%となる。このような結果となる理由についてはさらなる調査が必要だろう。

表 6-2-9 資料の郵送貸出・宅配サービスの実施(Q66) (N=2,456, 複数回答可)

資料の郵送貸出・宅配サービスの実施について	件数	割合
①点字録音資料の郵送貸出を実施している	473	19.3%
②図書の郵送貸出を実施している	392	16.0%
③職員等による宅配サービスを実施している	433	17.6%
④実施していない	1,303	53.1%
未回答	237	9.6%
計	2,838	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

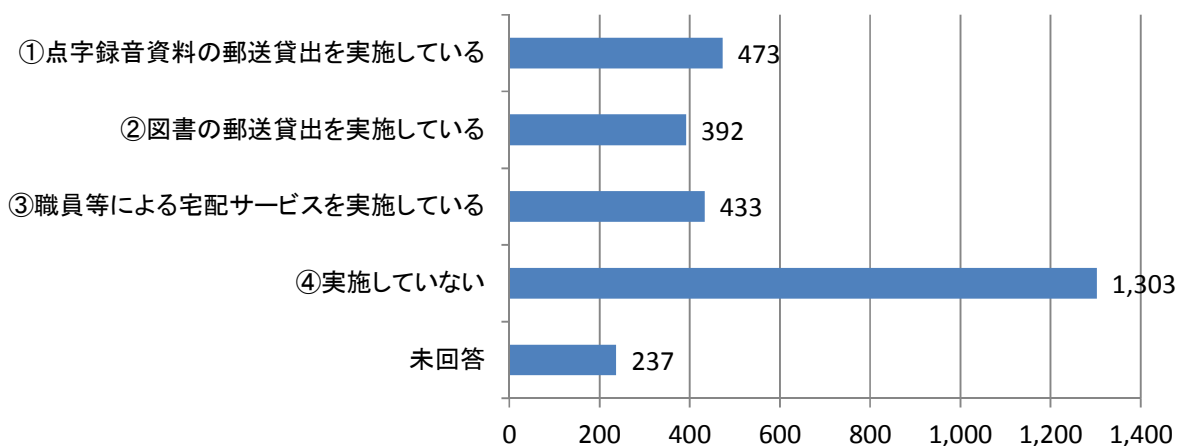


図 6-2-9 資料の郵送貸出・宅配サービスの実施について(Q66) (N=2,456, 複数回答可)

表 6-2-10 運営形態別、郵送貸出・宅配サービス実施状況
(Q2×Q66) (N=2,456, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①点字録音資料の郵送貸出を実施している	294	17.6%	93	26.6%	81	20.1%	5	13.5%
②図書の郵送貸出を実施している	229	13.7%	89	25.5%	71	17.6%	3	8.1%
③職員等による宅配サービスを実施している	283	17.0%	51	14.6%	97	24.1%	2	5.4%
④実施していない	964	57.8%	136	39.0%	189	46.9%	14	37.8%
未回答	140	8.4%	50	14.3%	31	7.7%	16	43.2%
回答対象館数	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

Q67 は「障害者サービスを担当する職員の体制」についての質問である。専任か兼任などカテゴリに分け、それぞれの人数を尋ねている。まずはカテゴリ毎の回答件数について結果を表 6-2-11、図 6-2-11 に示す。

表 6-2-11 障害者サービスを担当する職員の体制(Q67) (N=2,456, 複数回答可)

障害者サービスを担当する職員の体制	件数	割合
①専任	63	2.6%
②兼任	602	24.5%
③ボランティアが対応	114	4.6%
④決まった担当者はいない	1,427	58.1%
⑤その他	81	3.3%
未回答	330	13.4%
計	2,617	100.0%
回答対象館数	2,456	(複数回答可)

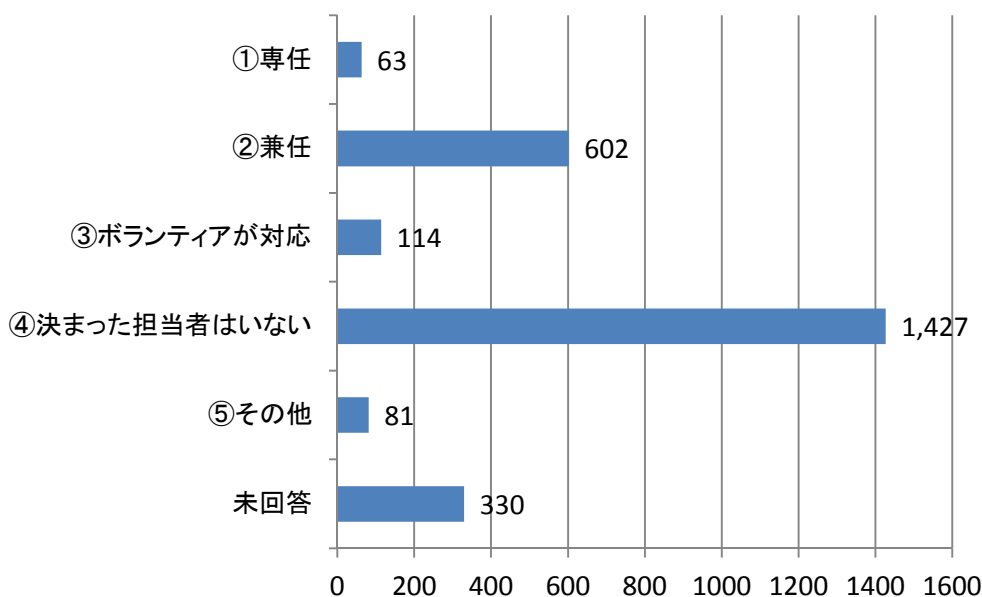


図 6-2-11 障害者サービスを担当する職員の体制 (Q67) (N=2,456, 複数回答可)

障害者サービスを担当する職員の体制については「④決まった担当者はいない」「⑤その他」を合わせて、61.4%であり、大半の図書館において担当者がいない状況であることがわかる。なお「⑤その他」の記述の多くは、そうした機会に居合わせた職員が対応するというもので「④決まった担当者はいない」に該当するものであった。

また、担当者がいる場合でも、専任の割合は非常に低い。専任担当職員について、数値を申告した図書館の数を分母とした場合の平均値は 1.6 人、中央値は 1.0 人であった。兼任担当職員の場合は、平均値 2.4 人、中央値 2.0 人であった。

表 6-2-12 では運営形態別に職員体制について検討している。「④決まった担当者はいない」と答えた割合は直営館が高く(62.0%)、次に指定管理館(57.3%)が続き、一部委託館(43.6%)が最も低くなっている。

表 6-2-12 運営形態別、障害者サービス担当の職員体制
(Q2×Q67) (N=2,456, 複数回答可)

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①専任	34	2.0%	17	4.9%	11	2.7%	1	2.7%
②兼任	380	22.8%	107	30.7%	110	27.3%	5	13.5%
③ボランティアが対応	74	4.4%	27	7.7%	12	3.0%	1	2.7%
④決まった担当者はいない	1,034	62.0%	152	43.6%	231	57.3%	10	27.0%
⑤その他	28	1.7%	30	8.6%	21	5.2%	2	5.4%
未回答	205	12.3%	65	18.6%	41	10.2%	19	51.4%
回答対象館数	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

「望ましい基準」では障害者サービスを行う担当者についての言及はないが、障害者差別解消法を受けた日本図書館協会のガイドラインでは次の記述がある。「2 障害を理由とする差別と図書館に求められる対応」、「(4) 図書館における具体的取組み」では 8 つの具体的な取

組が挙げられているが、そのうち「④障害者からの相談に対応する職員を配置する。」「⑤障害者からの依頼と合理的配慮の提供に差異が生じた場合に備え、より専門的・総合的に判断・調整ができる職員を配置する。」とされている。兼任か専任かは別にして、大半の図書館で決まった担当者がいない状況は解消していく必要があるだろう。

6.3. まとめ

今回の調査では、図書館における障害者サービスについて「望ましい基準」での記述に基づき、調査項目が構成されている。調査結果からは、資料の整備やサービスの面で「望ましい基準」を満たす回答をしている図書館は多くないことがわかる。例えば、「提供している障害者サービス用資料(Q64)」について、障害者向け資料を提供している図書館は8割を超えていたが、大活字本や拡大写本にとどまり、点字資料や録音資料を提供している図書館は半数程度である。また、「障害者サービスを担当する職員の体制(Q67)」では(専任、兼任、ボランティアなど種類を問わず)担当者が配置されていると回答した館は四分の一程度であった。

図書館における障害者サービスについては平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、特に公立図書館において、合理的配慮が義務付けられる。また、私立図書館等を含むすべての図書館でも合理的配慮は努力義務とされる。日本図書館協会では「障害者差別解消法」を受け、平成28年3月にガイドラインを発表している。このガイドラインで示された図書館における障害者への合理的配慮やそれに伴う環境整備は、今回の調査項目にほぼ対応している。しかしながら、前述のように、障害者に向けた資料の整備やサービス提供の面を満たしている図書館は多くない。こうした図書館では、資料の整備や担当者の配置などの対応が求められる。

調査結果が示した現状のままでは、十分なサービス体制が構築されない恐れもある。地方公共団体の財政が懸念される状況においては、費用対効果の問題が残るからである。Q65の「対面朗読の実施体制」「その他」の回答でみられたように、設備や人材に投資してもあまり利用されない可能性がある。ただし、その理由はこれまでの図書館が十分な障害者サービスを行ってこなかった結果のせいかもしれない。支援が不十分である現状は、もうすでにそのような悪循環に陥っていることを示しているのかもしれない。そうしたなかで、直営館や指定管理館よりわずかながら手厚いように見える一部委託館の実態について、さらに精査してみる価値があると思われる。

7. 資料収集方針と地域支援

7.1. 収集方針 (Q47-49)

図書館の収集方針に関しては図書館法では特に記述はなく、「望ましい基準」で別途定められている。「望ましい基準」では資料収集方針に関して「1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。」とされている。

本節では、図書館の収集方針に関して「望ましい基準」で「努めるものとする」とされている「収集方針を定めているか(Q47)」「収集方針を公開しているか(Q48)」「収集方針を公開していない理由(Q49)」について調査結果を報告する。

Q47 は「図書館の収集方針を定めているか」という質問である。結果を表 7-1-1、図 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 図書館資料の収集方針を定めているか(Q47) (N=2,456)

図書館資料の収集方針を定めているか	件数	割合
①定めている	1,777	72.4%
②定めていない	448	18.2%
未回答	231	9.4%
計	2,456	100.0%

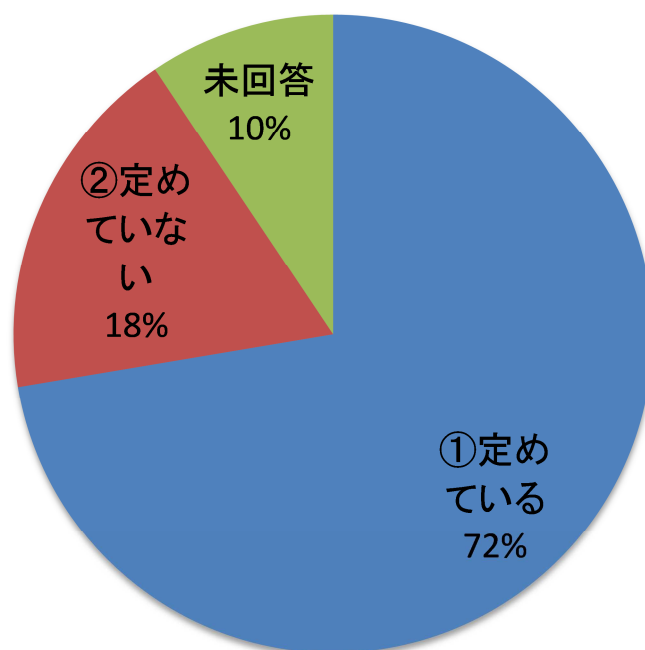


図 7-1-1 図書館資料の収集方針を定めているか(Q47) (N=2,456)

「図書館資料の収集方針を定めているか(Q47)」という設問に対して、定めていると回答した図書館は 72.4%に留まる。定めていると回答しなかった館は担当者が変わる際に、蔵書の継続性が失われる可能性もある。「望ましい基準」にもあるとおり、図書館の目的や性格に十分に配慮した図書館の収集方針は定めることが望ましい。

続く表 7-1-2 と表 7-1-3 は、それぞれ運営形態別、団体種類別に収集方針の策定状況について示したものである。表 7-1-2 から明らかなように、収集方針を策定していない割合は直営館が相対的に高い。一部委託館と指定管理館で策定している割合が高いのは、契約の際に業務の内容や範囲を定義するため必要であるからだろう。また表 7-1-3 からは、約 47%におよぶ町村図書館が収集方針を策定していないことがわかる。

表 7-1-2 運営形態別、収集方針の策定状況 (Q2×Q47) (N=2,456)

収集方針	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①定めている	1,162	69.7%	297	85.1%	305	75.7%	13	35.1%
②定めていない	372	22.3%	13	3.7%	59	14.6%	4	10.8%
未回答	133	8.0%	39	11.2%	39	9.7%	20	54.1%
計	1,667	100.0%	349	100.0%	403	100.0%	37	100.0%

表 7-1-3 団体種類別、収集方針の策定状況 (N=2,456)

収集方針	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①定めている	171	90.5%	157	67.4%	1,231	76.3%	218	51.9%
②定めていない	9	4.8%	16	6.9%	227	14.1%	196	46.7%
未回答	9	4.8%	60	25.8%	156	9.7%	6	1.4%
計	189	100.0%	233	100.0%	1,614	100.0%	420	100.0%

Q48 は「図書館の収集方針を公表しているか」という質問である。結果を表 7-1-4、図 7-1-4 に示す。回答は Q47 で「収集方針を定めている」と答えた館のみを対象としている。

収集方針を「公表している」と回答した図書館は 63.3%に留まっている。回答館のうち、収集方針を定めて、さらに公表していると回答した図書館は 45.8%であり、「望ましい基準」を満たす図書館は半数以下であった。

表 7-1-4 収集方針を公表しているか (Q48) (N=1,777)

図書館の収集方針を公表しているか	件数	割合
①公表している	1,124	63.3%
②公表していない	641	36.1%
未回答	12	0.7%
計	1,777	100.0%

続く表 7-1-5 と表 7-1-6 は、それぞれ運営形態別、団体種類別に収集方針の公開状況について示したものである。表 7-1-5 の「②公表していない」という回答からは、直営館が最も収集方針を公開しておらず(約 39%)、次に指定管理館で(約 35%)、未公表の値が一番低いのは一部委託館である(約 25%)ことがわかる。一部委託館の場合、他の運営形態に比べて、詳細に業務の内容を定義・共有しなければ協働しにくいからかもしれない。より詳しい検討に値するだろう。また表 7-1-6 からは、指定都市以外の市および特別区では 4 割弱、町村図書館にいたっては 5 割以上が収集方針を公開していないことが示されている。

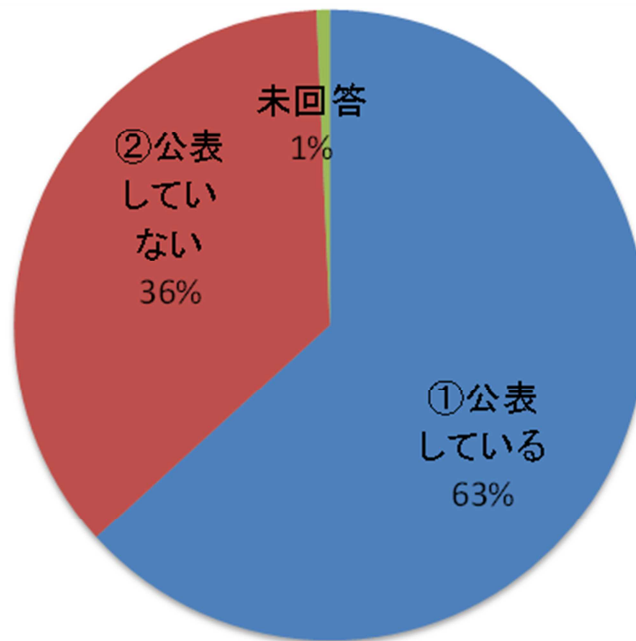


図 7-1-4 収集方針を公表しているか(Q48) (N=1,777)

表 7-1-5 運営形態別、収集方針の公開状況 (Q2×Q48) (N=1,777)

収集方針の公表	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	703	60.5%	216	72.7%	194	63.6%	11	84.6%
②公表していない	457	39.3%	74	24.9%	108	35.4%	2	15.4%
未回答	2	0.2%	7	2.4%	3	1.0%		0.0%
計	1,162	100.0%	297	100.0%	305	100.0%	13	100.0%

表 7-1-6 団体種類別、収集方針の公開状況 (N=1,777)

収集方針の公表	特別区		指定都市		市		町村	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①公表している	105	61.4%	153	97.5%	763	62.0%	103	47.2%
②公表していない	65	38.0%	2	1.3%	459	37.3%	115	52.8%
未回答	1	0.6%	2	1.3%	9	0.7%		0.0%
計	171	100.0%	157	100.0%	1,231	100.0%	218	100.0%

Q49 は、Q48 で「収集方針を公開していない」と答えた図書館に対して、その理由について自由記述方式で回答を求めたものである。回答をカテゴリ化したものを表 7-1-7 に示す。なお、ここでは一つの回答が複数のカテゴリに入る場合もある形で集計している。

「望ましい基準」にもあるとおり、図書館の収集方針は定めた上で公開すべきものであり、「特に理由はない」にも関わらず公開していないという状態は解消してゆく必要があるだろう。また、最も割合の高い「内規・内部資料のため」という理由は、公立図書館の財源が税金であり、納税者に対する説明責任があることを考慮すると、このままの状態を放置しておくべきではないといえる。

表 7-1-7 収集方針を公開しない理由 (Q49) (N=641, 複数回答可)

収集方針を公開しない理由	回答数	割合
内規・内部資料のため	164	25.6%
方針の改定、見直しを予定しているため	53	8.3%
公表の機会・場がない	7	1.1%
要望がなかった	24	3.7%
要請があった場合のみ公表することになっている	26	4.1%
必要がない	21	3.3%
誤解・混乱を避けるため	20	3.1%
公表を検討中・準備中	38	5.9%
特に理由はない	121	18.9%
その他	59	9.2%
無回答	118	18.4%
	調査対象館数	641
		100.0%

「望ましい基準」では収集方針を作成し、公表することが望ましいこととなっている。しかしながら、「図書館資料の収集方針を定めているか (Q47)」という設問に対して、定めていると回答した図書館は 72.4%に留まる。また、定めていると回答した図書館でも「収集方針を公表しているか (Q48)」に対して公表していると回答した図書館は 63.3%に留まっている。回答館のうち、収集方針を定めて、さらに公表していると回答した図書館は 45.8%であり、「望ましい基準」を満たす図書館は半数以下であった。運営形態別には、直営よりも一部委託や指定管理の館の方が定めている割合も公表している割合も高い傾向が見られた。

7.2. 地域の課題解決支援サービス (Q60-61)

Q60 と Q61 では地域の課題に対応したサービスについて尋ねた。なお、アンケートにおいては「課題解決支援サービス」という語を用い、“利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえて実施する資料及び情報の整備・提供をさす”とアンケート中で定義した。主題別にカテゴリを 6 種に分け、課題解決支援サービスとして対応している主題をあげるように求めた。結果を表 7-2-1 と図 7-2-1 に示す。なお、回答は複数回答可である。

表 7-2-1 課題解決型サービスの実施内容 (Q60) (N=2,456, 複数回答可)

課題解決支援サービスの実施内容	件数
①職業・ビジネス関連	873
②子育て・教育関連	1,115
③健康・医療関連	848
④法律・司法手続き関連	421
⑤地方公共団体の政策等に関連	548
⑥その他	392
未回答	20
	計
	4,217
	回答対象館数
	2,456

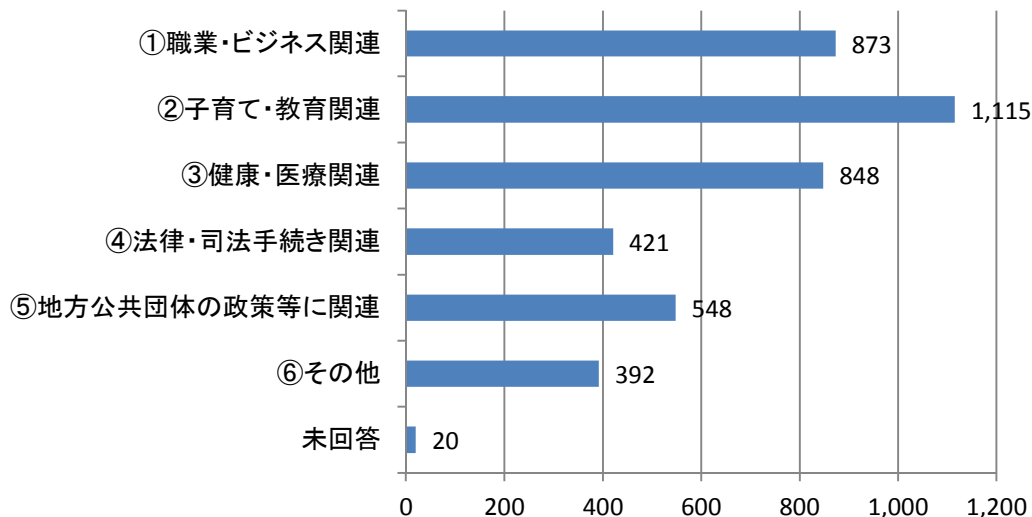


図 7-2-1 課題解決型サービスの実施内容の件数 (Q60) (N=2,456, 複数回答可)

結果からは、図書館が対応する課題解決支援の主となる領域は、まず子育て・教育関連であり、回答対象館の 45%がなんらかのサービスを行っていることがわかる。続いて職業・ビジネス関連、健康・医療関連で、回答館の 3 割以上がこれらの領域の支援サービスを実施している。法律・司法手続き関連はその割合が 2 割弱となる。

選択肢「⑥その他」においては自由記述方式でその具体的な内容を記すよう求めた。日常的なレファレンスサービス業務の中で課題解決支援サービスに対応しているという回答が多くみられた。このほか、郷土資料の収集・レファレンスという回答も多かった。郷土資料の中身についてより具体的に記しているケースにおいては、郷土史、地場産業、文化、まちづくり、治水、地元のプロスポーツチーム、原子力発電所などへの言及がみられた。また、いくつかの回答では高齢者向けまたは在日外国人向けのサービスとして、あるいは人権を啓発する目的であったり自殺対策や多文化共生目的のサービスとして課題解決支援サービスを位置付けていた。こうした主題とは異なる観点から、パスファインダーの公開や特設コーナーの設置を課題解決支援サービスとして記す回答もあった。

Q61 において、課題解決支援サービスが「地域の活性化に貢献した事例」について、自由記述方式で回答を求めた。回答として特殊なサービスそのものについて記入しているケースが非常に多く、厳密に言えばそれらは質問に対して適切でない。特殊なサービスの中身については次節で言及することとし、以下では「地域の活性化に貢献した事例」のみについて採りあげる。

具体的な成果をあげた事例としては、「高校生向けのビジネスプラン作成講座を実施し、受講者が日本政策金融公庫のビジネスプランのコンテストにおいて入賞した」(広島市立中央図書館)、「肥後野菜のブランド化による新製品の開発に関与し、地方創生レファレンス大賞受賞につながった」(くまもと森都心プラザ図書館)、「農業情報支援により、市の特産品の質が向上し賞を受けた」(土佐市立市民図書館)、「市の保健所をとおして行うがん検診の利用が増えた」(呉市中央図書館)、「古い役場の資料を保管していたため、昔の橋の図面を提供でき、災害復旧の調査に役立った」(八女市立図書館本館)などを挙げることができる。

このほか、起業や就職に関する相談会によって、地元での就職や採用、起業や商品開発につながったという記述も数件散見された。また、客観的とはいえませんが、図書館蔵書や企画が

子育てや学習、地域の活性化につながっているという回答もみられた。

事例は決して多くないが、課題解決型サービスの成果が図書館職員に目に見える形となって顕れることは稀であろう。そうした中で、ビジネス支援は比較的成果の見えやすい領域といえるかもしれない。一方で、司法や行政領域に対する図書館活動の貢献はほとんどないか、または貢献があっても分かり難いものとなっているのだと推測される。

7.3. 特色ある取組 (Q61,68)

図書館は、特色あるサービスとして何を実施しているのだろうか。Q68 において、そうした事例について自由に記述するか、または資料を提供するよう求めた。また、Q61 の課題解決型サービスに関連してサービス内容について記述した回答もここに含めた。

回答のほとんどは、①郷土資料の収集など特殊コレクション、②講演会やお話会などのイベント、③児童・高齢者・外国人など特別な利用者に対するサービス・企画、④アウトリーチサービス、⑤特設コーナーおよび展示、⑥資料作成、⑦物品販売、⑧そのほか、に分けられる。以下、興味深いと思われる事例を列举する。

①特殊コレクション

- ・郷土資料の収集
- ・郷土資料のデジタルアーカイブ化
- ・内務省委託本の収集
- ・社史の収集
- ・まんがの収集

②イベント

- ・ビブリアバトル
- ・映画会、演奏会またはレコード鑑賞会
- ・寄席、落語会
- ・古文書講座
- ・起業またはビジネス支援の相談会・講座
- ・図書館を使った調べる学習コンクール開催運営
- ・本の帯または POP コンクール
- ・読書感想文、感想画、自作絵本などのコンクール
- ・ロック講座
- ・子ども司書講座
- ・大学生による科学実験教室
- ・本の修理体験
- ・演奏会と連携した高齢者向けまたは子ども向けの朗読会
- ・源氏物語の原文をすべて読む講座
- ・ぬいぐるみおとまり会
- ・選書ツアー

③幼児児童・高齢者・障害者・外国人等を対象としたサービス

- ・ブックスタートほか乳児対象の読書支援
- ・託児サービス
- ・児童向けのお話し会、英語によるお話し会
- ・児童向けの工作講座または料理講座
- ・漢点字に対応
- ・留学生対象の日本文化体験イベント
- ・外国人によるスピーチ大会
- ・ボランティアによる外国人向け日本語教室開催
- ・通訳付きブックスタート
- ・スカイプを利用したの代読サービス
- ・小中学生を対象とした選書体験企画
- ・外国人親子に向けた高校進学説明会

④アウトリーチサービス

- ・宅配サービス
- ・学校でのブックトーク
- ・地方公共団体の学校に司書を派遣し業務支援する
- ・高齢者施設、身体障害者宅、重症心身障害児宅への巡回
- ・街頭や公園での紙芝居・読み聞かせ
- ・特別支援学校への出張お話し会
- ・アニメーション事業

⑤特設コーナーおよび展示

- ・地域の学校や文化サークルの発表・展示
- ・郷土ゆかりの人物・事象・特産品などの資料の展示
- ・時事問題や社会問題について啓発する資料の展示
- ・本を見ながら将棋が指せる将棋コーナー
- ・飲食可能なスペースの設置
- ・ライブラリーカフェ

⑥資料作成

- ・広報誌などの作成
- ・古書販売目録の作成
- ・点字及び大文字による情報誌を作成、障害者へ宅配
- ・大型紙芝居の作成

⑦物品販売

- ・除籍本の販売

- ・文房具の販売
- ・区内障害者福祉施設で制作された商品の受託販売

⑧その他

- ・マスコットキャラクターの活用
- ・不用図書は無償譲渡
- ・SNS(Twitter,Facebook など)の活用
- ・読書通帳等読書歴記録サービス
- ・図書館ボランティアの育成および導入
- ・雑誌スポンサー制度
- ・外国語での案内
- ・年末年始の開館
- ・開館から 30 分間、音楽(CD)を放送
- ・パスファインダーの作成
- ・雑誌の抽選予約制度
- ・地方公共団体の職員向け業務支援
- ・視聴覚教材機材の登録団体向け貸出し
- ・E メールレファレンスサービス
- ・iPad の貸出
- ・法律相談
- ・ネーミングライツ事業
- ・携帯電話のアプリ(おさいふケータイ)機能による図書の貸出